

No.1785

# 刑 政

昭和二年一月十日發行(毎月一回一日發行)

第四十卷第一號

第 四 十 卷 第 一 號 一 月 一 號

讀者のページ、家庭のページ、會報、 叙任辞令、刑務令規、行刑統計、	海外時報	招く方招かれる方の作法	鼠の評眼	國際聯盟と瑞西	上下痛苦し萬象憂惱す	諸家諸説	巡閱を受けるに就て	新年感想	近代生活と新聞紙	遺蹟巡禮	眞實の幸福	白耳義に於ける行刑改良	新年の辭
		春 廼 舍	A 生	川 西 實 三	K 生	39	有馬四郎助	諸 家	池 田 克	E 生	竹 中 慧 照	ソルステイーン・ゼリン	卷 頭 言 2
	48	58	56	39	68	15	23	20	65	68	4		

財團法人 刑務協會發行

# 先帝升遐

乃文乃武の先帝陛下には、久しく御弗豫に渡らせ給ひ、人事の限りを盡して御攻療參らせしかど、御惱いやましに革らせ給ひ、皇后陛下、東宮殿下、同妃殿下は申すも畏こし、上は各皇族殿下より下は草莽の一平民に至るまで、憂愁措く所を知らず、ひたすら御瘡癒を祈願せぬものなかりしに、その效竟に空しく、大正十五年十二月廿五日午前一時、遠く升遐七給ふ。實算僅に四十有八。嗚呼哀しい哉。

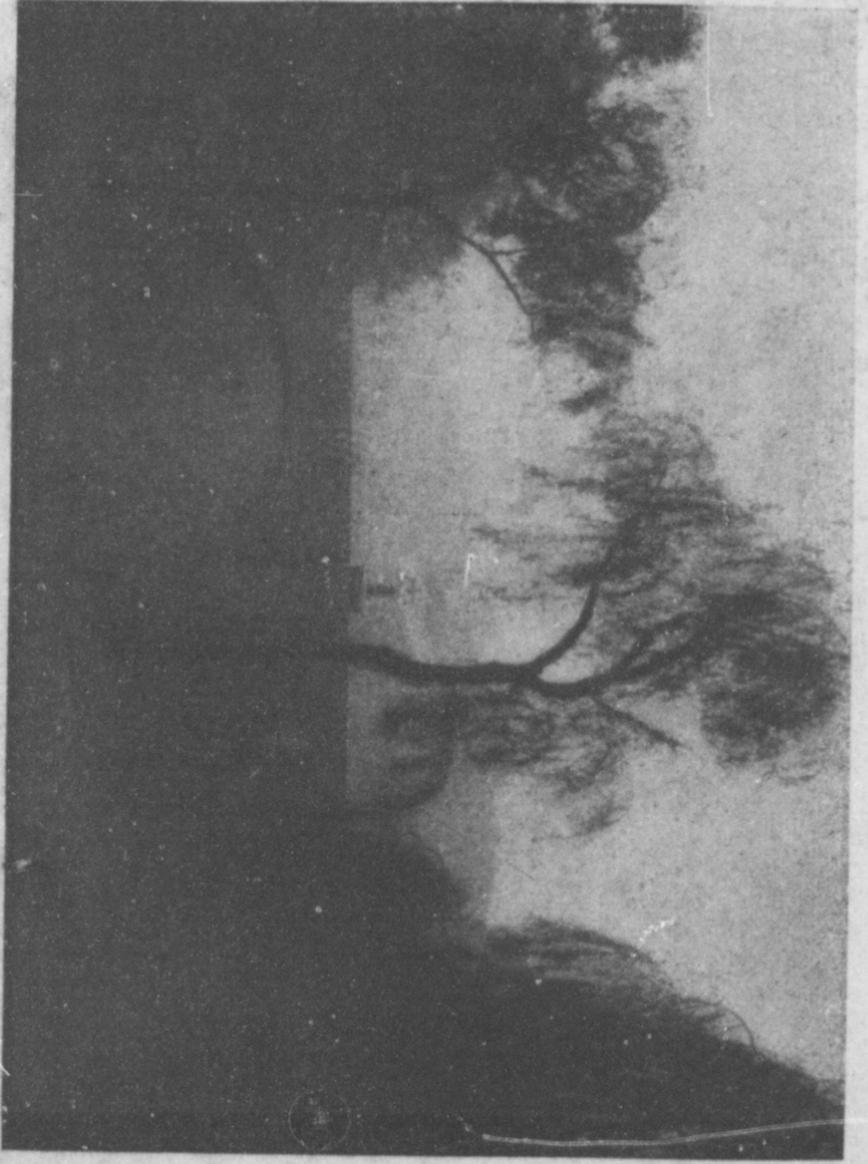
伏して惟みるに、大行天皇は、御年三十有三にして御踐祚遊ばされ、明治大帝の活ける御帝徳を繼紹せさせられ、蒲柳の御玉體を以て、夙夜治國安民の道に御軫念をかけさせられ、丕に鴻基を啓き、阜に皇化を敷き、文教四海に洽く、武威八紘を綏んじ給ひ、由て御健康を害せられ、施いて神去り給ふに至る。嗚呼哀しい哉。

大東七千萬衆の赤子は、仁君として慈父として聖師として仰ぎまつりし、先帝陛下のゆくりなき御駕崩に會し、はふり落つる悲涙せきあへず、遙に九天を望んで惆悵の念轉た禁する能はず、筆端徒らに亂れていふ所を知らず。嗚呼哀しい哉。

# 新帝踐祚

聰明叡知、至孝悃福の新帝陛下には、先帝陛下の升遐と同時にあもりつく天津日嗣を繼承し給へり。恭しく惟みれば、新帝陛下未だ儲位にましませる時、夙に西歐の文化を御巡訪遊ばされ、御歸國後間もなく父帝御弗豫の故を以て、大政を攝し給ふこととなり、大震災後の岌々呼たる難局を統御せさせられ、優に處り恩を樹て、吾人臣民をして能く適歸する所を得させ給ひ、天下萬民と共にせさせられ、萬乗のやごとなき御身を以て、匹夫の身にさへ稀に見るほどの御質素を示し給はるゝ御聖慈は、明治大帝の御面影さへ偲びまつられて、いともたふとき極みなり。

吾人臣民は、大行天皇を奉悼する涙尙ほ新たなるも、早く新帝陛下御踐祚の慶福に接し、さながら雲霧立ちこむる中より、さやかなる曙光を見出す感を以て、更に新しき日本を開發せさせ給ふ新帝陛下を中心とし、昭和の宏謨を扶翼し奉り、斯皇國の爲に各々共に懋むる所あり、以て叡慮を安んじ奉らざるべからざるを念ふと共に、寅んで聖壽の無疆を禱るものなり。



憂愁の中に明けゆく

# 刑政

第 四 卷  
第 一 拾 號



## 第五區刑務官演武大會

Athletic Meeting of the Prison Officials of the 5th Section



## 第四區刑務官演武大會

Athletic Meeting of the Prison Officials of the 4th Section



### 年頭の辭

丙寅の一年を送つて新に丁卯の歳を迎ゑ清新の氣は渾身に漲り希望の光は頭上に輝く、「刑政」の使命は彌重し、吾等はいかにせば刑政發達の上に貢献し得べきかを日夜構想に耽つて居るが、望多くして力の足らざるを愧づるのである。昨年来種々の課題を設けて廣く會員諸子の意見を求め、實例や經驗や感想を披瀝されることを請ふたのは即ち「刑政」を乾燥無味の單調のものたらしめず衆智を鍾めて光彩を添えやうとする微衷に外ならぬのであつたことは會員諸子の領得せらるゝ所であらうと思ふ。諸子が吾等の衷情を酌みとり、それ〴〵意氣や感想を寄せ紙上を賑はして下さつたことは吾等の幸福とし感謝する所である。智識を世界に求め、廣く會議を起し、萬機公論に決するといふことは、吾等の標語とし服膺して悖らざらんことを期するのであるから、今年も亦大に各國の行刑制度や大家の意見を紹介すると共に、我行刑實務家の感想意見、經驗等の發表を請ふて互に探討研究する多くの資料を會員諸子に提供するのが「刑政」の使命

であり、又會員諸子の興望に副ふ所以であらうと信ずる、動もすれば古きを尙び新きを賤しむ人があると同時に、新きを好み古きを貶す人があるけれども、これは何れも偏狭固執の謬見である。又學問上の智識を重じ經驗を輕んずる人があり、其反對に經驗を完全無缺の盾として鋒先強い學識を蔑視する人があるが、これ亦双方偏執妄斷である。溫故知新の金言は今昔論りなく、學識經驗は兩輪雙翼であつて、其一を斥けては一步も進むことは出來ぬのみか、其用を作さぬ。互に説き互に聽きて虚心坦懐内に省み以て採長補短に吝ならざるこそ能く已を知るものである。「刑政」は此の見地に立ち、偏せず黨せず不羈獨立で進みたい。

我刑務協會は一萬有餘の會員に依て支持せられて居るのであるから、吾等は此の會員諸子の爲めに圖つて忠僕たらんことを期して居るが、刑務協會は會員諸子のものであるから、會員諸子は吾等を鞭撻し指導して、協會の事業を一日々々と進展するやうに計つて載きたい。「刑政」紙上の改良刷新の上にもみならず、事業全般の進歩を期する爲めに、力を盡さるゝことを謹んで御願致すのである。年頭に臨み謹んで會員諸子の康寧を祈り、敍上の卑見を以て御挨拶に代へます。

Prison Reform  
in Belgium  
.....  
Thorsten Sellin

# 白耳義に於ける行刑改良 (上)

…戦前…戦後…刑事人類學…職業指導…

ソルステイーン・ゼリン

## (一) 戦前

— Pennsylvania System —

現在白耳義に於ては、犯罪者の性質及び刑罰の目的に關する近代の科學的見解に基いて行刑施設を改造せんとする、極めて興味深い重要な社會實驗 (Social experiment) が行はれてゐるのである。此の改良はアメリカからの影響を受けてゐること頗る多いので、この新組織の背景、現在の成績並びにその將來の發達について概要を述べるのはアメリカの讀者にとつて有益な事と思ふ。

白耳義に於ける戦前の行刑制度は、一箇の人物の生涯の事業と云つてもよいもので、一箇の觀念によつて支配されてゐたのである。此の人はエデュアル・デュクペティオー (Édward Ducpétiaux) (1804—1868) —— 伯耳義の刑務所の検閲長官 (Inspector-general) となつた人である。一八三二年に此職に就いた時は、氏はまだ青年であつたが、已に政界に重きをなしてゐて、多くの人々と同じく、彼も亦た當時歐州を風靡し初めてゐた Pennsylvania System (十八世紀の末アメリカのペンシルベニアのクウエーカー派に由て唱へ出された制度にして、

嚴重なる獨居拘禁によりて受刑者の自己省察を促し、由て以て性格の改善を謀らんとするものこの熱心な支持者となつたのである。而してその才識と勢力とによつて、彼は此のシステムをベルヂアムに採用し、特にその目的のため、プリズンをも建設することを得たのである。

獨居制は外見上には好結果をもたらしたやうであつたので、大戰に至るまで此等のプリズンは此の種類のもの模範として廣く知られてゐたのであつた。然しながら此の制度に反對するもの、説によるとその成功は頗る疑ふべきものとせられてゐたのである。ベルベツクは曰ふ。「眞に新しい試みが受刑者の處遇の上に行はれてゐた。プリズンを訪ふて多くの居房を窺ふことを得たものは、皆な嚴重な秩序紀律と、清潔と、靜肅と、一絲亂れない整然たる管理方法とに目を駭かしたのである。軍律の下に在る下僚に輔けられる賢明な熱心な刑務官の執務振り、觀る者に安全と快適の印象を與へ、伯耳義のプリズンより一層善く社會の防衛せられ、犯罪者の一層善く處遇せらるゝものは天下に無い、との感を抱かしてプリズンを去らしむるのである。」(註一)

(註一) Verneek, Louis: La Conception anthropologique de traitement des condamnés.

然しながら時の經るに従ひ、この獨居制は或點まで緩和せられたのである。病囚が特別の看護を受けるのは勿論で、一八九二年に開始された精神診査 (Mental examination) は一見明かなる精神病者の特別な處遇を確實にしたのである。然しながら長期監たるルーベン刑務所が、エルネスト・ベルトラン氏の巧妙な管理の下に在つて、初めてバンド(樂隊)の創設と新聞紙の發行とを見たのは、比較的最近に屬すること、凡てのプリズンでは嚴重に獨房制が維持されて來たのである。

然るに、一方に已に久しく存してゐる獨房制に對する非難は再び唱道せらるゝに至つたのである。その主張す

る所は、獨房制は社會生活の準備となるものでなく、且つ處遇の箇別化を妨ぐるものである、といふに在つたのである。然しながら、此二つの欠點は制度其者に存するよりも、むしろ犯罪防遏の具たる刑罰の性質を決定する、犯罪者に對する法律の態度に存するものと云ふべく、且つ處遇の畫一にわたるは主として刑法を支配する道徳上の責任能力主義にあるもので、加之、この主義は精神欠陥に由る一部又は全部の責任無能力を主張する主義によつて利する所あるものに對して、その防遏力を強めよりも、むしろ往々にして弱めるのである。更らに此の精神欠陥者を公私の病院へ收容するにしても、その疾患の治癒するやいなや放還しなければならぬので、その結果多くのものは再びまた直ちに法律を犯すに至るのである。かくして漸次、精神疾患あるに及びアルコール中毒性の犯罪者に對する社會防衛の問題は特に官憲の注意を惹くに至り、一八九〇、一九〇九、並びに一九一四年いづれも、かゝる犯罪者に十分の監視保護を與へんとする法律を制定せんと大に努むる所あつたのであるが、其功を見るに至らなかつたのである。然るに世界大戰到るに及んでプリズン、リホームは俄然促進せられたのである。

(二) 戦 後——科學的精神

—New régime—

戦後のリホーム・ムーブメント(改良運動)を促進せしめた理由は種々あるのである。獨乙軍が伯耳義に侵入するや、直ちにプリズンを占領して獨乙流の管理監督の方法を施行したのであつたが、當時所々のプリズンに拘禁せられた多くのベルギーの智職階級に屬するものは頗る不利な状況の下に在つてしみみ、獨房制の苦痛を喫せしめられたのらあつた。で、今日新制度の熱心な支持者となつたものは此等の若い男女の中に見出されるのである。改良促進の他の政治上の理由と見るべきものは、社會黨の政柄を握つたことで、社會黨は已に久しくプリズ

ンの改革に大きな興味を示してゐたのである。

社會黨の主領 Vandervelde氏は改良の實現について寄與する所甚だ多かつたのであるが、然し氏は改革の名親であつて決して眞の生みの親ではないのである。改良案の眞の親ともいふべきは、刑事人類學者、精神病學者の如き科學者であつたのである。ロムプロゾー、フェルリ、並びにガロフワロー(共に伊太利人)によつて切り開かれた道をたどつて、Auguste Ley, F. Héger-Gilbert, Paul Héger, Louis Vervaeck 及び Adolphe Prins の如き人々は、醫治上の方法により又は社會保安のための永久驅逐により、全然犯罪者を無害となすの考で、犯罪者の科學的研究に基き定められた行刑處遇の目的として、社會防衛(Social defence)の主義を實際に適用するの素地を準備したのである。

戦後に於ける改良運動の第一聲は、一九一九年王立醫學學會の會合席上で發表された論文に於つて Vervaeck 及び Héger-Gilbert 兩氏によつて揚げられたのである。兩氏は此の論文によつて、伯耳義の行刑制度を全然改造するに至るべき法規に向つて會の賛同を要求したのである。科學の名によつて爲された彼等の要求は直ちに容れられて、其の結果、政府は問題の調査のために委員を任命し、次いで一九二〇年六月には「最高行刑會議」"Conceils Supérieur des Prisons"—Superior Prison Council)なる四年の任期で任命さる、十六人の議員より成る一機關が創設せられたのである。當時司法大臣たりしヴァンデルヴェール氏は政府の取つた此の處置について次のように説明してゐる「刑法の進化、精神病學並びに刑事人類學の發達、犯罪防止の目的と性質とに關する思想の變化は、當然行刑制度の甚深なる變革をもたらすべきものである。精神病者と犯罪者との間に截然たる區別を立て、兩者を全く社會より隔離したる古き觀念に代つて、箇々の場合に無數の變化あることを認め、一切の犯罪者を精神病學の診査に付し、且つ刑務所と瘋癲院との間に中間の收容所を設け、而して受刑者

をして將來の累犯者としてではなく眞の人間として社會に復歸せしむるために教育と労働との正しき組織を刑務所に設けんとする、新しい思想が導き入れられつゝあるのである。若し行刑の局に當るものにして此等の新しい傾向を研究することを怠るならば、克く其任務を果たし得たものとは云へないのである。刑事學の教うる處と刑務所に於ける實務とを調和一致せしむべき手段を見出すは行刑の局に當るもの、當然の義務でなければならぬ。この事を成すに當つては、慈善といふ意味からも、社會防衛といふ意味からしても興味のある多くの問題が生じて來るのである。即ち、刑事瘋癲院 (Criminal asylum) 變態性の犯罪者の矯正を目的とする刑務所々屬の精神病院 (Psychiatric annexes) 及集團作業 (Labour in groups) 等の諸問題は、その特記すべきものである。殊に集團作業は獨房制の長所を保留し、更らに普通の自由労働との競争を避けつゝ、受刑者をして離群獨居の苦と幼稚なる手工の無用なる労働を免かれしめんが爲めである」(註二)。此の説明は新しい改革の精神を宣言したものと曰へるのである。

(註二) Héger-Gilbert, F. and Varvack, L.: Considérations sur le régime pénitentiaire. Les annexes psychiatriques et l'amendement par le travail, Bull. de l'Acad. Royale de Médecine de Belgique, IVe série tome 29: 487-518, 1919.

(III) S. A. P. — „Service Anthropologique Penitentiaire” —

嘗つて犯罪者の道徳上の責任能力説が犯罪防止の具としての刑罰の性質を定めたと同じく、犯罪者に關する人類學の見解にはまた別に之に相應する道具が必要となるのである。ベルベツクの言ふ所に由ると、プリズン

は、犯行をかもすべき身體上並びに精神上の疾患を治し、かくして犯意の再發に抗すべき武器を供給せんが爲めに、あらゆる科學的智識の利用せらるべき一箇の「道徳的且つ社會的の療養所」(“A moral and social sanatorium”) でなければならぬのである。かゝる處遇法の眞の性質はそれ〴〵箇々のケースの慎重なる研究を待つて後初めて定められるのである。で、此の目的のために凡ての中央刑務所に人類學の實驗室が設けられたのである。かくして白耳義は一八八六年以來刑事人類學の國際會議に於て可決された決議事項を實現した最初の國となつたのである。

已に一九〇七年に於て、ベルベツクはブルユセルのフォール刑務所に刑事人類學の實驗室を設けるの許可を得たのであつて、而して此の試みの成功の結果終に一九一〇年政府をして此の新機關を公認せしむるに至つたのである。この新しい改革が實行せらるゝ以前に國內に於ける累犯者の大部分を網羅した約二千人の犯罪者が研究されたもので、一九二〇年終に S. A. P. (“Service Anthropologique Penitentiaire” — Criminal Anthropological Service) — 刑事人類學課)の設置せらるゝに至りて、該事業の創始者たるベルベツクは選ばれてその部長に任ぜられたのである。新しい行刑組織の最も重要な要素、その心臓とも云ふべき此の官制については少しく詳細に亘りて述ぶるの必要があらうと思ふ。

中央局は古い實驗所の在つたフォール刑務所に置かれ、別にサン・ギル(ブルユセル)ルーベン、ガン、アントウエルブ、リエーチ、モン、プリユウヂ、ナムールの各刑務所に八箇の實驗所<sup>ラボレトリー</sup>を置き、最新の専門技術上の設備をなし、各實驗所は Physician-Anthropologist (人體診査醫) と稱する専門家によつて指揮されるのである。各所には相當熟練した一人の人體測定術の専門家と一人の書記とがあつて、書記は少くも或る點までの「社會調査」(“Sociological” investigation) を行つてゐるのである。

政治犯並びに歳入に對する犯罪を行つたものは之を除き、凡ての累犯者及び刑期三ヶ月以上の凡ての初犯者に施されたる診査(Examination)は其目的として、主として

- 一、犯罪者の身體上並びに精神上の健康の査定——(處遇關係より)
- 二、犯罪者の技能並びに趣好の鑑識——(職業指導關係より)
- 三、犯罪者の環境(Milieu)の研究——(復歸關係より)

の三箇の事項を有つてゐるのである。右の診査は拘禁後約一ヶ月の間に行はるのである。醫學上、人類學上、神經及び心理機能學上の診査に關する限りは、材料は頗る多數で詳密なもので、診査の標準表式はベルベックの作製にかゝる所であるが、二十四頁にわたる老大なもので、其中に千三百箇以上の條頂を含むのである。一九二〇年以來全國の各實驗所に於て爲された調査は九千件に及んで、中央局のものを合はすれば一万二千件に達するのである。實に調査家にとつては比類なき寶庫と曰ふべきである。

診査終了後其結果は "Anthropological report" (人體診査報告) と呼はるゝものに摘要せられ、受刑者各自の身分帳 (Case record) の一部を成すのである。「人體診査報告は當該受刑者の處遇を決定するを其目的とす。右の報告は、特に職業指導、教化上の缺陷の測定、心理療治、及び社會復歸の最善手段に關して指針たるべきものとす」。とは、「刑事人類學實驗所に關する規則」第十二條 (Art. 12: Règlement concernant le Service des Laboratoires d'anthropologie pénitentiaire. Min. de la Justice, Brussels.) に云ふ所である。此の報告は各刑務所長 (Director) に送られ、所長は之を、決定せられたる處遇方法を實行するに當り、是非共其意見を徴すべき次の刑務所職員に通達するのである。その職員とは、副所長 (assistant director)、教誨師 (Chaplain)、教師 (Teacher) 看守長 (Chief guard)、一等看守 (first guard)、監棟監守 (Block supervisor)、作業監督技師 (Shop superintendent)

dent) 等である (第十二條)。毎週人體診査醫 (Physician-anthropologist) 及び上記の刑務職員は相會して所長を議長として採用せられたる處遇方法に就て對論し、その成績を考量するのである (第十四條)。尙ほ刑務所所在地の受刑者保護委員 (Prisoners' Aid Committee) も此の會合に列席することを許されてゐる。かかる規定が重大な意味を有つてゐることは明かなことで、少くも理論上、此の規定のあるために診査された凡ての受刑者の處遇上の支配を人類學者の手中に委ねることとなるのである。これが爲めに刑務所の所長は或る意味に於てその施設のディレクター (支配者) たるの位地を失つて他に從屬するものとなり、その権限も施設の物質的方面に關するものを除いては己に完きものとは云へないのである。將來については固より予の與り知る所ではないが、既に現在に於ても多くの刑務所長は切に自己の權利と威嚴との損せられたことを憤慨してゐるのである。或る刑務所の如きは、所長が公然新組織に反對の意見を持つてゐたので、此の會合は數週ならずして行はれなくなつてしまつたのである。それは人體診査醫が單に禮を傷けられない意味で會議の席上に招かれるだけで、明かに餘計者だといふ感じを抱かせられたので、終に會合の廢止を提議したのに由るであつた。

更らに、刑務所に附屬して、前掲の S. A. P. の監督の下に、精神病院 (Psychiatric annexes) が設けられたのである。フオール、ガン、アントウェルプの三ヶ所は既に一九二一年以來開始實行せられてゐるが、リエーチとモンとは最近に至つて設けられたのである。「附屬精神病院は精神病有る又はその嫌疑ある受刑者を收容するために設けられたものである。當該受刑者は監視の下に留置せられ、適當なる治療を施される。且つ人類學部の醫師の意見により又は行刑局 (Central Prison Administration) の命令により、又は裁判所の請求によつて引續き永く監置され得るのである」(附屬精神病院規則第一條——(Art. I. Réglement. Annexes psychiatriques. Min. de la Justice, Brussels).)

此等の病院は一見固よりプリズンを思はしむるようなものはないのである。フォールに於ける附屬病院の如きは十一箇のベッドを有つてゐる病室(Hospital room)と小さな一人用の室が幾箇かあるだけである。外は直ぐ広い庭園で、緘黙制が厳守せられてはゐるのであるが、一日の大部分は其處で過ごされるのである。茲處の看守は或る瘋癲病院で三ヶ月間看護に關する講習を受けるのである。この事はまた一般には行はれてゐないが、經費が許すようになれば他の附屬病院の看守にも施はされる筈である。

最初の診断で又は其後の診断中受刑者が癲癇(Epilepsy)又は之に類する精神疾患に苦しめることの發見せられたる場合には、彼は Merxplas の如き "Hospital-prison" (刑務所にして病院を兼ねるもの)へ送られて、醫學上から見て殆んど理想的とも見える管理の下に置かれるのである。若し受刑者にして智能發達の不十分なるものならば、彼は "Asylum-prison" (瘋癲監)に送られ、その精神力に相應した訓練と教育とが與へらるゝのである。終りに若し犯人が發狂者なる時は Tournai の瘋癲院へ送らるゝのである。

新制度の下では、特に多大の注意か受刑者の健康恢復に拂はるゝに至つたのである。如何なる大手術をも施し得る設備を有つた外科がサン・ギル及びガンに設けられ、専門醫の管理する所となつてゐる。フォールに於ては、眼科、耳鼻咽喉科並びに口腔科が設けられ、病舎も備はり、同じく夫々専門醫に委ねられてゐる。花柳病は普通保健技師 (Prison physician) — これは決して前の "Physician-anthropologist" と混同してはならぬ。後者は全くプリズンの一般健康状態とは無關係である。の取扱ふ所であるが、フォールには別に特別の花柳病科が設けられてゐる。然しながら此の方面の改革中の最も重要なものはメルブラの「療養監」("Sanatorium-prison")であつて、百二十人の結核性の受刑者を收容する設備を有つてゐる。此等の受刑者はベルギアム全國から送られて來るのであつて、その選擇は全く受刑者の健康状態によつて定めらるゝのである。このインスティテュウシヨ

ン(施設——病院)は此種の施設中恐らく世界最初のもので、完全にその目的に副へるものであるとは専門家の明言する處である。大きな廣きベランダ、明るい空氣の流通の好い病室、一點の汚れもない白い壁とは、人をしてピナル・インスティテュウシヨ(行刑施設)に在ることを忘れしむるのである。

(四) 作業——職業指導

(Vocational guidance) ——

受刑者の健康状態に基いて處遇を簡別化せんとするプライマリー(第一)の目的の外に、S.A.P.(刑事人類學課)は受刑者の職業指導(Vocational guidance of the prisoner)とS.A.P.とを、その第二の目的職能として有つてゐるのである。この論理的結果として、従來は受負人の手中に委ねられて顧みられず、受刑者の自由復歸の準備の如き固より問題外であつた刑務所の作業(Prison Labour)のシステム(制度)——組織を改造する必要に逼られて來たのである。一九二〇年に最高行刑會議(Superior Prison Council)は次のような決議を可決したのである。「宜しく自由なる社會生活を営むの資格ある受刑者の復歸(readaptation)を主たる目的とし由て以て刑務作業の組織を一新すべし。此の目的を達成せんがためには、生産と教習(Apprenticeship)と相俟つて行はるゝ専門技術の作業組織を樹立すべきものと信ず」。(註三)

此の問題についての報告書中に三箇の形式に於て作業を組織せんことを提唱した Buyse 氏は右の論旨に依つたものである。三箇の形式とは

- 一、現在の組織の下に織方、袋張り、簡單なる玩具の製作以外に専門の一職業を習得する能はさる不合格者のための作業、
- 二、巴に或る職業に習熟せるもの及び「訓練監」("School-prison")の年齢を越へたる見習生(Apprentices)の

ための「工場監」(Factory-prison)

三、十六歳以上にして二十二歳以下の少青年受刑者のための「訓練監」(School-prison)を云ふのである。

「受刑者をして勤勉ならしめよ、然らば被等をして誠實ならしむるを得ん」(“Make me industrious and you make them honest”)とS・フチオン・ハワードの有名な箴言を深く信じて、ビュイス氏は、かくして作業組織の一新せられれば、青年受刑者をして正路の生計を営むことを得せしむべき訓練と教育とを授くるを得て、其利たる量るべからざるものあらん、と曰つてゐる。

(註三) Héger-Gilbert, E.: Les réformes du régime pénitentiaire, pp. 8-9.

作業改良の企てられると共に事情の許す限り此の方針は實行されたのであるが、全國の刑務所の大部分に於て受刑者の大多數は今尚ほ舊式の作業形式の下に使役されてゐるのである。但し受刑者の賃金は以前よりは多少増額せられ(註四)、且つ現在では作業は受負人の手を離れて、凡て官用主義で行はれるに至つたのである。工場監は尙ほ小規模で、サン・ギル及びブルーベンでは印刷と木工の工場を視察したのであるが、就業してゐるものは受刑人プリスンの五乃至十パーセントに過ぎなかつたのである。

(註四) 自由労働との競争を避けるために最高行刑會議では受刑者の賃金(Wage)問題を研究しつゝあつたのである。刑務作業の組織の完成されるやいなや直ちに實行せらるべき立案によると或る職業で普通労働者に支拂はるべきものの四分の三に等しい賃金を與へることになつてゐるのである。此の賃金の二十パーセントは損害賠償金、罰金及裁判所の費用となり三十、四十、五十パーセントは刑の性質に従ひそれ／＼受刑者の手に入り、殘部は收容費(Maintenance)として國庫の収入となるのである。受刑者に與へらるゝものゝ内その半額は必要ある場合には受刑者の家族の扶助に充てられることになつて居る。

Journal of Criminology and Criminal Law, August (1926)

# 巡閲を受けるに就いて (上)

小菅刑務所長 有馬四郎助

刑務行政の整頓を期し其の改善を圖るに就いて、最も有效なる方法の一つは巡閲の制度である。如何に當面の責任者たる刑務所長が、熱心誠意以て其の職に當ると雖、複雑多岐に亘る刑務行政に處するに、萬遺算無きを期するは到底保し難い。而已ならず法は如何に完備するも、之れが應用に至つては其の顔の異なるが如く、各々其の意見を異にするのであつて、其の間に於いて過誤失態無しと云ふ事は出来ぬ。故に之れを匡正し又は防止する爲めに、此の巡閲の制度の極めて必要なるは論を俟たぬ。さなくとも進歩發達の爲めには是非とも此制度に依りて指導啓發する所が無ければならぬ。寧ろ此の積極的の意味に於いてこそ、巡閲の制度は最も有意義のものたるを否む能はぬものである。

二

由來、巡閲の制度は我が國の刑務行政を、今日の程度に迄、進歩發達せしめたる唯一の有効法であつたと云つても敢へて過言でない。元來刑務所は人に顧みられざる別天地として世間の刺戟を受けない丈けに、ともすれば弊害の起り易き所、然も容易に廓清の行はれ難き場所である、其の結果は收容者をして徒らに不幸の境遇に泣かしめる不祥事を惹起さざるを得ぬ。茲に鑑る所あつて早くも巡閲の制度は設けられ、斯くて其の情弊も稍や防止

せられたのみか、案外にも世の進歩に比して寧ろ魁であるとも、其の改善進歩は左程に遅れたりとは云ひ難い。この事績に徴しても巡閱制度の極めて大切又必要なる事は明白の事である。

三

各刑務所長が、各々其の任地に在つて萬難に直面しつゝ、孤軍奮闘刑務行政の第一線に立つ時、最も必要を感ずるものは其の法規上の権や、又は配下職員の方も固より必要ではあるが、更らに夫れよりも勝つて必要なるものは精神的の鼓舞獎勵並びに慰籍である。此の精神的の氣勢は、無形ではあるけれども萬難を冒して戦ふには恰も百萬の援軍を得たかの如き力を加へらるゝのである。此の點に就いては實驗を経ざるものには想像も及ばぬ處かなけれども、體驗者に於いては尤も確實なる所である。思ふに此の精神的の援護者を背後に有せざる時は、他に何物が完備してゐても、其の戦はず敗北である。即ち立ち變り入り代り飛び込んで來る受刑者……孰れも一筋繩にては行かぬ氣紛れの難物を駕御し、而して之を善良なる市民に馴致せんとする其の間の苦心慘贍や、實に名狀す可らざるものがあつて、其の爲めに氣疲れ根盡きざるものは殆んど少いのが眞實の告白である。この故に巡閱の効力は之を救済するに於て又大いに意義ありと云はねばならぬ。

四

巡閱の必要なるは前述の通りであるが、今や此の制度を愈々活用して更に今日の改善進歩を大成せんとする當局の意肚ある事は之れを伺ふに難からず、我々同勞者は其盛意を諒し皆喜んでこれに對する事は明らかである。今事新らしく之れが理由を述ぶるにも及ばぬ事ながら、之れを要するに上下相協力して所謂共同の敵なる犯罪軍の撲滅退治に當り、以て其の效を奏しようと思ふのであつて、云はゞ巡閱官と刑務官との連盟を作り、而して其の大敵に當らんと云ふのでなければならぬ。然るに連盟どころか、或は相侮へるが如き形勢を作つては誠に笑止

千萬敵の侮りを受ける是れより甚しきは無いのである。

五

我々刑務官の側に於いて、最も巡閱の頻繁を希ふ所以のものは、只刑務の整理整頓、進歩改善を期する爲めに最も有效無益のものたるを認むるからの事であつて、決して相構へて同志打ちせんが爲めで無い事は無論の事である。さすれば我々巡閱せらるゝ側に於いて須く之れを味方として迎へ、何等の包み隠し無く胸襟を開いて諒解を求め、意志を疎通せしめ、以て光風齊月其の他意無きを示し、寸毫も猜疑を挿むの餘地無からしめねばならぬ斯くして肝膽相照らし、情意投合の境に迄達せしむる事も出來るのである。若し徒らに巡閱官を恐がり恰も鬼面に對するが如く、戦々恟々警戒をさくゝの態度で彼れに對するが如きは、非常なる見當違ひであつて、其の不結果の責任は寧ろ彼れに在らずして我れにありと云はねばならぬ。

六

過を改むるに憚る勿れとある様に、我々の遣り方の誤りを指摘せられ之れを正さるゝ事に於いて何の憚る所は無い、寧ろ喜んで之を改む可きである。勿論不備缺點其他の過失あるを名譽とする譯では無い。孰れかと云へば其の是れ無きを善しとするは當然とするけれども、然し乍ら萬全を期し難きは神ならぬ人間の常である故に、吾人は古人の言の如く、過あるは耻に非らず之れを改めざるを耻とするの覺悟を以て、大膽に己れの過は之れを告白するの勇氣を必要とする。だが人情の一般を見渡せば己れの非を掩ふて人に知れざるをこれ力むる傾向は、何人にも免れざる所、而も恬として之れを耻じざるの風が世間の習ひであつて、此の巡閱の場合に際しても、非常の勇氣と誠意が無ければ中々左様に公明正大には參らぬ。然し其處は苟も人格を生命とする刑務官の身分に鑑みれば、徒に俗人の聲に倣ふて可なる所以でない。

七

さは言へ、指摘發見されたる其の落度が我が身の崇りとなつて立身出世を妨げるのみか、まかり間違へば首にもなるやに思ひ及ぶ時、何人か茲に一種の脅威を感じざる者があり得るであらうか。其處は實際問題としてそんなに簡単に片付け得られ可くも無い、と云ふものがあるかも知れぬ。之れは一應尤もにも聞えるが、然し乍ら矢張り刑務官には適用されない議論である。何故なれば普通人情を以てのみ刑務官を律するやうでは、職務の意義が零になるからである。刑務官の偉い處は即ち普通の人より一段上を行かねばならぬからである。之れに依つて品位の高い事が證明され、品位が高きが故に下の者を引き上げ得ることが出来る。我々刑務官は憚り乍らこの高き見地に立脚するを光榮とする、而して勤務の動機が自己本位即ち麵麩を得んと欲するのみであらば兎も角、苟も奉仕報効の誠意に出るならばこの位の勇氣は是非ともあらねばならぬ。

八

若し一身の都合を度外に置く丈けの忠魂義膽があるならば、嘗に巡閱官を恐れざるのみか、千百の獐狂不逞の悪徒相手に、峻厳なる行刑規律を斷行徹底せしむる事に於いて、無論勇者たるの資格を獲得する事が出来る。畢竟一身の利害問題に係はる卑怯未練の心に壓せられる間は、勇斷果決杯云ふ公明の態度には出られない。然し一度卑怯未練の心を抛つ時に、始めて己れの爲す可き總ての本分が盡される。言ひ換へれば職務本位の爲めに勇往邁進して只此の一事を妨げる何物をも恐れぬ所の覺悟さへあれば、大抵の問題は難なく片付け得られる。根本問題は悉く何事にも私心の無い事である。其の私心を交へざる事が刑務を活す所以であるを吾人は篤と記憶したいものである。

九

同じく巡閱と云つても、其の人に依つて其の主義方針が異り必ずしも一定では無い。而して夫れは必ずしも異とすべきでは無い、何故ならば凡そ物の觀察は異りたる眼を以て各方面よりせねば其の真相を得難いし、且つ然らざれば全般に亘りて效力を及ぼし難き道理のあるからである。然るを巡閱と云ふ事を精神的にも亦形式的にも一律一樣のものとして只單一の人にて爲すが如く、單調に見て之れに對す可きものとしたならば、夫れは大なる錯誤と云はねばならぬ。吾人は宜しく如何なる方面からでも亦如何なる方法形式に據りても、甘んじて其の爲す所に任せ喜んで之れに對應せねばならぬ。如何なる場合に於いても之れを受ける時に於いては、洒然平然たる可きである。人は迎へ様だと云ふ、如何にも當方の迎へ様が其の宜しきを得ずして、譬へば毛を吹いて創を求め底の遣り方と迎へ、又は何か含み所ありて意地悪くすると疑ひ若くは徒らに人の缺點を擧げて愉快とし手柄とすると推したりするが如き、是等は縱令先方がそうであるとしても、我れは冷靜に之れに對することを禮義であり又勝利でもある。況んや先方は斯る淺間敷い考の如きは、毛頭所有し居ないのが全くの事實であるに於てをやである。

十

徒に巡閱を恐れて總ての批議非難を脱る可く、種々の彌縫策を講じたり、一事の邊幅を修飾したり、物品の遣り繰りをしたり、帳面の書直しをしたり、而も受刑者を使役して大騒ぎに狼狽の風を示したりする等の事は、平氣に行はれて慣例上一向怪しまれぬ風の、若し今猶存するやうであつたらば、道の爲めに甚だ心外事とせねばならぬ。有體に言へば、若し恐るべきものありとせば、吾人は巡閱官よりも寧ろ收容者の方を恐れねばならぬ。何故ならば、若しも右様な不体裁を彼等に見せ附けて、刑務官たるの權威と其の品位とを失墜する様の事もあれば、行刑は其の根本から覆さるのであつて、嘗に當面の刑務官の人々に止まらず、廣く永久的に災を行刑機關の上に殘す事になる。恐れても猶恐る可しとは此の事である。寧ろ公明正大の本領を發揮して所謂刑務官たる眞骨頂を示すは、將に斯る場合に泰然自若たることにこそあるで無からうか。(未完)



# 近代生活の特徴と刑政 上より見たる新聞紙

池田 克

近代生活には色々の特徴がありますが封建社會の崩壊と經濟組織の變革に伴ひ物心兩方面の生活が繁忙を極むるに至つたことも一つの大きな特徴を爲すものと思ひます。之が爲に近代人の生活は時々刻々限りなき刺戟の爲に騒がさるゝ状態に陥りました。而かも思想の流れが絶間なく浸漸して近代人の心を動搖せしむると共に神經は著しく興奮させられ刻一刻の間も心の上に安らかな休息がありません。其結果は必然的に精神の疲労となり興奮と疲勞と代るゝ起り來つて絶間のない心的生活は所謂近代人の都會病的傾向であり又所謂世紀病であります。

茲に於てか近代人一般に神經衰弱症又はヒステリーの如き神經病的徵候が現はれて感情の激變性を來たし非常に興奮するかと思へば非常に憂鬱になつて些細な事に感じ易かつたり無意味な妄想に耽つたり徒に悲觀したり



する如き不健全な症候を示すやうになつたのみならず過度の刺戟と興奮とは、聽て心身を麻痺の状態に陥らしむる原因となり自殺者、色情狂、酒精狂、誇大妄想狂及び花柳病の増加は勿論各種のセンセーショナルな犯罪が續出するに至つたのであります。

叙上の如き近代生活の特徴は犯罪現象の上にも必然的に反映して色々の特徴を齎しましたが就中「犯罪の模倣」といふ現象は其特徴の一つとして見逃がすことが出来ないと思ひます。夫れは近代人が其の神經病的症候の爲に暗示に感じ易くなり群衆心理の支配の下に幼稚な模倣に依つて動いてゐるからでありまして此の點に關し犯罪學者レイス、モロー、ウルフエン、等が興味ある記述をして居りますが試に模倣に因る犯罪の經路を觀るに近代殊に新聞紙の普及に伴ひ急に殖えて來たことは拒否し得ない現象であり犯罪に及ぼす新聞紙の影響は今日不可動の事實であると思ひます。

數多の新聞紙が犯罪記事に敏感なる讀者の獵奇心理に投じやうとして寫眞を掲げたり圖解までもしてセンセーショナルな犯罪の詳細なる報道を爲すが爲め敗徳者や職業的犯罪人の虚榮心に依つて犯罪が模倣される現象は之を「刊行物に因る犯罪の傳染」といふ言葉で現はし得ると思ひますが犯罪學者レイスは斯の如き記事の報道は不均勢な精神や社會の評判となる事を渴望してゐる無名の累犯者の精神に對して模倣を煽動する可能性が實際



に在ると申して居ます。

勿論大多数の新聞紙が營利を主眼とすると共に他方に於て重要な社會的使命を充たしてゐることを閑却してはなりません。然し模倣に因る犯罪の防止といふ點より見れば新聞紙の役割は全く社會的利益に背反したものでありまして聞く處に依れば近く出版物に關する法律が改正される運びになつてゐるとの事でありますが既に今日に於てもセンセーショナルな犯罪や傳染性ある犯罪に關する詳細なる記事掲載の禁止規定を設くる社會的必要があり又其必要に迫まれてゐるのではありますまいか。禁止法の設定に依て犯罪の傳染から半打の人丈けでも豫防し得るならば夫れ丈けでも値打がある譯ではありますまいか。

私共はお互に刑務官として日夕受刑者に接し模倣に因る犯罪の多々ある事實を具さに知り且つ年々其數の増加し行く狀勢に國家の爲め深憂を懷いて居ります。凡そ犯罪に對しては事後に於ける行刑の效果に依る倫理的再生といふことは勿論必要なことで私共刑務官として其方面に力點を置くべきことは云ふを俟たぬ處であります。が近代生活の特質よりして模倣に因る犯罪増加の事實を實證的な立場よりジャーナリズムの當業者に對しては勿論一般の人々の反省考慮を促すことは刑政の立場より見て極めて必要であり又時務を知るものと云ひ得るのではありますまいか。



### 大正十六年度には

これを實現して見たい  
かうやつて見たら如何か

本誌はかねてより『刑政』の發達進歩を期すると云ふ本誌使命に基き、内外諸家の高見を叩き、研究の發表を請ひ或は題目を選んで特にその説を聞く等聊か目的に添ふべきことをやつて來たが、本誌誌上には『來る大正十六年度に於て實現を期せられんとすること又は高見』を端的に洩らされんことを實務に従事する人々にお願したところ年末繁忙の際にも拘らず、問合の用紙以上に長文の原稿を認めて送稿された方々もあつた。是は同人の感謝措く能はざるところで、こゝに之を發表掲載して感謝の意を表する次第である。

### 希望四つ

札幌 白井勇松

御來示に對する卑見の一二を左に申述べ候

一、刑務職員の人物向上に關しての希望

(イ)刑務職員の人物向上に付ては當局に於て大に努め居らるゝも尙ほ遺憾を感じる今日の狀態なるを以て、之れが訓練に重きを置くこと論を俟さるも他にも、考慮するの要ありと認む、刑務職員の待遇問題の如き其の一なり、刑務職員の待遇は概して果次相當に高められたるも、未だ以て人物を求むる上に於て、遺憾あるを免れず依つて尙ほ之を他と比較して、相當の程度に高め、以て人材を招致するの途を

講ぜられたきこと

(ロ)保健技師採用の困難を除くの途を講ぜられたきこと

(ハ)刑務官の高級練習を擴張せられたきこと

(ニ)各刑務所の職員に於ける訓練方法を一層適實ならしむべく研究して人格の向上に努むること

(ホ)待遇向上には費用の伴ふものなる處、司法部内の官廳は比較的經費切詰にして殊に刑務所の如きは最も然る感ある次第にて甚だ困難なり、曩に行政整理に依り刑務所の廢合を行はれ殆んど其餘地なきが如き状態なるも、尙ほ其後の狀況に徴し現下の狀勢よりして、廢合するも差支なしと認むる小刑務所若くは支所の廢合を行ふことに依つて經費を拮出し、之を刑務官吏向上の費用の内に加ふることに

手を脱し再犯に陥りたるもの、如きは重く科刑すること

(ハ)改悛の狀顯著なる者に對する假釋放は一面一般豫防の見地より考慮すること勿論なりと雖も、實際に妨げなき限り可成之を寛大にすること

(ニ)假釋放者の監督は主として司法保護團体に委託することに實行する方法を講ずること

(ホ)無期刑假釋放者の監督は五年若くは七年を経過したる後は其監督方法を簡易にするの方法を講ずること

以上

改善すべきこと

静岡 兒島三郎

一、速に處遇改善の根本たる教誨問題を解決すること

二、刑務官の責任重大なること及び對他關係を考慮して左の實現を望む

(イ)大刑務所の長を勅任又は勅任待遇とせられたきこと

(ロ)刑務官吏の爲めに刑務所にも御眞影御下賜を仰ぐの途を講ぜられたきこと

三、刑務作業に就ての希望

(イ)作業は大に改良せられたるも尙ほ行刑作業としての意義を貫徹する爲め、作業を一層訓練的ならしむべく改良すること、其方法の一として作業種別に依る刑務所の分類をも行ふことにせられたきこと

(ロ)刑務作業の官用主義は徒らに無用の競争に走るが如きことなく、作業力の許す限りに於て相互の聯絡を取り其趣旨の徹底を期すること

一、刑務官に定年制を設け退職者を優遇すること

一、保護事業獎勵の方針を改むること

從來獎勵金は團体に下付さる例なるも多數の団体中には少額の補助を必要とせざるものあり、又其の利用を誤り活用を缺くものあり、寧ろ寛容なる條件の下に之を實際の會務を主幹する個人に給せば感發補益する所あるべし

收容者の休養問題

神戸 印南於菟吉

御尋ねの事項別に之と謂つて申し上げる程の事も御座りませぬが、今少し個性研究を學術的に仕組んで仕上げて見たのと思ひます、其他收容者リクシエンシヨウの休養の問題、これは一般に影響する譯で直に實行と謂ふ工合には参り

(ハ)少年刑務所の作業施設は出來得る限り訓練的ならしむる爲め努めて現代の要求に適合すべく規模の擴張又は改良を圖ること

四、累犯防遏上に於ける施設の實行を一層高潮するの希望

(イ)司法保護事業の宣傳及保護方法を一層適實に行ふこと

(1)宣傳班殊に活動寫眞應用の宣傳班を常設的に設けること

(2)各地方に保護事業研究會を設け常に聯絡を取り協議及研究を爲すこと

(3)老年被保護者の爲め地方的に適當の施設を爲すこと

(4)各保護會の保護主任は一面之を司法官廳に於て囑託し一定の手當を給し其活動を敏活ならしむること

(ロ)累犯者にして故らに保護者の

兼ねますが、少くとも如何に休養せしむべきかの問題は、如何に作業獎勵の原動力を作るべきかの問題です、それ故研究考案することは必要と思ひます、又地方的事情に依り當縣下に於ては特に釋放者保護の徹底普及は緊切なことで、之れにも一段の進歩を期し度と思つて居ります、余白がありませぬから之にて失禮します

少年受刑者の假釋放

川越 甲中秀寶

少年法實施以來、少年受刑者に對し幾多の特典を付與せられ、少年の前途をして希望あらしむるに至つたことは誠に欣快の至りと思ふ。同法第十四條の人の身分に關する法令の適用を免れしめんこと換言すれば、「前科者」と言ふ特別の痛苦束縛は

り解放されたることや、成績の如何によりて刑期終了以前に釋放を許さるゝ事は其の主なるもので如何に少年法が少年をして希望に充ち前途に光明を認めしめたかは、職に當る者の等しく認むる處である。

さて少年法實施後四ヶ年を経過せる今日、仔細に其の實際上の運用に就て考察する時は多少考慮を要すべき點を發見する、今是等の凡てに涉りて叙述する餘裕を得ないから、今は只假出獄に關する件に就て卑見を述べ以て大方諸賢の御示教を仰ぎ度いと思ふ。

少年受刑者の假出獄は少年法に於ては短期三分の一を経過すれば之を許すことを得る規定である。併し今日迄の事實に徴すると遺憾ながら短期三分の一經過直後の假釋放者は一人もないのみならず短期終了以前の釋放者も殆んど無いと云ふ状態であ

る。其の多くは短期終了後長期の二分の一又は三分の二を経過した者である、此の事實から考へると少年法の假出獄條件期間の短期三分の一經過と云ふことは、全く空文となつて居る。誠に遺憾である。蓋し之は近來少年受刑者の素質が非常に劣悪となつて其の特典を受ける資格者が無いのであるから止むを得ないことである。けれども少年法が與へた此の特典を今日迄受けしめる者の無いのが残念である。前に述ぶる如く今日迄の事實から云へば、少年法に依る眞實の假出獄者は一人も出し得ないので、恐くは將來も同様ではあるまいかと推察せられる。

然らば少年法の第十條第三號は全く空文に終るのではあるまいか。此の點は大に考慮を要することと思ふ。前陳の如く實際少年受刑者の素質が劣等となつたのが事實とせば判

と、なつて居りはすまいか、何となれば此の種の假出獄者が若し再犯に陥つたときは其の罪に對して適當なる刑罰を科せられたる上に更に假出獄を取消されて釋放より長期終了に至る期間を殘刑として執行せられるからである。又不定期刑の性質上短期終了後の釋放は其の時を以て刑期終了と見るのが當然であるからである。此の點は特に慎重なる考慮を要することと思ふ。

官に於ては刑の量定に就いて最も深き注意を拂はれ度いと切望する。

次に短期終了後の受刑者を長期終了以前に釋放せしむる手續に就いては大正十二年其筋の通牒によりて當分の中假出獄の手續に依ることとなつて居るが、現今の事實によると少年の假釋放は前陳の如く殆んど凡ての者が此の手續によりて假出獄を許されて居る始末である。この故に少年受刑者は少年法施行以前に在りては六ヶ月若くは一年の刑を言ひ渡された者が少年法施行以後に於ては何れも三年又は四年の重刑を科せられ、行刑中成績優良の者のみが假出獄の特典を得て居ると云つた結果になつて居る。是れでは不定期刑の性質は没却せられ知らず識らず、長期刑を期間とする確定刑を言渡されたと同様の結果になつて居るのは是亦大に考慮を要することと思ふ。

元より少年法の精神は短期を標準として釋放せしむることを原則とし従つて短期三分の一經過せし者に假出獄の資格を與へて居るので、短期終了後の者に就いては少年法は假出獄を認めて居ないのである。然るに現在の取扱が、短期終了後長期以前に於て釋放せしむる場合は假出獄の手續によることとせられた結果、更に少年の素質不良に原因せられて、知らず識らず長期を標準とする假出獄を少年法の正當なる假出獄の如く認められ何等奇異の感を抱かない様になつたやうに思はれる。元來少年法の精神から云へば短期終了後の釋放者に對しては確定刑の刑期満了者と同様に取扱つて然るべきである。釋放後長期終了迄を假出獄期間として釋放者を束縛することは少年法に規定せられて居ない事柄であつて恰も、彼等に對し二重の刑を科するこ

加之、短期以前の假出獄に就いては、兎に角、短期終了後の釋放者が假出獄の手續に依り假出獄者として釋放せられたる結果、兵役の義務を果たす上に於て甚だ遺憾なことが出來するのは實に残念なことである。詳言すれば徵兵令第二十一條に依れば假出獄中の者は徵兵を延期せらるゝ事となつて居るので、彼等假出獄者は少年法の精神から云へば短期終

了以後の釋放なるが故に刑期満了釋放者と同様に當然徵集に應ずることが出來る筈であるに拘はらず、假出獄者として取扱はれる關係上徵兵検査さへも世間並に受ける事が出來ないので、遺憾の涙に咽んだ實例さへあるのである。實に同情に堪へない次第である。

要するに短期終了者の釋放を現在の如く假出獄の手續に依ることが如何に少年に對して不利益を蒙らせ、延いては少年法に於て與へられたる特典の一部を奪つて居ると云ふ矛盾に陥りて居りはすまいかと思はれる。元より當局に於かれても此の點に關しては夙に十分に考慮を拂はれて居らるゝこと、信じます、願くば一日も早く短期終了以後の者の釋放手續を假出獄とする制度を廢して貰ひ度いと思ふ尤も此の種の釋放上申の手續調書や又は釋放許可の手續

者、其の多くは短期終了後長期の二分の一又は三分の二を経過した者である、此の事實から考へると少年法の假出獄條件期間の短期三分の一經過と云ふことは、全く空文となつて居る。誠に遺憾である。蓋し之は近來少年受刑者の素質が非常に劣悪となつて其の特典を受ける資格者が無いのであるから止むを得ないことである。けれども少年法が與へた此の特典を今日迄受けしめる者の無いのが残念である。前に述ぶる如く今日迄の事實から云へば、少年法に依る眞實の假出獄者は一人も出し得ないので、恐くは將來も同様ではあるまいかと推察せられる。

了以後の釋放なるが故に刑期満了釋放者と同様に當然徵集に應ずることが出來る筈であるに拘はらず、假出獄者として取扱はれる關係上徵兵検査さへも世間並に受ける事が出來ないので、遺憾の涙に咽んだ實例さへあるのである。實に同情に堪へない次第である。

形式等は從來の通りて敢て差支へないと思ふが、只々彼等を假出獄者として釋放することを廢し、普通の刑期終了者と同様の釋放に改められんことを切望して止まない次第である。

(大正十五、十二、八稿)

斯くありたし

宮城 池田菱吉

向寒の砌御部皆様御健勝珍重至極慶賀此事に候、當方は降雪結氷名古屋邊の極寒と比適候、知命加一の拙者も一年經過當地に慣れ左程にも感ぜぬ様相成り候と思ひしは誤、山の神が着物の綿を名古屋の四倍にしたと聞て苦笑致し居候、空塵腐朽の禿けあたまには御高問に御答へする材料無く懺悔千万に候只斯くありたしと思ふこと一二、不過候

一 經費、敷地等の許し限りは寒い所はなるべく病室及一般監房は東南向き單列の物に作りて頂きたい

一 豫防は文字通り豫防であつてほしいな、それには何々地方は凍傷豫防は十一月半よりやるべしといふ風になつた方がくだらぬ經費問題が邪魔せぬでよいな

一 さらぬだに惨忍性を多有して、同情心の尠ないものに豕殺などはさせたくないな——日本人が四足喰ふ様になりて根性骨が一層わるくなつたようだな——少し高くついても購ひ喰わせたなら教誨と衛生と衝突もせんにな——

衣類の色合變更

大阪 S H 生

受刑者に着用せしむる衣類の色合は、赭色を原則とするのであつて、之は紀律保持逃走豫防等の理由に基くこと勿論なるも何となく牢獄氣分を漂はし、如何にも侮辱を加ふるかの如く一見不快の感を惹起せしめ今日の時代には相應しからぬように感ぜらる、性情緩和の一助ともなると思ふのであるから、英斷を以て全部淺葱色とすることに變更しては如何であらうか、之が實現を要望するものである。

實現して欲しい

静岡 安原亮治

一、多年懸案に係る看守の乙種外套は時世に適應せざるを以て改正して欲しい

保護材料の様式

名古屋 増子賢慧

前科身分帳より釋放時保護に關する事項を披閱せんとするに各刑務所區々に分れ甚だしきは、その記載全く脱漏するものあり、然らざれば簡易に失し要を得ざるものあり、故に保護は教務の私事に屬し、行刑上左程重要視されざる憾あり、願くば全國一定の様式(身上表、行狀録と同様)を制定し身分帳編綴次第を明かにする必要あり。

惹いて前項の保護事務年々繁雜に赴き、爲めに教誨教育に關する事務と兩全を期し難しと思料す、故に看守若くは雇員の増加を希望するものなり。

教化用蓄音器レコードの選定購入方を所長に一任せられ遂次理想の實現を期せられたし

處遇法の統一

岡山 雨村信七

し従つて種々の費用を要するを以て名義の如何を問はず之れに要する支出の費途を開いて欲しい(簡易保險局に於ても類例あり)

一、當所の作業は抄紙其大部分を占むるを以て其他小部分的作業は廢止することに改めて欲しい

行刑法が改正せらるゝといふことは久しい間の問題であつて、又是非早く改正しなければならぬ問題である、本省當局に於ても之が實現に就ては夫々お手運びなさつて居らるゝこと、信するが、吾々としては來年度に於て是非其の實現を希望する次第である、といふのは要するに處遇の統一を望むからである、各刑務所に於て施行して居る階級處遇なるも

のは不統一であつて、行刑の立場から甚だ宜敷くないから、是非早く統一したいのである、それには行刑法の改正といふことが根本問題である又早晚行刑法の改正に伴ひ統一的處遇規程が制定せらるゝやうに承知して居る、尙ほそれまでは現在各所の規程を改正するときは一々本省の許可を得よといふことになつて居るので、自然早晚統一的規程の制定を見越して其の儘でやつて居るから敢て之を望む所以である、若し來年度に於てその實現を見ないとすると自分としては豫て考へて居る處に従ひ乙種受刑者に對する處遇規程を作つて幸に所長の同意を得たら、他の受刑者とは少し異なつた處遇を(長期刑者丈けに少し氣長く寛容に)して見たいと思つて居る。

### 生産主義を越えて

#### 指導主義へ

福岡 左座金藏

一、愚にもつかぬ半面の聲  
 全國四萬の受刑者を養せて喰はせて遊ばせて其れが國の損で無いと誰が言ひ得よう、世には民業壓迫云々で作業の縮小又は一部の廢止を迫まる半面の愚論もあるが一顧の價値も無い、歳入豫算が歳出豫算の五割六割を越ゆることの出来ぬ一事を見ても刑務所作業が生産主義でないことは容易く判る、此高價な生産上の損失は如何にして償ふべき乎、教化主義、訓練主義、指導主義、此が我々の採るべき道に外ならぬ

二、指導は優秀者のみに施すべき  
 曩に受刑者職業訓練の概則が出て

東京控訴院管内に實習夫の集禁が目論まれた、確に斯道の一進歩に相違ない、然るに概則三項中に技能習熟の見込みあるものとの限定がある、自然優秀者のみが選に入つて一般收容者は均霑されぬ、訓練指導を要するものは只優秀者のみでない、残る大多數の受刑者の指導は結局地方散在の刑務官の掌握せざるべからざることに歸着する

三、收容者に五割の愚鈍あり  
 余の検査成績に徴すれば大正十五年十一月二十五日現在福岡刑務所收容人員  
 男 一、二六八名 中愚鈍即ち知能劣等、精神薄弱、低能、白癡に屬する者 男五〇三名 あり愚鈍の全收容者に對する百分比は 男四〇平均五割強である、此五割の愚鈍は社會に出ても劣敗者となる、劣敗は累犯の誘引となる、愚鈍者の訓練指導は寧ろ

優秀者よりも必要ではある、まいか  
 四、治療行刑學の建設  
 從來治療教育學なるものがある、此れは愚鈍な兒童の教育學である、社會の二十倍にも當る愚鈍の比率を擁する刑務所に於ては「ヨリ」以上醫學的見地に出發した行刑方法が必要である、余は常に治療行刑學の建設を唱導して居た、雜誌「サーヴェー」に於ける、ドクトル、メンニンガーの所論、「行刑と其治療」が本誌に依つて紹介せらるゝを見て一層其感を深ふした。

五、是非實行したい余の科學案  
 科學の進歩は作業指定に於ても從來の如き單に臨床的診斷のみを以て満足することの出来ない有様となつた、實檢心理學的知能検査は素より尙ほ進んで職業撰擇に必須なる性能検査詳しく云へば記憶、撰擇、注意學習、構成、反應、空間辨別、光度辨別、運動及作業の速度、視覺觸覺

の辨別力等に關する検査が必要になつて來た、余は是れ迄身體精神の醫學的検査の傍ら各收容者に就き知能検査を行つて居たが本年よりは是非職業撰擇に必要な性能検査をも行はんと思つて居る。

#### 六、結局は指導主義の完璧を期したい

一つには工場の科學的管理を推奨して能率を増進し歳入歳出相匹敵し特別會計の出来る位に迄生産力を發展せしめたい、他の一つには各收容者の科學的検査を周到にし適所適材の正確を計つて身體精神に害を及ぼさない限り切り詰つた社會の人間味を彼れ等に味はせたい、換言すれば生産主義を越えて指導主義の完璧を期したいと云ふのが余の理想である

### 再犯豫防の一方策

奈良 寧 樂 生

再犯豫防方策の一としては、受刑者釋放後の保護指導共宜きを得ることの大切なるは云ふ迄もないことであるが、今之れを一步漸つて受刑中より考察するときは先づ以て刑務作業の賦課標準を、もつとくより多く彼等の社會生活を考慮に入れることの切要なるを思はしむ。

凡そ行刑内容の一として科する作業として之れを督勵する時は、其所に相當の痛苦の伴ふは止むを得ない然しながら其痛苦も、亦行刑機關の自給自足と云ふことも、共に作業賦課精神の第一義ではなく、要は彼等をして改善せしむる方法の一として賦課する以上、彼等の釋放後に資する所謂社會生活と云ふことを考へて

やらねばならぬ、然らば現在刑務作業賦課の在様は、此點をして遺憾なからしめつゝあるかに想到せば、甚だ以て心細い、勿論彼等の社會生活を全々忘れをるにはあらずも、事實の之れに伴ふものゝ、尠きを思へば、大に此實際問題に對し充分の用意を冀はざるを得ない、無論限りある業種を以て各人各様の要求を充すことは到底不可能ならんも、まだ其計に考ふべき餘地方法の存するものあるを覺ゆるのである。

殊に少年受刑者に就て一層其感を深くするものがある、乃で彼等に對しては特に學科教育以外に實科教育の制を設け、從て實科教場を設備し各其科目に應じ相當智識と素養ある専門の教師をして、理論と實際の兩方面より教育訓練を施すこととせば彼等の改善率を高め得る上に於て多大の効果あるものと信するのである

古へより衣食足て禮節を知るとか恒産なきものは恒心なしとか云ふこともある、之等にして一面の眞理ありとせば、精神の改造と共に、釋放後の生活をして、少くとも或程度迄保證し得るだけの腕前をつけて社會に送り出すのでなければ、亦背に腹は代へられぬと云ふが如き破目に陥る虞れがある、實に彼等の覺めたる惱みの一はかくつて此所にあることと思ふ。

教誨を系統組織にしたい

大阪 刈屋老龜

實現を期する希望としては二三に止まりませぬが、實現の可能性を有せりや否やを考へて見れば、他の周囲の關係上困難なる事柄は遺憾ながら當分諦らめねばなりません、然るに精神教化上相當の影響を招

統教誨を順次に行つて行くのが好いかと思ひます、此點に於ては小刑務所の一人一箇所の教誨師は頗る理想的に行きますけれども、多數教誨師の在る所では困難を感じるのであります、(工夫要ありと思はる)予が時折試みた經驗によれば斷片的教誨よりも、系統的教誨がはるかに教誨能率を増進するは事實であります、現に只今も予一人で「幸福」の連續教誨を試みつゝありますが、其日々々の出來心で多種多様の教誨を爲すよりも、自分としても落付がよく、聽衆としても味だ感をそゝるやうであります、縱令ば「幸福」で申しますれば、第一講人生の歸趣、第二講幸福の内容、第三講信仰生活第四講感謝、第五講感謝と努力、第六講知足と進取、説き去り説き來るところに何物をか考へさせる事になります、但し回数普通四五回、長

來し得べき問題にして、自身の用意如何に依つては實現し得る事があります、これは是非新年より徹底的にやつて見たいと考へて居ります、それは即ち集會教誨の系統的組織であります、即ち豫め數回に亘る教案を立て、起承轉結を整へて教誨の内容を充實しやうといふので、十數年前からの予の持論であります、同人諸君中には夙に實行して相當經驗を積んで居られる方もありませう、敢て斬新なる試みでもありませんが徹底的實行を期する意味に於ては餘り古いものでもありません、從來多くの人、多くの場合、教誨は一席一席題目と内容を新にして教誨するのでありますが、これでは前後の連絡がない、否ないのでないが連絡が少くしてゐる、そのために前説後説相呼應して聽者に不斷の省察、深刻の印象を興ふる事が少い、

きも十回を越えざる程度にしたいと考へます、これは予自身の計画であります、他の同人諸君にも熱心にお勧めしたいと思ひます、

斷片的教誨でも相當効果を擧げて居らるゝ方ならばこれによつて一段の效果を見らるゝに相違ないと信ずるからであります、(15.12.7.)

無教育者の教養

大分 石津蓮仁

御照會の件目新しき計画は今定め居らず候へ共、四十才以下の無教育者に對し簡易且必要なる教育を開始し度と存居候、尙保護思想宣傳に付ては縣下樞要の地は一回又は二回宛宣傳したるも尙ほ不及の地あり、明年は一層此方面にも活動致度と決心致居候(十二月七日)

然し崇高なる人格者にして教誨の巧妙なる人になれば、一席の教誨力が能く聽者の全生涯を支配するのでありませうが、普通はさうは行かないそこで系統的に組織した教誨にすれば我々の教誨でも比較的能率を増すわけになります、

然るに、三人五人の教誨師が一致共同して之をやるには分擔の關係上困難がある即ち教誨師各自の思想の問題に對する濃淡冷熱があつて、氣乗りのせない教誨を餘義なく行るといふ不都合がある、從來屢統一的に之を試みんとしても挫折するの止むを得ざるものがあつたのであります、さればとて多數の教誨師が甲乙丙丁一人々々別箇の系統で連續教誨を爲す事は、聽者の頭腦を混亂せしめて反つて効果がない事になりませう、茲に於て教誨師總懸りの系統教誨が六ヶ敷いとすれば、一人宛の系

新年度に於ける希望

川越 T M 生

刑務官吏の理想を高からしむることが今日に於ては最大急務と思ひます何ぞかとなれば刑務官吏は受刑者を教化改善して良民たる性格を訓練するにありとせば公平なる判断と總明なる常識の持主たらねばならぬ所以の理由も茲に存するのであります故に刑務官吏一同は教師たる心掛あつて常に研究的態度を持し職務に熱誠忠實の徳を具備し彼等をして信頼の念を深からしめねばならぬ殊に方今複雑なる思想方面動もすれば反社會的思想に驅られ易き者多き場合に於ては格別に刑務官吏の職責の重大なるを痛感するのであります若し時代の進運に顧慮せず行刑運用依然として舊時を踏襲し單なる拘束的訓練に依りて満足せんか恐らくは圓滿

なる矯正改善の目的を達することは困難であるまいか彼の拘束力の伴ふ訓練は一時的反省悔悟することあるも多くは永續せず又以前の惰性と化すことなしとせず斯くては勞多く効果比較的少ない宜しく自律の者たるべきやう訓育するの效果ありと思はる此意味より見て行刑事業は受刑者の教化改善に中心點を置き第一線に立ちて戒護看守と協力して教誨師教師は勿論上級刑務官吏は協力一致し相分擔して努めて彼等と接觸の機會を多からしむることは品性陶冶の上より尤も必要ではあるまいか之れが實行方法としては成可内部事務を簡捷するの工夫緊要なりと思はる。

余は新年度に入りて聊か此信條に立ちて完全なる看守教習所設備を待つて看守特別教養に意を注ぎ科目中には教育學の大意をも講習することゝならば名は看守なりとも其活動は

有能なる教師の働きと接近し自己充實し其れが溢れ出づるときに手近に教化の趣旨を徹底的努力することが出来るので少年受刑者矯正改善上一層効果あらしめんことを希望する次第であります。

雜感

宮城 古城生

大正十六年を迎ふるに當りまして何か行刑上に關して思付の事を端的にとの御尋ありましたが私としては元より希望もなければ又無經驗のもので先輩諸賢に對し御紹介申上る様な材料も持つて居りませんが御尋に對して聊か希望を述べて御答する事に致します。

A 刑務協會及輔成會に電信符合を設定せば本部及地方相互の便利でもあり一面に於て事務の簡捷を圖る

事も出来随て能率増進の一端ともなる事と愚考致ます。

B 久しき以前刑務所に奉ずる事滿十年以上に達したる看守に對して刑務協會より記章を贈呈し其功勞を表彰せられたる時代がありました。が暫らく休止の状態となり去る十四年十月其面目を一新せられ十五年以上の皆勤者及勤續二十五年以上の看守長以下雇員に對して紀念品を贈與し慰藉する事となりたるは斯界の爲め洵に慶賀の至りに堪へざる所でありませ御施行の範圍は逐年擴張せられ看守雇員より看守長作業技手と云ふ順になつて居ります。が尙ほ一步を進め刑務所職員全般(勿論高等官同待遇者も含む)に及ぼしたなれば最も意義ある事と存じます。

C 近時「刑政」記事内容の擴張に伴ひ實務家諸君の研究心を向上せし

むるの緒に赴きたる事を確信する一人であります然るに毎號本誌を披見するに女性者に對する處遇上の記事なきを常に遺憾に感じて居ります。希くは是等處遇に關する實務家諸賢の經驗談を廣く掲載したらんには後進者を導く上に於て貢獻する所尠なからざる事と信ずるのであります。

D 任免辭令欄掲載を今少しく範圍を擴めて戴きたい希望を持つて居ります。保健技手、作業技手、教誨師教師の各職に對する任免は所長の專行事項なるが故に毎號發行の刑政任免欄に洩るる事となります。勿論刑務協會では支部から報告がなければ知る筈ありませんから毎月會員異動した者報告の時に異動の職氏名を御知らせする事にして御掲載を願ふ事にしたならば如何か會員諸君の御一考を敢て煩たい

保有寄生虫のこと

山口 赤城一雄

別に取立てお答申上候程のことも無之候へ共、左の諸件の實現を期し度考慮致居候。

一、行刑方針の統一を期するため看守の教養訓練に努めたくこと。

一、初犯者の處遇方改良したきこと

一、官司作業擴張に伴ひ事務一層複雑を來すを以て處理方法を研究したきこと。

一、作業官用主義擴張の餘地あるに付努力したきこと。

一、收容者の保有する寄生虫は健康上、作業能率上至大の關係あるを以て驅除勵行したきこと。

一、司法保護會の内容充實を計ることと努めたくこと。

心の世話が眼

宮崎 岡田教准

御尋ねの件については今更こと新しく申までもなく私共の仕事は收容者の心の世話が眼目と被存候、然るに近頃とかくそれが事務的に處理されつゝある様破考候間多少なりともこの本來の目的に向つて努力致し度念願いたし居候。

自治會設立

岡崎 中島利吉

受刑者に自治の觀念を養成するとは、聽て彼等を社會に送るべき有責者として、最も必要であると信じます。何だか自由刑の執行と氷炭相容れない様に思はれる方もあるかも知れませぬがこれは出放題に思ひ／＼の勝手をさせるといふのではな

いのでありまして、刑の執行は何處までも森嚴であらねばならぬと同時に人間改造の上に必要なる考慮を拂はねばなりません、この意味に於て私は是非表題のことを實現したいと思ひます。

### 教誨の上に

栗嶋 大村曉心

一、個人教誨に就いて——これまではたゞ大勢の收容者に對して、なるだけ萬遍よく手廣く彼等に接して來たが、それでは徒らに勞多功少の憾みがないではなかつた、それで今年の試みとして、なるべく教誨の上についての自分のやつて見やうとする事丈を申してみますれば、少數、十人か精々二十人位の處を(といふて他は全く顧みないといふでは

ないが)徹底的の根比べ的に當つて見たいと思ひますそれも之れ迄は餘りに饒舌であつた、今年はなるだけ寡言の工夫を學びたい、なるうことなら無言の教誨を、御座なりの訓言などせないで道樂息子を更生せしめた先人のあの手法を學びたい、こうなると今更に自分の器量徳分の薄いことが何よりの憂鬱です。

二、集合教誨に就いて——倫理教誨宗教教誨などいふ問題のあるこの際、哲學は哲學を學ぶに非ずして哲學することである、といふと同様に宗教は、宗派や教義を宣傳するのではなくして、宗教する事である、といふて何も宗教を概念化することではない、今一歩つきつめた意味に於て)これが明日の宗教のやうに思はれるこの人生を宗教すると

いふ立前ならば、或る時は倫理教誨を、或る時は宗教々誨といふやうに、時處に隨ふて、教誨意識をかへる事はいらぬ様に思はれる、こうした心の用意の下に、集合教誨の私案を立て、見やうと思ふて居ります。それに就ても先達の高見を仰ぎたい。

### 本年度に達成せむ

栗嶋 武田慧宏

刑政の本旨たる累犯防遏の見地よりするも、また宗教的情懷の促する所に由るも、老齡倚る處なき者及不具廢疾者にして自活し得ざるが爲め心ならずも犯罪を重ねるが如き悲惨なる境遇に在る人々を救ひ、現世に生活の不安なからしめ、來生に得脱する信念に安立せしめんとする、宿年の志願を幾干にても實現せんこと

に努力を拂はんと期す。

### 最初の思想

久留米 戸田作造

「豫て彼の奴は、ズルイ奴だと思ふて居ると初め其の思想が、其の疑はるゝ、人の心に暗示を與へ、終に其の心の中に根を下し、芽を出し正に不正漢になり終つた例は、世に尠くない」と亞米利加のマーデンは言つて居る、如何に犯罪者だからとて疑ふてばかり居たならば、吾人は遂に犯罪者製造人たるの責任を負はねばなるまいと思ふ。

而して此の事は單に刑務官吏對犯罪者間のみの問題ではあるまい、我子を養育する親として將又教育家として常に注意を拂ふべき重要な事項なりと信するのである。

### 初犯者の問題

熊本 中澤亮雄

今回貴編輯部の御命令に來る十六年度に於て之が實現を期せられんとする行刑事業に就て何か書けとのこととなるも夫れは不可能なれば申譯として平素抱ける卑見を開陳して其責を塞ぎ一面大方諸賢の御叱正と御指教を仰がんと欲す。

一、眞箇に行刑の意義をして貫通せんに縦令經費は嵩むと雖も再犯以上の者に對しては不定期刑を科するにあらずんば行刑の目的を達すること蓋し難かるべし

二、刑の長短を問はず初犯者而已をして一箇所に收容すべき刑務所を思切て各地に特設するにあらざれば再犯防止恐らくは望んで得ざるべし。

一、犯則者に對しての罰目中減食罰は徹廢すべく之が改正の一日も速かならんことを望む。

禽獸を導くに食を以てす洵に當

然ならん苟しくも人を戒飾指導せんしに食を以てせば禽獸と何ぞ選ぶ所なかるべし。

一、近時收容者の多數が作業能率に偏し規律敬虔の念漸く缺くるの傾向あるを認めらる考慮すべきである。人にして規律なく敬虔の念なくんば其技能自ら見るに足らざるものあり規律嚴正に敬虔の態度なるものは言ふ迄もなく其人の誠意の表現にあらずして何ぞ苟くも人にして誠意なくんば其技能や野卑なること勿論なるべし今や西洋畫の東洋畫の夫れに學ぶ處あるに至れるは畫其ものにあらずして其誠意の精神的なるにあることは今更言を俟ざるべし。

一、行刑は一舉手一投足教育にあらざれば其效果收め難し、然し余輩が謂ふ所の教育なるものは單なる學校的智能啓發而已を謂ふにあらずして彼等の一舉手一投

足諸有動作に對しての眞に生ける教訓其ものを云ふにあり。

一、現今行刑の態度妙に文弱に流れ緊張味を缺くるの嫌ひなき歟。表面而已科學的理想の天地に進まんとしてつゝあるも直面せる其内容果して如何寧ろ眞劍味の漸く乏しくなるの感なきや斯くて現今學者の所謂科學的刑政の眞意に相稱はしめ理想の天地に到達せんと欲するも其行程甚遠きにあり刑務官たるもの千思萬考内省せずして可ならん哉……。

**作業二項**

札幌 根田兼治

左記愚見に候へ共御答申上候

一、刑務作業の官用主義に就て  
今日我經濟は各方面を通じ不景氣の嘆聲を聞く而して此の嘆聲は將來尙繼續するの覺悟なかる可からず之れが根本原因は固より種々なるべきも我刑務作業に

も之れが影響を見るに至れるは甚だ遺憾とする處なり、さるにても之れが展開策の一途として宜しく他の官衙及學校等との交渉に努め官用主義の徹底を期するの必要ありとす。

二、作業技師の巡回指導に就て  
刑務作業は多種多様の必要あるは収々を要せざる處なり、現在は収々を要せざる處なり、現在専門技術者を作業技師として採用せらるゝに於ては是れが活躍に待つて刑務作業の向上發展を期せざるべからず而して作業技師をして一定の刑務所に止まらしむるが如きは其利する處甚だ尠なるの憾あり宜しく巡回指導の途を開き遍く刑務作業の目的を達したきものなり。

**刑政に質疑欄を**

沖繩 松野良太郎

吾人の機關雜誌たる刑政には質疑應答欄を設けて、當局の意見又は會員の質疑應答を掲載して指導するこ

とにして頂きたし、昨今の法令は随分複雑多岐に涉り一寸呑み込み悪いもの、解釋に苦しむものがありそこで此種の欄を設けて趣旨のあるところ、多く疑點の存する條項は具體的に示して頂けば、日常執務の能率上且つ事務の敏捷を期する點に於て偉大の効果ありと思ひます。

**一步でも近づきたい**

松江 佐野佳夫

大正十五年中には斯うも仕様と色々考へて居りましたが、偕只今になつて本年中の過程を顧みますと、其豫期の内何程も實現し得なかつた方が多かつたので甚だ遺憾に存じますと共に、衷心より忸怩の念に堪へません、熟々考へますと夫れは所内の設備が極めて舊式不完備の爲に思ふ様にならなかつたのに基因するものが少なからぬので何とかして一步でも現制度の趣旨に近づく様、建物其他の設備に補正と改修を圖り度ものと存して居ます。



**國際聯盟と瑞西 (一)**

内務省社會局職業課長

川西實三氏談

私がジュネーヴに参つたのは、今から滿六年前である、丁度その時分に第一回國際聯盟といふものがジュネーヴに開かれることになつた、國際聯盟は歐洲大戦争の後に出來た今までに例のない大きな國際的機關であつて、つまり手取早く云へば、今までは國と國とが戦争をして、その後には結ばれる條約は、勝つた國と負けた國とが、主に損害賠償問題領地を取つたり遺つたりする問題で條約が結ばれ、それで戦争の片は付いて居つたのである、所が今度は國際聯盟といふ大きな新たな機關が設けられて、さうしてそこに常設司法裁判所、私の極く直接關係して居つた國際労働機關といふものが生れて、それが生れ出た第一回の總會をジュネーヴに開かれることになつたのである、さうして日本からは最初の總會であるので、大に顔を揃へその會議に出やうといふので、先達てお没くなりになつた目賀田男爵、この方も代表の一人、さうして陸軍からは稻垣中將、海軍からは竹下中將—今は大將にお成りになつて居ると思ふが、その方々、それから司法省からもその時矢張没くなられたが、志水さん、其他大藏省だと

**成敗は成功の標準に非ず**

子爵 澁澤榮一

現代に大實業家と稱せられ、富豪と目せらるゝ人々の中には随分衆人の美望を受け、其甚しきに至つては兎角の批評は通り越して人身攻撃までやられる人が少くない様である、而して世人は斯かる人を例に取つて「悪人」でなければ成功せぬ、今の世は悪人榮えて善人亡ぶなどと言ふて、廉恥を重んずる學生杯になると實業界に這入つて活動することを、懸念する人もあると聞いて居る、「天道是非か」とは古人の天命に對する疑

か農商務省だとか外務省等澤山に第一回總會に間に合ふやうにジュネーヴまで行かなければならぬといふので、普通の船に乗つてはそれまでに間に合はぬ、そこで政府から特別に船を一艘—その船は支那と日本との間を航海する熊野丸で普通の船より少し小さい船であるが、それを借り上げて、大急ぎといふので上海香港には寄らず、ズツと新嘉坡まで直航し、それから馬耳塞に着きやつと第一回國際聯盟總會の開會までに間に合つたやうな次第ですが、その時私は彼地へ行つたのである。

この國際聯盟といふ事に就いては、世間は非常にゴチャ／＼して居るから、ハッキリお解りにならぬ方が多い、私共の所へ來ます手紙等から見ても、當然知つて居られなければならぬお方でも見當違ひの考を有つて居る方がある、此方へ歸つて來ても、新聞に書いてあることや、手紙や話の中にも時々見當が違つて居るやうなことが未だにあるやうであるから、多少筋道をつけてお話することは御参考にならうかと思ふ。

この國際聯盟といふものに、狭い意味に於ける國際聯盟と、廣い意味に於ける國際聯盟との二つがあると思ふ、廣い意味に於ける國際聯盟の中に狭い意味に於ける國際聯盟、そして常設司法裁判所、國際労働機關斯ういふ風に三つある、廣い意味に於ける國際聯盟の中には一口に國際聯盟といつて大戦争の後に出來上がったものでこの三つである。そこでそれをよく見ると、國際聯盟あり、國際労働あり、常設司法裁判所あり、斯ういふことになつて居る。次に狭

い意味に於ける國際聯盟といふのは、國際聯盟總會と國際聯盟理事會、さうしてその下に事務局がある、同じ様に國際労働の方にも總會と理事會と事務局とあるのである、さうして今の所この兩方共國際聯盟國際労働共その本部は瑞西のジュネーヴにある、さうして常設裁判所は和蘭のヘーグにある、このジュネーヴに於ける國際聯盟總會といふのが、第七回總會が（昨年九月）開かれた時の獨逸が國際聯盟に加入するといふ問題で伯刺爾が拗ねたといふが臍を曲げて國際聯盟を出る、それに續いて西班牙が暫く態度を曖昧にしてゐたが、遂にこれも出て行く、斯ういふ風にこの總會は随分賑はふたが、この第七回總會といふのは昨年開かれた第二回目の總會であつて、マア別に問題がない時でも一年一回宛總會が開かれるといふ原則であるが、時に依ると二回開かれることがあるといふ譯で今年は二回開かれたのである。

◆ 昨年の春に獨逸が愈々國際聯盟に加入したい、新聞によく出て居つた例のロカルノ條約—佛蘭西、獨逸、英國等が歐羅巴の平和を本當に一つ確立するため、それ等の關係の深い國々が、瑞西の伊太利領に近いロカルノといふ所の湖水の側で出來上がった條約で、それが愈々効力を發生するので獨逸は國際聯盟に加入する、その條約に基いて獨逸が愈々國際聯盟に入れて貰ひたいと申込んで來たのに對して、それを入れるか入れないかといふ問題は當然總會にかけなければならぬ、それに就いては當り前なら九月十月に國際聯盟總會が開かれるのであるが、それまで愚圖々々待つて居るより早くこの問題を決めた方がよからうといふので、昨年の春臨時總會が開かれた譯である。所がこの時伯刺爾が問

ひの言葉であるが、今の世には果して左様いふ現象が存立するであらうか、善人亡びて悪人榮ゆるとは眞に事實であらうか、此問題に對して、世人は何と解釋を下すか知らぬが、余は「然らず」と斷言するに憚らないのである、惟ふにこれは世人が觀察を誤て居るので余は未だ善人の亡びたることも聞かなければ、悪人の榮えたのを見たくもない、世人が目して悪人とする者は、何時の間にか其の身柄の發達すると共に善人になつて居り、嘗ては善からぬ手段で蓄財に熱中した者でも、今は善人たるに背かぬ行の人となつて居る、故に余は徹頭徹尾天道は是なるものと確信して疑はぬのである。

人は何よりも先づ道理を明にせねばならぬ、道理は天に於ける日月の如く、終始昭々として居るものであるから、道理に伴ふて事を爲すものは必ず榮え、道理に悖つて事を計るものは必ず亡ぶることと思ふ、一時の成功とか失敗とか云ふものは、長い人生、價値多き

生涯に於ける泡沫の如きものである。然るに之の泡沫の如きものに憧憬して、目前の成敗のみを論ずる者が多いやうでは、國家の發展進歩も思ひやられる、宜しく左様な浮薄の考は一掃し去り、社會に處して質實なる生活をするがよい若し事の成敗の外に超然として立ち、道理に則つて一身を終始するならば、成功失敗の如きはおろかそれ以上に價値ある一生を送ることが出來よう、況んや成功は人たるの務を完うしたるより生ずる糟粕たるに於ては、尙更意に介するには足らぬでは無いか。（養育院報）

職業に生きよ

宮澤 說成

職業に生きる人は、職業と夫婦生活を行ふ人であつて、之と一生涯を添ひ送る人である。無闇に職業を變える人は眞に伸びることが出來ない。其の業務一貫の生活

題を起して、到頭その總會はオジャンになつてしまつた、従つて獨逸は結局入れない、入ることが出来なかつたので、では仕方がない次の通常總會を待たう斯ういふことになつてこの臨時總會を閉會したのである、さうしてその次といふのが九月に開かれました通常總會のことで、つまり今年は二回總會があつたやうな譯である、兎も角この總會といふのは、世界各國の代表者が一國から三人宛の代表を出して、毎年一回宛時に依ると二回開く會議なのである、日本の代表はいつも大抵巴里に居られる石井大使、それからブラツセルに居られる安達大使、外に時に英國から加はられることもあるし、或は伊太利から加はれることもあるが、常に三人の顔觸があつてさうして毎年の總會に臨んで居られるのである、この總會は普通の總會と同じ様に、一要するにこの國際聯盟機關の中で、最も強い権力を持つた會議であつてこれに依つて種々の重大な事を決めて行く。



それと相並んであるのが國際聯盟理事會、これが今度の紛争の種になつたものである、國際聯盟理事會と申すと、これはマア言へば幹部の會合である、總會といふのは凡そ國際聯盟の締盟國五十五箇國より成つて居る。露國、土耳其、米國、墨西哥さういふ國は加盟して居らないが、其他は世界の隅々の小さい國に至るまで全部入つて居る、その澤山の世界の大小各國から數人宛の代表者を出して出来て居るのがこの總會である、理事會は五大國或は特權國と名前をチャンと指されて居つて、これには日本とそれから英吉利、伊太利、佛蘭西

それにもう一つ米國といふのがある筈なのです、所が米國は今國際聯盟に加はつて居らぬので、暫くこの四大國である、さうしてこれ等五大特權國の外に、年毎に選ばれる國、これだけが寄つて理事會といふものを組織して居る、これが確か昨年の總會で六國である、決つて居る國が四國、選ばれる國が六國ですが、今年の總會で種々問題になつた結果九箇國になつた、兎に角この十二、三の國が代表者を出して理事會といふ幹部を形造つて、さうして聯盟機關の重要な機關となつて居る譯である、問題がゴチャ／＼するが、獨逸は愈々國際聯盟總會に入るといふ時に、同じ入れて貰ふからには、この國際聯盟理事會の理事國として、四箇國即ち日本、英國、伊太利、佛蘭西なみに上席を與へて貰ひたい、斯う獨逸が言ひ出した、これはロカルノ條約もあることだし宜しいお前さんが上席が欲しいといふならそれを認めてもよいといふので、自然英吉利、佛蘭西の代表邊りで話が出来上がつてゐたらしい、そこで已にアンダースタンドが出来てゐるし、愈々獨逸が入るといふ問題が昨年の春四月に開かれた臨時總會にかげられた時、伯刺爾—この國は日本は移民なんかのことと随分お世話になつて居る國で、人口増殖率の多い日本としては將來共お世話になることが非常に多いと思ふ、この伯刺爾といふ國は途方もない大きな國で、面積からいふと大變なものである、そこで伯刺爾は南米地方を疎そかにするといふことは不可ない、我が國のやうな大國を蔑しらするとは甚だどうも怪しからぬ、國際聯盟の重大案件を數國の人々の話で以て決めるといふことは甚だ癩に觸はるといふ言葉は使ひませんでしたでせうが、さういふ不平を持ち出したものですから、折角の臨時總會も停頓した、チエツコ、スロヅアキアのベネシユといふやうな非常に

には相當の困難もあり、苦痛もあるに相違ないが、手鍋さげても厭やせぬてう覺悟と熱愛とが在つて此の困難と苦痛とを切り開いて往く、苦痛と困難とに如何に善處してゆくかが生命である。結果は喜ばれることも、喜ばれざる事もあるが、結果のみに引きづられて往く事は不純である。至誠唯之を貫くの外はない。「ふと見れば何の苦もなき水鳥の足にひまなき、我思ひかな」である。他から何んと云はれ様が、自ら所信を斷行し盤根錯節、勇奮自重、常に此の困難を突破することあるのみである、其の結果は仕事に手に入らぬ、仕事と一体となり三昧の境地に入ることが出来る。之が吾人の狙ひ處である、(人と人)

大莊嚴經の教訓

境野 黄 洋

印度佛敎文學者として、唯一の權威たる馬鳴菩薩の、「大莊嚴經」

中の、教訓を一つこゝに抄出して見ようと思ひます。

昔し或る一人の坊さんが居た。絶えず泥棒に襲はれるので、朝から門を閉めて、人の出はいりの出来な様にして居た。するとまた一人の泥棒がやつて来て。頻りに門を開けると怒鳴つて居る。そこで坊さんは、「私はお前を見るのが恐くてたまらない。其の門の穴から手を出しなさい、こちらから物を握らせてあげます」と言つた泥棒は正直に手をさし入れると、坊さんが、いきなり手をつかまえて、細で之を縛り、柱にしつかりと結びつけ、忽ち門をあけて出て来て、杖でうんとなぐり、さあ歸依佛と云へといふと、泥棒はしかたがないので、歸依佛と叫びました。今度は又一つうんとなぐり歸依法と云へと云ふと、泥棒も歸依法と叫んだ、次ぎにまた一つなぐつて歸依佛と言へと云ふと、泥棒は、さて／＼此の坊さんには歸依がいくつあるのか知らん、あんまり歸依がたくさんあつたのでは、

國際平和に就いて熱心な人達が奔走してやつと出来上がったロカルノ條約の結果を總會に持出した所、伯刺爾がこれは嫌だと言ひ出した、伯刺爾が言ふ所は獨乙を上席に入れるといふことに就いては強いて反對はないが、獨逸を入れるなら伯刺爾も入れて呉れといふのである、伯刺爾がさう言ひ出すと今度は支那が亞細亞文明を代表して居る支那をその上席に入れて貰ひたい、斯う言ひ出すと今度は波蘭もと云ふ、波蘭と獨逸とは一時不安な状態にあつたが、最近外交的に納まつて居る。さてこの上等の席を有つて此席に座れば、理事會はなか／＼有力な機關だから種んな議論が吐けるといふので獨逸がこれを所望したので始つて、次々と種んな國がこの上席が欲しいと言ひ出したのである、又復波蘭の次に西班牙が、私の國は非常に古い國で大切な國である、而も南亞米利加洲で伯刺爾を除く他の國は悉く言葉に於いて文明に於いて西班牙が母の國であるし成程西班牙が斯う威張る通り南米諸國は、伯刺爾だけ葡萄牙語を使つて居るが、其他は皆んな西班牙語である、であるから南米貿易に従事するといふ人は必らず西班牙語をやる、さういふ譯で西班牙も上等席を呉れと言ひ出して手のつけやうがなくなつたのである、いろ／＼話を聞くと英吉利邊りが、君の所が入るのは無理がないと言つたらしい、入れるだらうと思つてゐるから、差當りどうか獨逸だけ入れて呉れと頼んだ、所が伯刺爾がゴチャ／＼言ひ出し、次いで支那、波蘭、ヤレ西班牙と同じ事を主張して非常な議論を戦はした、その時です、私もそれを聽いて非常に愉快に感じたのであるが、瑞典の代表ウンデンといふ外務大臣が、諸君がそんなに欲しけりや席を譲つてあげてもよい、入りたいとあれば席を譲りませう斯う申出でた、瑞典は上席は有つてゐないけれ

おれは死んでしまはにやならんぞと思つて居ると、やがて三つの歸依で解放されたので、さては有りがたいと思ひ、痛いづう／＼する身体を揺り動かしながら、坊さんの前に御辭儀をして「有りがたう御座います、どうか私にも出家を許していただきたい」と言つたのであります。何がそんなに有り難いのかと聞くと、「若し佛に四歸依以上ありましたらば、私の命はありませんでした、三歸依で助かりました、さすがに一切智の佛様は、私どもの様なものを御存じの上、三歸依におきめになつたものでありませう、有りがたいことと御座います」と言つたといふこととであります。(禪の生活)

天の賞罰

井口 丑二

我々教化運動に従事するものに取りて、最も困るのは、人間行爲の善惡に對する天の賞罰の明白な

ども、選ばれた國の中に瑞典が居るので、欲しけりや上げませうと言ひ出した、さうすると今度はチエツコスロヴァキアの大統領マサリツク—この人は非常な學者で、人格者でチエツコスロヴァキアといふ國は大變難かしい國であるが、あの人の徳望に依つて立派に治められて居るのである、さうしてチエツコスロヴァキアの憲法に依ると大統領の任期は七箇年である、但し第一代の大統領はこの限りに非らずと終身大統領の地位を保障されて居るやうな立派な大人格者である、さうして若い時總理大臣をやつてその後自ら其地位を他の人に譲つて、自分はその下に外務大臣をやつて居るといふ氣持の非常に好い人ですが、その人もそんなに欲しいものなら宜しい譲つて上げませうと言ひ出した、そんな事があつて石井大使なんか演説して今回の問題は伯刺爾の問題で複雑になり頭獨逸が入れないといふことは甚だ残念であるけれども、茲に瑞典、チエツコスロヴァキアの如き實に立派な代表で、日本の武士道的態度を取られたことは實にどうも感心したといふ演説をされた時みんな拍手をした、さういふ事もあつて非常に緊張した劇的場面を見せたが、兎に角どうも納まらない、モット委しく言へば獨逸を入れる入れぬかは國際聯盟總會の問題である、所が獨逸にこの上席を與へるか與へないかといふ事を議論するのは理事會の問題である、理事會の満場一致でなければ効力が發生しないのである、所が伯刺爾といふ國は選ばれた中の一國になつて理事會に席を有つて居るのである、伯刺爾が一言嫌だといへば理事會の決議は成立たない御膳立が出来ない、獨逸は獨逸で同じ入るからにはこの特等の席が欲しい、これが貰へなければ私は別に入りたくないと言つて居る。併し幾らロカルノで決まつた條約だといつて愈々理事會にかけて

らぬことである。勿論人道の善惡には、當然人道の制裁が伴ふことは勿論である。その第一はいはゆる社會の制裁である。善人は人之を敬ひ、惡人は人之を卑しむ。これが眞直に現金正札的に行はるれば、洵に結構至極である。然るに實際は必ずしも然らず、或場合には之に反して善人は世に疎んぜられ、惡人却つて尊敬せらる。殊に現時の我邦に於ては、社會の制裁甚だ薄弱にして、世に時めく人間其の實惡人である場合が最も目立つて見えるのである。これでは世道が維持されないから、第二に法律の制裁がある。然るに法律の網は尙不慥にして、惡人必ずしも罰せられず、善人必ずしも賞せられず、其の疎にして漏らすこと、殆んど通例の様に思はれるのである。そこで西郷南洲は人を相手にすな、天を相手にせよと云はれた、然らば天はあてになるのであるるか、さがなき世人の毀譽褒貶は、達人高士の意に介するに足らないとすれば、人間行爲の善惡大小、

満場一致で決議しなければ其效力を発生しない、斯ういふ譯で獨逸の加盟は不成立となつて臨時總會は到頭幕を閉ぢてしまつたのである。それを昨秋の九月に持越して通常總會の議に附した所遂に伯刺爾は脱退することになつた、斯うなれば理事會の外の者は賛成と言つて満場一致で獨逸の加盟を承諾したのである、それで茲に初めて結束が出来、聯盟に出て來ない國は亞米利加合衆國、西班牙、露西亞、墨西哥、伯刺爾、土耳其といふことになつたのであるが、さういふ機關がこれが理事會といふのである。日本がよく五大國の一つ或は三大國の一つだと世界に認められて居るといふのは、この理事會の特等席を持つて居るからで、この席は誰からも動かされないものである。

◆  
 國際聯盟理事會の下に事務局といふのがある、これは随分大きな建物で、その中で約四百人ばかりの人が平生事務を執つて居る、狭い意味の國際聯盟に關する事務を執つて居るが、その中には三十五六箇國の人間が四百人ばかり平生事務を執つて居る、その四百人の中には女のタイピストも多勢居つて、女の方が男より一寸多る位のもの、日本からは新渡戸稻造博士の方が、この聯盟事務局の事務次長といふ職に就いて居る、この事務局には總長が一人これは英吉利人で、その下に佛蘭西、伊太利、日本といふ風に次長が出て居る、その次長の一人が新渡戸稻造博士である、其他は日本人が四人ばかり居る、その

終に應報を得るところないものであらうか、其れ唯然り、豈夫れ然らんや、天の賞罰がなくては叶はぬ。(斯民)

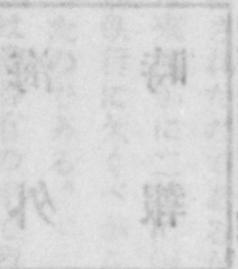
地人の道

梅原眞隆

私たちは淨空たかく逍遙する「天人」ではなくて、あくまで穢土に繋がれて生きなくてはならぬ「地人」であります。天人には天人の道がありませう、地人には地人の道があります。光の中に光を歩むことは天人の道でありませうが、闇のうちに光を仰ぐことが地人の道であります。若し人間を完全なものであるかの様に自認することによつて、地上に天國をきづかうといふことが天人の道であると考へてよろしいなら、人間の不完全なことを自省することによつて彼岸の淨土をあこがれてゆくのは地人の道であります。つまり、地人の道は染汚と罪

中一人はお嬢さん、實業家で元勸業銀行の總裁をして居られました志立氏のお嬢さんで、その外に三人、日本はそれだけの人を持つ居る、それから英吉利佛蘭西はなか／＼多く、地元の瑞西人もなか／＼多い、さういふ風にして聯盟事務局といふものがあつて、始終此處で仕事をして居るといふのが、この國際聯盟の大体の機關である、この外に尙ほ細く言ふと各種の委員がある、專問の問題に就いて研究調査する委員、軍備制限委員、阿片委員、經濟委員、婦人少年問題—婦人兒童賣買禁止問題委員さういふやうな厄介な名前のつく委員、交通何々の委員等澤山の數がある、さうして專問の問題に就いて調査したり研究して居る、この外各國に支局が出来て居る、日本では極く最近國際聯盟事務局の支局といふものが出来た、それは芝の協調會の中に極く最近店開きをして、青木といふ人が支局長として居られる。(未完)

國の交際と海關



濁にけがれたわれら凡夫がいかにかして「聖」なるものと交るかといふことにその樞機があるのであります。いかにして清淨なるものを領納し、いかにして眞實なるものに奉仕して、ほろびてゆく生活の中にほろびない生命をいたゞいてよみがえるかといふことに、地人の道がその特徴を有してゐるのであります。わが親鸞聖人の宗教はこの地人の道を啓拓せられたものであります。

さて、地人の道にはいろいろの意味を有することでありませうが私はうちつけに、「大地にひざまづく」といふことばでいひあらはしたいやうであります、そしてこの「大地にひざまづく」といふことばの内容を具体化したらばいろいろのことと思ひうかべられることですが今そのうち本質的なものをつきとめると合掌恭敬と懺悔奉仕といふことであるとおもひます。やさしくいへば「おがむこと」と「あやまること」であります(道)

海外  
時報



獨乙の受刑者新聞

「燈臺」

Die Gefangenenzeitung  
"Der Leuchtturm" —

プロイセン聯邦ゲルリッツ  
刑務所監督官

Major a. D. Deetjen, Strafan-  
staltsinspektor, Görlitz

昔日に在つては、向上は固より、精神的効果をもた  
らすべき一切の手段方法は受刑者に拒まれてゐたので  
ある。受刑者はあらゆる點で外部社會と交通を絶たれ

てゐたので、一朝釋放せられた場合には、危険に満ち  
た知らぬ世界の前に淋しく孤り立たなければならな  
かつたのである。

受刑者が或る程度まで外部社會から切りはなされて  
ゐなければならぬものとしても、時を経るに従つて、  
彼が精神的にだけでも外部の生々とした生活と交渉を  
とらなければならぬといふ感じが起つて來るのは當  
然の事で、それは人の性の自然の要求で、且つは又、  
其の中に自ら犯罪の防止に役立つべき或物が存して  
ゐることを知らなければならぬのである。是に於て  
か、一九二三年のプロイセンの「刑務所に於ける執行規  
則並びに服務規則」(Dienst und VollzugsO.)には、  
受刑者が自身で日々の新聞紙を購讀せざる限り、社會  
に於ける日常の重要な出來事を知らしむるための機會

を與ふべし、といふ規定が設けられたのである。これ  
は實際に刑罰執行を近代化する意味の深き一箇の處分  
と云ふべきである。然も、受刑者にして自身日刊新聞  
を購讀するものは稀であるし、且つは新聞紙を購讀し  
て聞かせるといふことは何等の効果もないものである  
から、ゲルリッツ刑務所 (Strafanstalt Görlitz) (シ  
レジア州) では受刑者のために自ら新聞紙を發行する  
に至つたのである。此の試みはかゝる種類のもの、最  
初の機關であるからその目的と希望とについていさゝ  
か茲に述べようと思ふのである。

(11)

初めて小さな新聞が生れ出でたのは一九二四年九月  
の事であつた。シンジアの首府プレスラウに於ける刑  
罰執行局長 (Präsident des Strafvollzugsamts) の同  
意を得、更らにプロイセン政府の司法大臣の了解を得  
て發行されたのであるが、漸次擴張せられて行つて、  
創始以來僅かに二年に過ぎないけれども、今日では已  
に刑罰執行に欠くべからざる一利器として認めらるゝ  
に至つたのである。

編輯は監督官の手で行はれて、教誨師 (der Anstalt  
geistliche) 々が補助となつてゐる。新聞製造の専門

技術に關するものは一切刑務所内で行はれて、印刷に  
は Schnelldruckpresse が用ひられる。

この企圖は始めには甚だ冒險なものとせられたので  
ある。經驗に欠しく、經費も潤澤ではなく、其上に打  
勝つべく多くの技術上の困難に遭遇したのであつた。  
特に受刑者がこの新聞を快く受け入れるかどうかとい  
ふことが問題となつたのである。然しながら漸次仕事  
に慣れ經驗も積まれ、受刑者の希望に副ふことも出來  
て、日を迫ふて受刑者の興味を喚起する様に成り、こ  
の仕事について或る樂觀が抱れるに至つたのである。

「燈臺」は週刊で、四頁のもの、二頁のものと交互發  
行せられる。四週間に一回特別附録が添へられる。大  
祭日には八頁乃至十二頁の増刊號が出るのである。「燈  
臺」はプロイセンの司法省管轄に屬する凡ての刑務所、  
感化院 (Erziehungshaus)、勞役場 (Arbeitshaus)  
並びにプロイセン以外の多くの同性質のアンスタルト  
(施設) に配付されてゐる。發行部數は約二萬部である。  
受刑者は己の勞働より得たる報酬中より毎月十ペニ  
ツヒを支拂ひ購讀することができるのである。病者並  
びに就業不能のものは無代にて配付を受け得るのであ  
る。この購讀申込といふ事は教化上の効力を目的と

してゐるのは勿論であるが、一つには作業契勵の一助ともなさんが爲めなのである。然しまた一方には、この新聞が無代にて各受刑者に配付せらるべきであるといふ議も起つてゐるのである。現在は申込數一萬二千であるが、多くの刑務所の收容者の數に比べると少いとは云へないのである。

釋放者にして自由の生活に入つてからも購讀を望むものが多いのであるが、新聞の性質上此事は不可能なのである。この新聞は刑罰執行といふ國家の公務に役立つ爲めのみ發行されるので、營利のためではないのであるから、従つて一切廣告は受けないのである。

「燈臺」は其性質上當然或る範圍内に於て日刊新聞に代るに過ぎないものである。編輯の方法からも、發行回數の少くなく紙面に制限のある點からしても、報道の古くなりがちなのであるのは免かれないのであるがこの事は受刑者の大多數のものにとつては別に大した問題ではないのである。掲載せられる記事は、獨乙並びに外國の出來事、美術、工藝、科學等にわたり、續物の小説一篇及び遊技競技に關する記事、其他雜錄勞働市場に關する記事、將棋、<sup>ニ</sup>等である。尙ほ學

問娛樂に關する長い論文が添へられる。別に「大觀」(「Ubersicht」)の欄が設けられてゐて、政界の出來事を批評し且つ同時に自餘の報道を補充してゐる。最近時に屬する記事は「短信」(「Kurze Nachrichten」)欄の中で報ぜられる。

受刑者に日々の出來事を知らせるのは、彼をして外部社會との交渉を保たしめ、自由生活への準備を怠らせまいとの趣旨によるのであるから、その報道は社會生活の最も重要な出來事と認めらるゝものについて極めて包括的に報道せらるべきである。受刑者は政見からはあらゆる政派政黨に屬し、宗教もあらゆる異つた信仰を有つてゐるのであるし、且つ、この新聞は女子にも少年にも讀まれるのであるから、一黨一宗の見地に拘はれるのは最も忌む所である。記事の犯罪及び之に類する範圍に關するものを避けるのは論を俟たさることである。受刑者の多くは教育程度の低いものであるから、内容も之に應じて撰擇されなければならぬのである。が然し又た、同時に讀む者をして重大問題について深く考へしめるようなものでありたいのである。

(四)

發行當初から<sup>エルチーアリッシュ</sup>感化的にして<sup>ビルヤンド</sup>修養的に役立たしめようとするのがその目的であるから、決して偏狹に陥らず淺陋に墮せざることを求むるのがこの新聞の精神とする所で、従つて一切干渉がましき態度にわたることを努めて避けてゐるのである。かくして、受刑者の精神に或る効果を及ぼそうとするには、受刑者自身一箇の自由な人格者であるといふ感じを抱かせなければならぬものであるから、我等の新聞は努めて「受刑者」の新聞(「Gefangenen-Zeitung」)であるといふ外觀を興へることを避けてゐるのである。然し又、若し「燈臺」紙上に受刑者の陳情質問に關する其筋からの報告が載せられることになれば甚だ喜ばしいと思ふのである。

二三の受刑者は編輯の助手として働いてゐるのであるが、植字印刷に従事してゐる受刑者と同じく皆な頗る熱心忠實である。

新聞社、出版業者、著者等から多大の好意を寄せられてゐるので、材料の常に豊富であるのは感謝に堪えないのである。

受刑者からの寄稿は甚だ盛んで、多くは掲載し得ないのであるが、よく受刑者の抱いてゐる感想を窺ふに

足りるのである。受刑者からの寄稿には、經歷譚や、専門の學術上の論文や、文化問題に關する批評や、謎々等種々であるが、最も多いのは詩作である。多くの寄稿中には、「これ程の作家がどうして身を過つたか」と思はせるようなものもある。「燈臺」紙上の作物は立派に心理研究の資料となるのである。

(五)

編輯部に寄せられる數多き申込と感謝状とは、「燈臺」が己に受刑者にとつて生活の必需品となつたことを示してゐるのである。この新聞は「彼等」の新聞紙なのである。諸處の刑務所からも結果の甚だ良好であるとの報に接してゐる。學界よりも、團體並びに個人からも、この新聞に對する多大の興味を以て看られてゐるのである。外國すら亦た既にこの新聞を注目するようになつたのである。「燈臺」の發達の餘地はまだ十分残つてゐるのであつて、將來一層改良の施された場合には、多くの點で受刑者のためにも社會公衆のためにも貢獻する所大なるものがあらうと思ふ。多くの人が理論上から刑罰執行の完成を努むるに對して、わが「燈臺」は實地の上からこの目的に役立たうと努めてゐるのである。「燈臺」の主腦者にとつては此の仕

事は實に愉快な多望なる一箇の創造的なる事業と見られてゐるのである。

(Deutsche Juristen-Zeitung, den 1. August 1926)

### ニューヨーク市

## 少年審判所

—The New York City Children's Court—

「少年犯罪減ず」とは、ヘューリック市少年審判所 (The New York City Children's Court) 所長フランクリン・チエース・ホイト——Franklin Chase Hoyt——が同所の年報に言う所である。此の少年裁判所は創立以來十一年の星霜を閲みし、其の成績はアメリカのみならず、歐州に於ける少年犯罪に關する社會團體よりも稱讃を博した程のもので、遺傳と環境とによりかもされた犯罪問題を解決せんとする方法として他の州並びに他の國々から一箇のモデルとして仰がれてゐるとさへ

言はれてゐるものである。ホイト判事は合衆國大審院判事サルモン・チエース氏の孫で、この少年裁判所の創始者である。一九一五年に此の裁判所が開始されたのは全く此人の力に依るもので、氏は最初の裁判所長に任命されたのである。次で四年前氏の盡力で、州を通じて少年裁判所を設けるといふ州の憲法修正が可決され、一九二四年にはニューヨーク市少年裁判所の組織が改められたのであつた。尚ほ氏はビツグ・ブラザー及びボーイ・スカウトの運動にも主動者となつて盡力を惜しまないのである。

氏は年報で、深く少年裁判所の有用なるを信じて、少年裁判所の有用なるは、罪の生活から救はるゝ少年の敷に於て明かなるのみならず、事實上納税者の負擔を輕うする點からも認めらるゝのである、と云つてゐる。彼の引照する統計によると、一九一一年には行刑施設に收容せられた少年は三千五百八十二人であつたが、一九二五年には僅かに二百七十九人あるのみである。此等の少年を一施設に收容す費用を、少くも一週間 五弗二十五仙として、ボイト氏は、裁判所によつて仕逐けられた一年の節約額は少くとも四十一萬〇三百十九弗と見積つてゐる。

此の少年裁判所は多くの點で少年犯罪の根本問題を研究するものゝ参考すべきもので、ホイト氏は年報で此等の諸點について述べてゐる。

ホイト氏は曰ふ、「少年裁判所を設立する法律の制定された結果として、判事は初めて全く口供書の如き馬鹿らしい時代後れの制限を有つた古い審理方法から免かれたのである。」裁判所は已に刑事裁判所ではなくなつたのである。而して斯くして、刑事裁判所へ召喚された爲めに少年の身についた汚點も今は避け得らるゝことになつたのである。

「一度少年裁判所に在つたものにして更らに再び事をかますものは比較的に少ないのである。」と年報は語つてゐる。慎重に取扱はれるプロベーション (觀察) の制度は、「プロベーションの結果が有効であり、永久的であり、且つ此の制度の不利の境遇に在つた少年の改善復歸を全ふするがため、賢明にして有力な方法であることを示すものである。」コートを援け、その重要な一部門をなすものは、クリニック (Clinic—診査部) で、これは裁判所々屬の醫師によつて管理され、凡ての疑ひあるケース (事件) 及び精神缺陷の諸症例を診断し、その治療方法を講ずるのである。少年

裁判所の將來について、ホイト氏は次のように語つてゐる。

「予は少年裁判所を不利の境遇に在る少年を保護し矯正し、且つ彼等の社會復歸を監視する任務を有つてゐる政府の右の腕だと考へたいのである。固より政府の他の部省で取扱ふ事項や、更らに司法事務に干係のない公共團體に近いものゝ取扱ふ保護の事項にまで其手を伸すべききではない。吾人は裁判所としてのその特質は永久に失はれないもので、且つ或る形式で、少年の監視と處分とに關する凡ての問題を決する爲めの最後の法定の審判廷であらうと信するのである。」

創設以來日尚ほ淺き今日でも、我が少年裁判所は、訴へられた疾患の原因を除き、其の患者に完全な道徳上の健康を與へんが爲めに、援助を求められるゝ凡ての場合の療法を講ぜんとしてゐるのである。その管理者は永久に正義の施行者である、と同時に、彼等は醫師と同じように、境遇の不幸と徳性の悪化を蒙つた少年を救済するためにその療法を研究し實行するものでなければならぬのである。少年裁判所は固より忠實に法律を執行してその任務を果たすものではないが、然しながら同時にまた、法律上でなく社會的な正

義の行はれんことを切に望んで已まないものである。裁判所の前に立つた少年が完全に復歸を遂げ、保護せられ、新たに國家の資源として生長するのは、實に箇の社會的正義に持つあるのみなのである。」

(Literary Digest, October 16, 1926)

### 外壁のない女刑務所

— Jail for women unwalled —

今や合衆國政府では女刑務所 (Federal Prison for Women) をウエスト・バーチニアのアルダーソンに健設中である。建築費は二百四十萬弗で、用地は五百エーカーである。夜響の看守を除いては、一人の看守もなく、外壁を全く除かるゝ筈である。このプリズンの特色は女子のたのに建てられ、女子によつて管理されるゝことである。これは數年來のやかましい運動の結果で、アメリカの婦人クラブ聯合會 (General Federation of Women's Clubs) の主唱

に由る所である。年來合衆國政府も女受刑者の始末に困まつて、かういふ施設を設ける必要に迎まられてゐたのである。今迄は一年以下の刑期のものは普通カウンティ・ヂェール (各州の小刑務所) 及勞役場 (Work-house) に送られ、これ以上の長期受刑者は州立の刑務所及びリホーム・トリートリーに送られてゐたのである。合衆國裁判所 (Federal Courts) で有罪の宣告を受ける女子犯人の大部分は、麻醉劑の取引で、次が禁酒法の違反である。禁酒法違反は漸次増加の傾向を示してゐる。

近頃までニュー・ヂャーシーの州立女子感化院 (New Jersey State Reformatory for Women) の院長をしてゐた、ドクトル・メリー・ジョー・ハリス(女)が此度出来る女刑務所の所長となる筈である。別に收容の場所なる所内の各コツテージ (Cottage system) には老練な女取締 (Matron) が置かれるのである。このプリズンの名稱は、合衆國女子産業院 (Federal Industrial Institution for women) と命ぜられる筈である。

ハリス女史は語つてゐる。  
「下院の命名した名稱に背かないように飽くまでも

この施設の職分を全ふし、作業のあらゆるプログラムを備へ、同時に、健全なる娛樂を興へ、勤勉活動といふことを茲處の特色にするつもりである。」  
「已に軍隊、刑務所、感化院、並びに廣く一般社會生活に於てその効果を証據立てられた通り、慰安治癒の方法として茲處にも音楽を奨励する筈である。」  
「社會復歸の基礎となるべき道德上の訓練には三箇の要素がある。一つは勤勉なる作業である。次には、自制の力及び公共の福利に對する責任意識を養ふことである。大抵の犯罪者は殆んど悉く極端な利己主義で他の迷惑を念頭に置かないで勝手氣儘を働くのである。之を矯正する爲めには、最非共或る形式で己等の施設内の管理に與つからしめて責任を有たせるようにしなければならぬ。で、茲處には教師、取締、其他社會改良の種々の團體の監督の下に在る參事會のようなるものを設ける筈である。第三には、凡ての更生の基となる道義上並びに宗教的な訓練である。」

(Welfare Magazine, October, 1926)

### ◇愛國の歌

日本にはいまだ愛國の歌といふやうなもの、代表的なものが無いといふので今度帝國教育會、日本教育音楽協會が文學博士藤村作氏に依頼して作つてもらつたのが次の歌で追つては全國に普及したい考へのものである。

- (一) きたなき靴に 淨き我が土 汚きむとせし元寇の海を蔽ひし大軍も 相模太郎が愛國の至誠の前に滅びたり たゞよく祖國の愛
- (二) 内外の憂並び起りし 時の難を救ひたる 明治維新の大功を 彼の玉松が愛國の精神によりて生り出でぬ仰げや仰げや祖國の愛
- (三) シベリヤ越えて東の方に 漸く伸びしそのかみの 世界の恐怖ザイが手を 我が將卒の愛國の血しほによりて拂はれぬ けぐゝめ育め祖國の愛
- (四) 神の鑒めし餘き國の 今のさまをば何と見る 眠れる心かきさませ 醜き思はやく去れ 祖國は安き時ならず 奮ひて起てよや祖國の爲

# 鼠の評眼

—[生 A]—  
(2)

人間はいろ／＼な、他の動物のもたない本能や欲望をもつてゐると共に、理知の光りをもつて、あらゆるものを征服しやうとする考へが熾盛でなる。鳥の眞似をして及ばず乍ら空を飛ぶやうにもなつたし魚の眞似をして水のなかをくぐるやうな機械の發明をした。耳はあまりさとひ方ではないが、無線電話と云つたものを考へて、遠くの間で話し合ふし、眼だつて、闇では見えないう余り感心したものでないが燈火の力のかつて用を通じると共に、寫眞をこしらへたりなどして、見えつくせない世界の事を隅々まで知りつくす。それはみんな優越せんとする欲望から出来てゐる。征服のあらはれである。それだけ又人間同志の間でも競争が激烈で、つねに相諍ひ相はみあつてゐる。勿論どんな生物にも生存競争はあるが、人間の世界の優越は又格別で統御せんとする意志が強い。

く働いてゐる。ところが、その人間社會に『乞食』といふ特殊階級が存在してゐることは一の奇蹟だとも見られる。人間世界がとにかく維持されてゐるのは、その激しい統御の本能がある一面に於て、犬や猫のやうな服従を求める心をもつてゐるからである。『大きいものはまかれろ』と人間は、諺に云つてゐるが、かなり露骨に、この心をあらはしてゐる。がその極端にあらはれてきたものが即ち乞食階級である。自ら生産にあづからないで、人のお流れを頂戴しやうとする云はゞ寄生木である。働くことのないやな、狡い人間にはもつてこいの階級である。

ところが人間世間では、この世界を許容してゐる。乞食罪惡論などといったものが無いではないが、それは例の人間の理屈からきた所論であつて、少くとも多くの人は、まだ乞食を哀れなもの、可哀なものといひそかに同情をよせてゐる。だから中には、物を施すことを善

なり功德なりと考へて、いつもちやんと乞食にくれてやるところの錢を用意してゐるものさへある。慈善家などには之が多い。この同情とか愛とかいふものもよく詮索して見ると、美しい心でもなく何でもないので、つまるところは、自己の優越感の充足のあらはれだとも見られることも出来る。

從て、人間に優越感のある限り、それをよりどころとして生きてゆこうとする乞食階級の存在は、滅びないであろうと思はれる。

○  
受刑者に對する一般の差別觀念も、實はこの優越感にも依據してゐる。彼等の特種的に取扱ふことは、そのまゝ自己の優越性をほこりうることとなるからである。從て、同情だとか、愛すべきだと思つてゐる人間の心のうちにもつねに差別心がひそんでゐる。

『徳孤ならず必ず隣あり』一點の徳は全人格のあらはれであるが如くに、一點

の汚點は、人格の錆だとも見ることが出来る。而して、利を受ける人間の如きはいふんふるひすがられたもので、とかく一般的に不真性のものが多い。從つて之の一點をぬくためには、全体的に根本から洗滌するの必要があるだろう。

けれど又、善人だつて、悪人だつて少し緻密に検討すると、五十歩百歩である。たゞ相違がありとするならば、より重大に、その環境が影響してゐる。然るに、法律で科刑された人間を、特殊な人種の如くに思ふことは、一の傳統的な迷妄であると同時に、優越感が自然につくりあげて終ふ階級である。だから、いたづらに改過遷善だの、懲戒教化だのと、孟子や孔子や小學校の修身にあることがらを一切行はせやうとすることも一の或る程度の迷妄であり、そんな人間を作り上げては、實際この善惡混亂の人間世界に生きてゆくことは出来まい。もつと月並に人間らしく働けるものに……といふより折角の人間味をこぼさないやうにすること

が、より考へねばならぬことだ。余り聖人君子の道を覺えすぎると、實際、覺えた修養をどこでつかつていゝか、返つて思案にくれることゝなつてくるだろう。

家康は家康で生命があり、秀吉は秀吉として生きたのである。人の長をとり短をすてることは理想的だし又修養を缺くことは出来まいが、吾は善人、彼は悪人だと、何の反省もなくきめこんでやたらに彼等の、『教化』をやることは、とんでもない謬誤である。

○  
刑務所は、芋桶である。個別處遇はあるが、とにかく大小の受刑者といふ芋をその桶にほり込んで、芋槽の教化でかきまぜるのである。かきまぜてをる間にだん／＼と、洗はれてゆく。

ところが、洗ひ方がまづいと、小さなものは、つぶれてやくにたゝなくなつて終ふ。否、大きい八頭の奴はいつまでたつても洗へないし、小さい奴は、だいなしになつて終ふのが、少くとも大げさに云

つた刑務所の現況だろう。

米だつて、つきすぎると、こはれて終ふ。榮養分も減少する。即ち米の本當の作用をあらはさないことゝなつてくるのである。

つかないでも駄目、つきすぎても駄目のこの間の呼吸をはかるものは、受刑者の場合は、教化されるものと、するものとの根本的な對立關係を、除去することである。

即ち、優越的な感じをすてゝ、平等一如の世界に立つことである。兄弟に對する優越差別観のない愛をもつことである。もつと積極的に云へば、醫者が、その病氣のどこにあるかを診察しそのを病氣にあつた薬を與へるやうに、對受刑者に、應病與藥を適切にして、中毒をおこさせたり、副作用をおこさせたり乃至指の出来物のために、手をきつて終ふやうな愚かなことのないやうに、明瞭な診察と施薬をすることであらう。

常 講

# 招かれる方の作法

春 酒 舎 主 人

識 座

## ◇ 食 禮

年頭の常識講座としておよばれの話をしたらと思ふ。食禮と申して、各種食事の禮式は一通り辨へ置くことが必要であります。日本は宴會といへば大抵夜であつたが、近頃は晝食、晚餐、園遊會などと種々催されるが、晚餐を一番重いものと心得てよからうと思ひます、食事も和洋二食に分れますから、當今は難かしくなり又、忙がしい時勢なので昔風の小笠原流など、一々云ふて居られないので、そこは新古和洋折衷に行はなければなりません、併し禮式といふと精神的と形體的即ち曲禮の二様あることを考へて居なければ失敗を招きます、先づ精神の鍛鍊を基とし、形體即ち曲禮の方を習熟することで、曲禮の方は其の手續きが多少間違つても、精神が落付て

居て物に動ぜないと大した過ちは無いものであります。

**先づ招待**——するには、豫めその準備、即ち掃除とか、飾付、これは人を招待するには如何程精神的待遇といへ、その精神の發露であるから、形體的準備は手落ちなくすべきである、夏の打水、冬の火鉢は特に注意し、四季とも手洗鉢に清淨な水の満々たるなどは賓客に對して非常に氣持よくします、又大勢のときは、男子に脱帽室、女子には化粧室が必要であり、接待者の手配りも肝心であります、招待状は前廣く出すが禮儀であり、貴人を招じる場合は先づ自から參つて侍者を通じて伺ひ、更に侍者宛に書狀は發送するものである。又この招待状を受けた方は、諾否とも必ず返事を出すべきが禮であ

ります。従つて故障が急に起つたときなどは、一刻も早く其旨を先方へ謝して遣るべきである。

**主客の服装**——は同様たるべきであります、そしてその宴會の性質即ち大饗宴、夜會、晝食等により服装は變りますが、公式の定めのない限りは男子は紋付羽織袴、女子は白襟紋付なれば普通に差支ありません、就てはよく間違ふことですが、禮服と美服との別をこれは是非心得て置くべきで、禮服は地質が鹿末、例へば木綿でも袖でも白襟紋付ならば立派な禮服で、儀式の席上に差支なく又耻づべきでないが地質が羽二重乃至縮緬でも友染物や縞物では禮服でありませぬ。

## ◇ 席 次

**日本室**——の上は床に近い所である、現今は室内の構造法が亂れて入口の直ぐ傍に床があるのも見受けるが、これは例外で、次座は違ひ棚の前、その次は床に近き方、又その次は違ひ棚に近き方と順次に設ければ結構で、座蒲團の用意をすべきであります、又客の名札を座に添へて置くもよく、この時、客は席が高過ぎても名札通り着席すべきが禮で、その着席に當り次座の人に式待すればよろしい、

**西洋室**——も丁度日本室の如く正面の所に大抵暖爐飾棚がある、之を上座とする。食堂の如きは客の數や場合により種々に食卓を作りますが、それは主人主婦と相對しまして、その直ぐ傍に賓客の長者を着席せしむるものと心得て置けば先づ間違はありませぬ。卓を据え椅子を列べて食事するときは、先づ主人主婦の席は卓の中央に相對して作り、その主人の右側に第一の婦人客、同じく左側に第二の婦人客とし次は右へ左へと順にします。主婦の右側へは第一の男子客、同じく左側へは第二の男子客、次は前と同じ順序です、孰れも銘々に名札を配置します。

食卓が門字形に作られるときは、外側になる方の中央に主人方が着席し、内側になつてゐる方の中央へ上席の客が着席するやう設ければよろしい。それから相客を適當に選ぶことを忘れてはなりません。

## ◇ 日 本 食

昔は式三献、銚子土器、本膳、二の膳、三の膳、二汁五菜、三汁七菜、中酒の禮などさまざまの式膳があつたが、現今は普通に婚禮のとき本膳を出す位であるから吸物膳のことから申します。

**客の着席**——終ると、先づ茶を薦め、菓子を出す、

客が茶を喫し終る頃を見計ひ、上席より順次に吸物膳をすゝめる。膳は箸の付いた方を客の方にして両手で持出で先づ一旦上席の方におき、客の前のものを引くべきはひき、その儘置くべきは下座の方へ片寄せて膳をすゝめます。次に種々の取肴を、適宜の臺(又は盆)にのせて運び、吸物膳の上に載せ、臺は持ち去る。取肴が膳の上一杯になつたならば、そのあとの取肴は客の右手の方、可成とり易きやうに並べて置きます。

本膳の二汁五菜といふのは、本膳に飯、汁、鱈、平、香の物、二の膳に二の汁、猪口、壺、三の膳に焼魚を載せる。先づ本膳を客の中央に据えて一禮し次に二の膳を客の右へ、三の膳を客の左に据えます。吸物膳を最初にすゝめるときは、本膳は、吸物膳をひいた後へ据えるのであります。

酒は銚子土器を用ふるのを本儀とし、次に瓶子、燗鍋等を用ふるのが古式であるが今は用ゐませぬから、大抵最初から徳利を使用して燗酒をすゝめる、従て盃も土器も用ゐず、猪口を膳につけておきます。徳利は右の手で口より下二寸許りの處を持ち、左手を底へかけて持ち、靜かに酌をします。

膳をひいた後へ更に菓子と茶を薦める、此の時は往々薄茶を用ひますが、煎茶でも差支ありません。箸と三の膳の焼魚、それから土産物などに就て申したいけれども日本食に就ては大體御承知のことです。から省きます。

**客となつて**——の心得を少し申しますと、茶は右の手を茶臺にかけ左の手を茶碗に添へて受取り、少し右手へよせて置く。喫するには右手で茶碗をとり左手にのせて喫する。主人方が略儀で茶碗を茶托にのせた儘置いて去つたときは、右手で茶托の儘左手の掌へ移し、茶托を持ち、茶托をのせた手は膝の所に置いて、右手で茶を喫する、喫した後の茶碗は茶臺なり茶托なりへ伏せない方がよろしい。

菓子を薦められた時は、先づ懐ろ紙を出して右の方へ置き、箸を取り上げ菓子を挟みて紙の上におき箸は元の如く收めて、然る後、紙乍ら取上げて菓子を食べ紙は疊んで、そつと袖口から袖の中へ入れる。吸物膳を薦められた時は一寸一禮して受ける、先づ吸物膳の蓋をとり、箸を取上げて汁を吸ひ、實を食べ、更に汁を吸ひて下におきます。

吸物膳と引かへに本膳を出されたら又一禮します。

次に二の膳、三の膳とすゝめられたならば、本膳の飯の蓋をとり、次に汁、次に平、そして二の汁、壺の蓋を取り、とつた蓋は左のものは左、右のものは右の横の下におきます。それから箸をとり上げ飯から汁、飯から汁と二度食し、次に飯から鱈へ、飯から汁へ、飯から平へと移り食します、そして一旦箸を置きます。その時飯、汁の代りをすゝめられます。薦められたならば更に飯から汁を食し、次に飯から二の汁、今一度飯、汁と食し、飯から壺、飯から汁、飯から猪口と食します、是の時二度目の代りを薦められるから、更に飯汁と食し、飯から三の膳の魚に移り飯から汁と食します、更に飯から二の膳の物を食し飯から本膳の物といふやうに食します、食し終れば湯を薦められます。略しては茶を——湯を飯椀に受け下におき香の物を食します、箸の尖は一寸湯の中へ入れ漱いて納め、あとの湯を喫してもふのであります。

後の菓子は、始めと同様に、又熱いものを飲食するときは注意しないと無調法をする、汁を吸ふときは晉立てぬこと、喫しながら他所見をせないこと、人が物言ひかけたらば、一寸目禮し、靜かに嚥下して

然る後答へればよい、物を噛む音を立てたり、口の周圍を汚すのは見にくいものです、なほ左の數條は禁すべきことであります。

手の交叉、右にある物は右手にて、左の物は左手にてとること。

膳越し、膳向ふの物をとると、手が膳の上を越すこと。

諸起し、箸と食器と一緒に取上げること。

固め食ひ、椀の中の飯など箸にて押固め食ふ事。

箸移り又は菜移り、飯から菜、飯から菜と食はずに菜から菜へと箸移りすること。

もぎ箸、箸に粘着した物を口でもぎとること。

込み箸、口中に入れた食物を、箸で押込むこと。

甜り箸、箸の尖を口中深く入れて甜ること。

探り箸、箸で汁の中を掻き探ること。

惑ひ箸、箸を食物につけて、彼是まどふこと。

空箸、食物をはさみかけて取らず、箸を引く事。

なほ他人が穢なし、心地悪し、蒼蠅さしと感ずることを除くのと、他人の言行の悪しきを見通すことが禮を知る立派な舉動であります。

◇西洋食

定刻に至つて賓客到着すると、男子は脱帽室、女子は化粧室へ伴ひ、こゝで身繕ひを終へると、更に客室へ通す、この室では、待合せる間に、煎茶櫻湯など適宜に出してよろしい。

食堂の用意が出来ると、給仕人が主人に報じ、主人は客を引いて食卓につきます。室内の装飾、これは略しておきます。

食卓は白布で被ひ、椅子を整然とその周囲に配置し、卓上には挿花、飾り菓子、果物、薬味類を適宜美しく配り、尙ほ時には花や蔓や青葉で卓の上部を彩どり飾あります。

卓上、賓客の前には銘々に、右の方にナイフ類、左の方にホーク類、向ふに匙及菓子果物用のナイフなど尙ほ其所に客の名札や献立書を置き、又小さい花束とかボン／＼入れなどの記念に持歸る物を置くことあり右向ふの隅の所にはコップ類をおきます、そして小形の皿の上へ、テーブルナフキンを花形などに疊み、その中へ、パンを入れる、勿論手輕にして小皿もおかず、ナフキンは疊みて置き、パンも卓上にちかに置きもします。

ナイフの大的方は鳥獸肉に用ゐ、少し小形のは魚

疊んで靜かに卓上におきます。

パンは左手でもつて右手で裂き、更に左手にもちかへナイフでバタ皿から少量取つたバタをつけて各料理の間に適宜に食べます。

料理のとり方 給仕人は酒など飲料は右横から注ぎ、食物は左横からおきます、飲料は欲しくない時は一寸右手を低くあげれば給仕人は注がない、又コップを伏せた儘置けばよろしい、給仕人が料理を盛つた大皿をもつて左側から薦めたら、その皿について居るナイフとホークまたは匙で適宜にとるので

スープの吸ひ方 卓上に列べた内の一番大きいのがスープ匙である、汁を掬ふには、我が方より前面へ前面へと掬ふのです、中に入りた實は掬ひにくければ残つても宜しい、汁が少なくなつた時は一寸左手を皿の縁から底へかけて心持ち傾ける位はよろしいが目立つのは不作法です、汁も残して差支ありません。

魚肉類 是使用するナイフ、ホークとも列べてあるが、大抵はナイフを用ゐず、パンをむしつて左の手に持ち右手でホークを持ちて魚肉は食するので、

肉のみに用ゐる、勿論魚肉ナイフには透かし彫の立派な物などもある、魚肉ホークも同じく小形の透かし彫でナイフと揃ひの物があり、それよりも今一層小形のものが果物等などに用ゐられるものであります。なほそれよりも小形の匙は茶珈琲用であつてコップは平たい形がシャンパン、縦長目の無色は赤葡萄酒、色附のが白葡萄酒、尙ほ小形なのがポルドー、それよりも小さなのは種々の銘酒、普通大形のが水吞で取手のついたのはビール吞であつて、珂琲茶碗は長方形で、紅茶々碗は横扁形のものであります。ビールは獨逸以外は立派な食卓には用ゐないのであります。

食堂内の作法——大體にとめておきますが、先づ豫め服装、頭髮、爪などはよく氣をつけて失禮にならぬやう心掛けねばなりません、席へつく時は隣席の人へ一寸會釋をします、悪る遠慮は却て失禮です。

ナフキンは食卓につくと、直にとつて膝の上にかけて胸から掛けないこと又これで顔を拭いたりナイフやホークを拭いてはいけません、挿花があつたら同時に左襟にさし、食事が終ると、ナフキンはザツト

若しもフライヤ、小魚の骨などの離れ悪い時などはナイフとホークとで魚を少しづゝむしつてはナイフは皿縁にかけておき、パンの切とホークとで食するので

鳥獸の肉類 は右手にナイフを持ち、左手にホークを持ち、一二片づゝ切つては食するので勿論これは英米風で、佛國及他の大陸では魚肉のときのやうに致します。

乾盃にはシャペンのコップを用ゐる。シャンパンは宴會の半頃から薦めもするが普通には乾盃が始まらうとする時分に注ぎます。

食後の珈琲、紅茶は大抵客室に歸つてから薦める——食後卓上ですゝめることもある——この時は大抵珈琲又は紅茶を客へ配つて置き、更に大盆に牛乳と砂糖とを載せてすゝめるから、好みに任せて、乳も砂糖も用ゐてよく、又一方に選んでも宜しい、この時小さいコップで酒を酌いすゝめることがあるが、此の種の酒は強烈なものである。

珈琲、紅茶は先づ取手を左手でつまみ、右手で匙もて砂糖をかき廻し、匙は吾が前の皿の上におく餘り一杯ならば匙で掬ひ飲み、さて右手で取手を摘み

右から左へ取り廻して飲む、左程一杯でなければ始めから匙は皿におき茶碗の取手をとつて飲むがよろしい、卓上などでは左手のみで飲んでもよいが本来は茶托の時の如く、左手に皿を受け、右手に茶碗をとつて持ちのむべきであります

スーブのときは、スウ／＼と首たてたり、匙から汁が垂れたり、喉を鳴らしたり、匙を憂々と皿にあたりせぬこと。

コップ類は右手のみで取つて飲んでよろしい。ナイフ、ホークの音立てぬやう、噛む音、飲む音もよくないし、肉片を多く一緒に切り溜めないこと

食べ終へたなら、ナイフ、ホーク、匙など皆あふむけて皿の上斜めにおきます。

食事がすむと洗指盃をもつてきますから、水の入った洗指盃を皿の左に下し、給仕人が菓子や果物をすゝめたら適宜に食べ、すんだら洗指盃で指先だけをちよつと濯ぐのです、決して口をそゝぎ又飲んではいけません。

女子は、楊子はなるべく使はないがよく、又嗽口水も食卓では使つてはいけません、薬味類も傍の男子が取つてすゝめられたとき位戴くがよろしい。

パタ、は元來餘り食品の多くない時にパンにつけて食べる物ですから、客に参つた時は朝飯の外は、可成遠慮するが宜しいのです。

主人主婦は客一同の食事終るを見計ふて椅子を離れますから、客は椅子を静かに離れ椅子を直し客室へ行きます、食事中止むなく席を離れるときは、隣席の人だけに事情をのべて、そつと離席すれば宜しい

**立食には**――卓上に總ての料理を配列し置き、客には是を一緒に一つ皿の中へ取つて薦めることがあります、但し肉類の皿と菓子皿と丈は大抵別になります、普通このときは、男客が先づ女客に食品をとつて配り、それから自分々々にとつて食べます、で椅子も女客の數丈は備へてあります。

朝飯、晝飯等により相異があります、以上は、大宴會を標準として申しました。

先づ以上概略述べて見ましたが多少なりとも御参考になれば幸であります。

# 遺蹟巡禮

## 傳馬町 牢屋敷跡

小傳馬町の市電停留所で下車して一寸伺ひます、小傳馬町はどちらでせう」

「寺はあります、それあそこの角も寺であつたのですが――何といふ寺です」

つた、お巡查さんが立つて居た

「この附近にお寺はないでせうか」

「サアそれが實は忘れたのです、サアそれが實は忘れたのです、ナイヤ有難う御座います」

いたものを忘れて出た、電車の中でそれを思ひ出したが後の祭り、電車はズン／＼走るその内に下車すべき停留場となつたから儘よと下りた、緒で分らぬ、そこで頓間な尋ね方もしたものだ、ヤレ／＼やつと安心。門脇に碑石がある其の文字は

浄土之教叩満機  
而當行運也念  
佛之行感水月  
而得昇降也

傳空謹書

「こゝが小傳馬町ですよ」

失敗つた、その通り

「牢屋敷跡はどちらでせう」

「サアそれはネー」

「近くに交番はありませんか」

「和泉橋の方へ一寸行つた處にありませうよ」

「左へ曲つて行いた、すると又辻があつて、左角に寺らしいのがある、寶篋印塔の上が半分飛んで居る、左へ曲ると門があつた。石門の標札

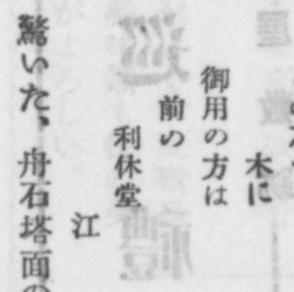
「圓光寺」これだ、こゝで白

「牢屋敷跡とは聞てますがね、別段何もありませぬ」

婦人が多勢寄て居りまだ續々やつて来るので忙がしうに見えたから匆々に辭した、這入つた門の脇手の門を出てふり返ると「浄土宗西山各派寺務出張所」の標札が右側で左側に「毎月十二日例會能忍婦人會、法話金森師」板に貼出したものがかゝつて居たので婦人の寄つて居る理由も讀めた。

があつて直ぐ電車通りに出た、これは小傳馬町一丁目の通りであつた。そこで、この學校の裏手へ廻るべく左折して行くと小傳馬町の市電停留所の交叉點であつたから、又左折した、これは交番を尋ねて通つた道で、恰度一廻りしたのであつた。一寸歩くと道から入り込んだ處に門があり、標札に「身延山別院」。門を潜ると石造の淨行菩薩堂、次に隣つて手洗鉢石、石像、石燈籠、佛像を彫つた舟石塔などがごろ／＼して居る、制札やうのものが建つて居ても書いてあるかに見えるから近付いて讀んだ、

戒名なり、年月が刻んである。その法巖妙林信女靈 寛永〇〇五月十四日 これなども何れは身賣りをされて行くのだと思つたとき妙な感に打たれた。 平バラツクの本堂、額に擁護殿と書いてある。この堂に並んで向つて右に今一つバラツク式の堂があつた廻つて見ると、これは別に門が有つて村雲別院の標札が掲げてあつた。この二つの堂が恰も學校の裏手にあつて、煉瓦塀がこの堂の壁見たいにも一寸思はれる位である。 村雲別院の左手（向つて右）に撞球場と、それに隣つて大野齒科醫院、これは道路に面してこの別院の門へ入る角に當る。この二戸に小傳馬上町二十二番地何々の表札が打つてあるのを見付た。即ち圓光寺と同



御用の方は 木に 前の 利休堂 江

番地なので、思はず勢付いて同番地の表札を調べて廻つた。 大野齒科醫院に隣つて支那料理の來々軒、洋食の三福亭、左折して壽亭、岡本揮發油店、喜久屋商店、叶屋履物店、大野屋足袋店、小山小間物店、法古堂、信工堂、マルビー商會お次ぎが圓光寺となつて、餘程廣い。以上の一廓即ち小傳馬町一丁目通りを除く全體が傳馬町牢屋敷であつたものである。

番地は明治八年五月廿七日東京府第二十九號達で牢屋敷が撤廢され、その跡を遊園地とした時につけた番地である。享保十年の江戸繪圖にはこの處は只牢屋として、今の小傳馬上町一番地から廿一番地の處は、ヤクシマへ町と記してある、それは元此處に淺草東光院の藥師堂があつたからで又、昔はそこを尻繩町とも云つて居た、これは牢屋敷の役夫等が住んで居たからである。

天保五年二月七日 弘化元年六月晦日 牢屋敷の總坪數二千六百七十七坪餘、内三百八十六坪餘石出帶刀、宅内五百六十二坪半建坪といふ記録が残つて居る。 屋敷跡を遊園地としたが不淨地として餘り人がよりつかないので、その後大倉喜八郎、安田善次郎兩氏が拂下を受け、後ち新高野山大安樂寺が建築された。そして明治十六年六月高野山から弘法大師の像を遷座した、地域は四百坪で大倉の大、安田の安、極樂の樂をとつた名である、更に空地に祖師堂や、村雲鬼子母神堂、兩大師堂及小學校が建つた、斬首場には觀世音の大石碑が建つた。 話は先づザツト以上の通りである 震災後かわり果てたことは、無論で觀音像を見逃がしたが、それは毀れたのかも知れない。(E記)

◎ 江戸時代の牢屋敷と云へば、先づ傳馬町の牢屋で、小傳馬上町廿二番地がその屋敷跡であつた、この廿二

この牢屋敷に就ては本誌の昨年六月號(三七頁)、同九月號(三三頁)刑獄聞集香川氏執筆の記事中にあるから由緒沿革獄制等は省略することにするが、江戸史蹟研究の權威室田老樹齋翁の話に左に加へて置く。

明曆三年正月八日 萬治三年正月十四日 文七年二月六日 天和二年十二月廿八日 元祿十六年正月未詳 寶曆十年二月六日 明和九年二月廿九日 天明六年正月廿三日 文化三年三月四日 文政十二年三月廿一日

# 上下痛苦し 萬象憂惱す

聖上陛下御懺重らせられるとの報公表さるゝや、天下憂に洗み、七千萬の赤子はたゞ氣くれ心まどひて申上ぐべき言葉もあらぬばかりである。

この御大事に當りて、竹の園生のやんごとなき御方々の御心盡しの程はいとゞ畏多き極みである。御婦徳高き皇后陛下には、御痛はしくも聖上御いたつき遊ばされてよりこの方ひたすら 聖上の御身邊にのみ御心を寄せたまひ、殊にさる十一月旬陛下の御氣先いよく重らせてからは寸時の御慰みもあらせられず、

畏くもひねもす夜もすがら御病床に常侍遊ばされて御心の限りを御傾け給ひ幾たびか出侍のものゝ袖をぬらさせられたと承るだに感泣の極みである。側近の者がすゝめ參らす御食事もほんの御箸を御取りになられるのみで、御ふるにも召されず、御就寝のおすゝめには御耳をかし給はず端然と御椅子によらせ給ふたまゝ、刻々に御容態御みまもらせ給ふのとこと、更に御用邸に奉伺する重臣百官の上にも御心をかけ給ひ、 聖上御幼時の乳母や御養育掛の曾根氏の參殿するや特に破格の御許を給ひ、又御生母柳原二位局が御老體にも拘らず、御病床近く端坐祈念せらるゝことにも何かと御氣をつけさせらるゝことは何とも畏多いことである。

東宮殿下には妃殿下と共に、父君陛下の御惱み給ふや、御心盡しの御



## 眞實の幸福

修養講座

竹中 慧照

一 學國憂愁に閉された今年の新年を、私共は靜かに迎へていさゝか感ずるところを述べたいと思ひます。  
新年を迎へる度に、何人でも何等か一つ新らしい氣分と希望を懐かぬ者はありません。

二 若し、昨年は自分の事業に失敗した人であるならば「去年は失敗したから、今年は何んとしても、その事業に成功せねばならぬ」と新らしい年の初めに先づ希望に燃えて奮ひ立つものであります。よし、失敗せなかつた人でも「今年が去年よりは、もう一層しつかりやりたいものだ」と更に心の充實を感ずるものであります。その人々の職業により、いろ／＼な相違はあるでありますが、正月にはすべての人々が皆同じやうに輝かしい希望に燃へるのであります。

かく、新年を迎へる毎に希望に燃え、自分の前途を祝福するのは何故であるかといへば、それは自分の幸福を求むるからであります。即ち、現在よりはもつと幸福でありたい、もつと幸福な生活をしたたいといふ向上心があるからであります。

凡そ人間には何人にも、現在の境遇よりは更に／＼満足な生活を求めたいといふ欲求を持つてゐるものであります。古歌にも  
思ふこと一つかなへば又二つ  
三つ四つ五つ六つかしの世や  
と詠んでゐますやうに、人間の欲望といふものは到底限りのないものであります。

三 しからば、かくすべての人々が求めてやまぬ幸福とはいつたい何でありませうか。また、どんなものでありませうか。正月早々から大へん六つかしい肩の凝るやうなお話を致すやうであります。その幸福とは如何なるものであるかといふことをお話ししたのであります。

多くの人々——特に現代の人々に「幸福とは如何なるものですか」と尋ねるならば、必ずや異口同音に「それはいふまでもない、お金をうんとこしらへ、そして奇麗な家の中に住み、美しい着物を被て、甘い御馳走を食べることだ」と答へるに相違ありません。

成程、常識的に考へますならば、そういふ風に考へられるのも無理からぬことでありませう。特に現代の物質文明にはぐ／＼まれ、物質教育を受けた人々からい

見舞品を携え給ひ御慰め給ふてゐたが、御氣先重らせらるゝや、葉山に御滞在常侍して御看護あらせられ、その行啓についても、ご警衛のものゝ心勞を思はせられ、寒朝磯づたひに外套すら召されず御徒歩でお成りになり、又同地に出張して、同じ心にご心配申上げてゐる同胞のために報道の任にあたつてゐる新聞記者に御下賜品を賜ふたり、西園寺、牧野、倉富、一木、若槻などの最高の重臣を召して時々重大事を諮詢し給ふ等御心のほどを拜察するだに感泣の極みである、英京に御勉學中の秩父宮殿下には急遽御歸朝に決したがその間東京からの電報を待兼ね給ひ、異郷遠隔の地にあられてその御心持のほどを偲びまつれば涙さるゝほどである。高松宮殿下には兄宮と共に葉山に御滞在晝は田浦の水雷學校に御

へば、そうした回答がなされるのは寧ろ當然であるとしか考へられませんか。されば、現代の人々は皆んな様にそうした幸福を追求するために毎日々々營々として働いてゐるとしか見へません。無論、憐れなドン底生活をしてゐる人々を見ますと、それらの人々は唯毎日々々食はんがために生のおへぎを續けてゐるのであります。少し生活に餘裕のある人は、どうかして現在よりは幸福な生活がしたい。そして、そのためには幸福が得られるお金を儲けねばならぬと、一生懸命に働いてゐるのであります。既に資産をこしらへて世間の人々から富豪であるといはれ、成功者であるかと歌はれてゐる人々は、その富を如何にして維持しやうかと焦慮し、それ以上に富を蓄積したいと苦心してゐるのであります。ちやうどかの鶏が朝から晩まで、クッククク鳴きながら餌を求めてゐるやうに、すべての人々は生活の資糧を得んがために働いてゐるのではありませんか。

四

しかしながら、現代の人々が考へてゐるやうに眞實の幸福といふものは果してそうしたものでありませうか。これは讀者諸君の冷靜なる御考慮に訴へたいのであります。平生はさまざまなる要件のために、そうしたことを考慮する暇のない方も、氣も心も更まる新年の初頭に當りては、この問題に對して判然たる解決を得て頂きたいのであります。

成程、現代人が幸福といふことを「美しい着物を被て、綺麗な家に住み、そして甘い御馳走を食べることだ」と解釋を致してゐるのは無理からぬ點もありませう。しかしながら、眞實の幸福といふもの果して、そうしたものでありませうか、現代人の幸福觀は餘りに淺薄な又餘りに安價な享樂主義ではありませんか。か

通學夜はおん寝みもなく御看護あらせられてゐたが、御發意で學校の方はお休みになり常侍遊ばされてゐる。殊においたはしきは、まだおんいとけなき澄宮さまにはおん父君の御重態以來は、兄宮と同じくお手づから冷いガーゼをおとりかえになるほどの御看護ぶり、おん顔も曇らせ給ふさまは側近の女官などの涙の種となつてゐる。

更に各宮殿下には、御交代にて御看護あらせられ、久通宮殿下には、終夜軍服を召して急の御參殿に備へ給ふとのこと。

◇

これに加へて國民の赤誠もまたなぐちるはしいものである。葉山御用邸前を始め、宮城前、明治神宮、京都桃山御陵、大阪生國魂神社等の前

うした淺薄な幸福觀のためだけだ、多くの人々が禍され、又惱まされてゐるであらうませうか。特に地方の田舎から都會を目がけて集る人々が年々増加しつつあるといふ現象はいつたい何を物語つてゐませう。これがため、人口の都會集中の弊風が認められてゐるのであります。これら、地方から都會に集つて來る人々の多くは、唯、花やかな都會生活の一面―美しい着物を被て、うまいものを毎日食べ、芝居や活動寫眞が見られてといつたやうな方面を眺め、田舎にをつてはそうした歡樂を味ふことが出來ない、こんな土臭い田舎に一生埋れるより、同じ人間に生れ出た以上は都會へ出て、そうした享樂に充ちた生活をするのが、さも人間の幸福であるが如く考へるやうになつたのであります。そして、すべての人々が、そうした幸福な生活をするには第一になければならぬものは金錢である。金錢さへあれば、そうした歡樂も享樂も思ふさま自由に得られるのである。それでどうしても金錢を儲けなければならぬ。金錢を貯へなければならぬこの目的のためにどんな手々方法を講じてもよいのだといふ思想が一般に普及される様になつたのであります。これは誠に悲しむべきことであるといはねばなりません。

五

いつたい、かくの如き思想はどうして出來たのでありませうか。私にはこれは、かのマルクスの唯物史觀の思想を以つて代表することが出来る、現今の經濟中心の思想から來てをると考へるのであります。現今の人々は何事も第一に口にするには「經濟」といふ言葉であります。従來、日本人の頭を支配してゐた思想は佛教や儒教によりて永年養はれて來ました。佛教道德や儒教の道德であります。これがため、何物を考へるにも、又行ふにも、そうした道德的

には老幼を問はず、寒夜を物ともせず曉かけて一心に天に願ひ地に念じて數ならねども身にかへて祈り奉る赤子の至情國を舉げてその日のわざさへ手につかず號外の鈴の音に胸をとろかせ、竹馬に乗る童子も小遣を以て號外を求め憂色顔に之に見入り、罪の子として獄窓に泣く人々も御容態を知りて感泣し、合掌九拜御平癒を祈り、また兩親にも打あけず霜凍る眞夜中社前に水ごり取りて一心に御全快を祈る健氣な少女の眞心放送局は緊張して演藝放送を中止し御容態のニュース放送に不眠の努力をつづけ、劇場また興行を休止して誠意を披瀝する。

道ゆく人も號外の掲示に足を止めて憂げにくく歩む、或は葉山に或は宮内省に、或は市役所にお見舞に參するもの、或は上書又は電報を寄せ

標準を以つて律したのであります。「それは道理にかなはぬ」「そうすれば道徳に背く」とか「それは人情でない」とかいつたのであります。現代では、そうした言葉が餘り用ひられず、すべて「經濟」といふ言葉が、その代用に用ひられてゐるやうであります。

我國には古來武士道といふものがありました。この武士道といふのは現今でいふならば英國の紳士道であります。ある人が「日本の武士道は封建制度の瓦解と共に廢れてしまつた」と申しましたが、眞に、わが國は武士道に代るべき紳士道がまだ興つてゐないやうであります。この點から申しますと、イギリスにはわが國の武士道にも比すべき紳士道が古來から傳つて、現今でもイギリス人の精神を支配してゐるのであります。イギリスに於ては運動競技なるものは、すべて紳士道を養成するといふことが主要の目的となつてゐるのであります。「あの人はゴルフの運動をやる」「あの人は運動家である」といへば、既に立派な紳士として世人の信用を博することが充分に出来るのであります。ところが我が國に於て、昔は武士道を養成するために劍道、柔道、弓術があつたのであります。現今では、その肝心の精神が忘れられて、それが單なる運動競技となつてゐるのであります。

お話が大へん岐路へ入りましたが、現代人の懐いてゐる淺薄なる幸福觀は前に述べましたやうに、現今の唯物的世界觀——すべてのことを唯物の上からのみ考へやうとする思想——この思想が根柢となつた經濟中心の思想が主なる原因となつてゐるのであります。これが最も露骨に現はれてゐますのは、かの米國であります。米國は現今より三百餘年前に發見せられた大陸でありまして、その初めは

御祈願の神札を送つて來るもの、秘傳の妙藥を献上して來るもの、これらの中には小學生が連名で御全快を祈つて來た書狀もあれば、又母子が筆をそろえて書き上げた見るも涙ぐましいものもあり、これらは一かつして毎々葉山へ送られ御前へ奉られてゐた。かくて 聖上御惱癒えまさんことを祈り奉る至情は七千萬蒼生唯一人異なる可くも覺えぬ。

◇

元老、重臣、宮内官の心勞のなみなみならぬは申すまでもないが、海上並に地上各方面の警備につく陸海軍人、警官及在郷軍人、青年團の日夜を分たぬ奉仕は、これ一に赤誠のあらはれであつて、國民ひとしく感謝するところであらうが、報道の重任を負ふ各新聞社の記者及寫眞班の不眠不休の勞苦もまた見のがしてはなら

歐洲各國の殖民地でありました。これがため、初めは歐洲各國から教養のない勞働者が群をなして米大陸に渡航して開國をしたのでありますから、現今もそうした人々の血を享けて米國人は英國人と比較すれば、その人格、趣味、生活といふ點から見れば、どこか野卑な下品な所があるのは世界の定評のあるところであります。それは我が國に流行しつゝある米國風の洋服型と英國風の洋服型とを見ても判然と解るのであります。そうした米國人によりて作られた所謂米國文化なるものが、歐洲戦争後に於て俄に米國が獲得した地位勢力と、その巨大なる黄金力と相俟ちて世界の隅々まで風靡せんとしてゐるのであります。これを「世界の米國化」といつて心ある人々はこの傾向を大へん憂へてゐるのであります。わが日本も今やこの米國化にかかれて、すべての人々が米國式な安價な享樂、淺薄な幸福に憧憬して、その影を追求せんとしてゐるのであります。これは誠に悲しむべき、また憂慮すべきことであるといはねばなりません。

六

これには、心ある米國人ですら大へん憂慮してゐるやうであります。その證據は、我が國へは昨年渡來して東京、大阪を始め京都に於ても映寫されました活動寫眞の「モーゼの十誡」を見てもよく解るのであります。かの「モーゼの十誡」は實に百數十萬弗の經費と二年の日子とを費して米國に於て撮影され、初めてニューヨークの劇場に於て映寫せらるゝや、同一劇場に於て一年間續いて映寫せられたにか、はらず、常に満員の盛況を呈したといふ記録附の映畫であります。この活動寫眞は現今の米國人の唯物主義と經濟萬能主義に一大痛棒を加へた宗教的映畫であります。今その筋書を簡単に紹介するならば――

ない事である。東京に於ける新聞本社の情景をのべると、「いつどう云ふ発表があらうも知れぬと云ふので社内は極度に緊張して、たれも歸らうとはせず、いくら夜がふけても、たれも寝ようとはしない、電話のベルが鳴つて、それ發表だと云ふと、これを十重二十重にとり圍んで、傾聴するもの筆記する者黒山の如し、しかも皆しゆく然として一語を發せず、各社とも最後の最近報を紙面に入れんとして、朝の三時四時まで印刷を延ばして機械を動かさない、新聞社のどの室にも電燈があか／＼とついてしかも静まりかへつてゐる。

「モーゼの十誡」は古代篇、現代篇から成つてゐるが、古代篇には所謂キリスト教の聖書により「モーゼの十誡」の成立を映畫化し、現代篇に於て「モーゼの十誡」の今も猶現存せることを示さんがため、古代篇の物語を母から説き聞かれた弟息子ダンは十誡は既に滅びたる掟と主張して容易にこれを信じないのみならず、母や兄が朝夕する祈禱を嘲笑し、自分の室にて「俺は祈禱の代りにかうするのだ」といつて、ポケットから金貨を取り出し、これを神の如く祭り、巻煙草に火を點けて東洋流に線香の如く金貨の前に捧げてこれに拜跪するといつた黄金崇拜者であつたから、遂に母を怒らせ、家を追はれた。

弟がかく近代的な唯物主義の色彩を多分に持つてたに拘らず、兄のジョンは天性長く神を信じ、十誡を守つてゐる善良な若者であつた、そして、ある嵐の夜、流れ込んで来た寄邊ない哀れな娘メリーにもジョンは純真な愛を抱ひたが、ダンが亦メリーに戀してゐることを知ると自己を犠牲として、彼と彼女の中を結んでやつた程であつた。

弟のダンには結婚後三年目には最早建築請負業者として成功を遂げてゐた。しかし、それは不正の上に築かれたもので、彼は悪辣な手段によりて財産を作つてゐるに過ぎなかつた。ある時、彼は大教會の建築を請負ひ、建築検査官と共謀して、不正コンクリートで又復富を積まんものと企み、只ひとつ輿論の非難を避る手段として正直な兄を大工の棟梁に用ひたが、計らずも兄はその不正なることを發見して弟を詰つた。時しも偶々建築中の壁は崩れ落ち、彼等の母親は下埋めとなつて、敢ない最後を遂げた。

そして、ダンが後悔した時は既に遅かつた。新聞紙等は擧げてダン不正事件を摘發せんとて強請を迫つて来る。今更自分が十誡の教を守らなかつたことの非を悟つても最早や仕方がない。遂に自暴自棄に酒を煽り以前の情誼の元に出かけて新聞買収の金策を求めたが、いれられず遂に激昂の餘り彼女を射殺した。彼は益々十誡を破つたがため、その夜風雨を衝ひてメキシコに遁れんとする途中怒濤に船は覆され、無残にも異郷の海岸に悲惨な最後を遂げねばならなかつた。

しく其の御調陶をうけさせられ、皇太子の御時代より全國を御巡歴ありて具さに民情を視察したまひ、或は併合前の朝鮮に御使して兩民族の融和につとめらるゝ等御事績少からず次で大統をつがせ給ふや、外は有史以來の大戦あり、御英斷一發、國礎を永遠に固うせられ、内は事運の急轉に伴つて諸政の御改革、實に風發の概あり、多端の時會に際して、いやしくも假逸せられず、ために大正十年の頃より玉体常ならず、攝政を置かれて萬機を託せられたのも一に國務御精勵の結果であつたと承るの誠に恐懼の至りである。

今や御重態を傳えらるゝに際し、その御生涯をしのび、畏れながら痛苦實に云ふところを知らない。

この筋書のうちに現代の米國の裏面がよく現はされてゐると共に心ある米國人は弟ダンの如き唯物主義に心酔して資金萬能の弊に陥れるものを眞の幸福に導き入れんがため如何に努力せるかを知ることが出来るのであります。

七

釋尊は、私共に「眞實の幸福とは決して唯物主義に心酔し、黄金萬能に眼がくらんでゐる現代人のいふが如き黄金、位、田地、家屋、さては美しい着物、うまい御馳走といつた外的なもの上にあるのではなく、それは私共の精神の中にあることを身を以つて示された方でありませう。釋尊が王位を棄て、妃を捨て、出家せられたのは即ちそれでありませう。わが佛教は私共とこの人生々活の上に「眞實の幸福」を齎らす教であります。支那の聖人は「晨に道を聞ひて夕に死すとも可なり」と申して居ります。釋尊は「むしろ道を守り、貧賤にして死すとも、無道を爲して、富貴にして生きざれ」と仰せになりました。私共は眞實の幸福は決して、現代の多くの人々が考へてゐるやうな外形の物質の上にあるのではなく、私共の精神の上にあることを忘れてはならぬのであります。外から眺めて物質的には恵まれぬ悲惨な生活をしてゐる者でも、その心のうちには無限の幸福を味ひつゝ生活してゐる者を見ることが出来ます。釋尊の教は、そうした眞實の幸福を人生に齎らす源泉であります。精神の安心立命と人生に對する歡喜、世にこれ程に幸福があらうか。私共は年改りたる新年を期して佛陀の教により、そうした眞實の幸福を得やうではありませんか。(完)

(K生)

讀者一覽  
 (一) 說苑

◆思想犯人の處遇に就て

鋼路 M.Y. 生

近來思想犯人の處遇に就て多くの實務家が色々研究せられ且つ相當苦心せられつゝあるやを耳にし又當局に於かれても常にこれが意を注がれ色々これに對する訓令や通牒などが出て居られる様だし更らに本年より刑務官練習所に於ても其の研究を必要とせられ新に科目を制定せられた様であるそれ故今吾々の如き經驗もない一戒護官吏がそれに對して述ぶべき智識の何物をも有せないが直接實務に當るものが如何に考へて居るかと言ふ事を述べて見るのも強ち無駄な事では無いと思つたので所謂盲蛇は何んとかで首尾徹底しない卑見を述べて見たい

と思ふ。

思想犯人の拘禁方法

元來これ等の者は思想上の變調者であるから刑務所に於て收容せらるゝ事を體験とか禮讃だとか言つて負け惜しみもあるが少しも意に介さないものであつて反つて賣名的に收容せらるゝ事が自己に箔がつくかの如く思ひ又收容せられた事が世間に發表せられて反つて主義の宣傳となるのだと言ふが如き者もない様であるそれ故斯るものを收容するに當つては常に充分の考慮を要する事は論を俟ないのである若し其の當を得ない拘禁をした時は反つて彼れ等は巧に收容者間に主義の宣傳をなし終に思はざるの結果を來すのである殊に長期受刑者等にあつては前途に對する希望を刺がれて居る關係上さなきだに自暴自棄に陥る弊があるのだから一朝其の破壊的思想の宣傳を受けた時は直ちに之れに共鳴するものであるからそれ等の思想犯人を拘禁するに際しては深甚の注意を要するのである。

て其の間諷に禦し難きものであるとせられて居る様である今假に集禁制を採らんとすれば他に主義の宣傳は免るゝ事が出來得るも自己の同輩に對して優越感情から來る一種の虚勢は殊更らに大聲叱呼し事毎に官吏に反抗し或ひは又革命歌を合唱し多數相呼應して騷擾的態度に出るが如き事となるであらう而してこの弊害を防がんとするならば現在の設備では到底不可能な事であらう又之れに反して分離的拘禁を採らんとすれば其の騷擾的弊害は避け得べきも前述べた様に思想的傾向のない他の收容者に容易に主義の宣傳をせらるゝであらうそれ故これ等の弊害を避けんとするなれば事情の許す限りの完備した離隔的獨居拘禁を採用するを最も適當な方法であると思ふがそれも色々な關係上仲々困難な事であると思はれるが免も角現在の設備としては集合拘禁と言はず分離拘禁と言はず其の拘禁に際しては以上の點に注意して適當な拘禁をしなければならぬと思ふ。

戒護上の注意

次に戒護上の問題である彼等思想犯人は

に容姿を端正にして些の間隙をも與えない様にせなければならぬ。

其の他の取扱ひ

以上の外思想犯人の處遇として心得べき事項は多々あるであらうが彼れ等の發受する信書の内容に又彼れ等に接見せんとする者の人格等に就いて周密な注意を要するであらう。

彼れ等が一と度收容せらるゝや彼等の同輩は色々な方法を以て通信せんとするのである又其の通信文の内容も極めて不穩當不謹慎の文章を以て綴られてあるのが普通であるから少くともこれが發受に際しては未決囚であれば裁判所に廻送して決定を待つべく受刑者なればたとえそれが親族間のものであつても許さない様にせなければならぬ

又接見に際しても其の接見者の人格等を充分調査して必要以外の交談を禁ずるは勿論であるが交談中にも往々外國語を挿入し或ひは暗號の如きものを使用するが如き事もあり得るであらう之れ等に對しても周到なる注意を拂つて立會し機宜に適した處遇を取らなければならぬ。

次に忽に出來ない事は看讀書籍の撰定である彼れ等は好んで思想上に關する書籍を希望するのであるから之れ等の書籍は充分なる撰定を必要とすべく事荷くもそれが吾が國古來の道德に相反するが如き記述あるもの若しくは彼れ等の有する左仰的思想を助長するが如き書籍は絶体に避くべく又看讀を許すべき書籍の内容に就ても嚴密に査閲する必要があるととも之れ等を咀嚼し得らるゝだけの素養を作つて置く必要が生じて來るのである。

而して其の書籍は常に道德に關したるものは宗教に關したるもの等を見せしめて幾分づゝなりとも彼れ等の思想を薄らげて行く様に心掛けなければならぬそして彼れ等に誤れる思想なる事を感じせしめて隱健なる思想の所有者に改めて行かなければならぬ責任があるから其の處遇に就ては尙一段の研究と努力が必要であると思ふのである

作業訓練を主張す

K T 生

前述べた様に國家權力を否認するものであるが故に事毎に官吏に反抗し命令を服膺せず勝手氣盡を振舞ふものであるからこれが戒護の任に當る者は充分にこの點に留意して處遇しなければならぬのである彼れ等とても同じく人である以上其の處遇如何に依つては柔順に導く事も出來得るのであるそれ故直接戒護の任に當る者は執れの場合に於てもそうであるが殊に之れ等の者の處遇に就ては其の機微を察してたに感壓的態度を採らない許りでなく反感を買ふ事のない様に其の取扱ひに充分な手心を要するのである常に溫情的態度を持して彼れ等の反抗を挑發せず其の不心得を諭し順逆の道理を靜かに説き反抗の余裕を與へない事に注意を要するのである又彼れ等は時に或ひは官吏にまで其の主義の宣傳を試みんとするのであるから彼れ等に動かされぬ確乎たる信念を養つて置かなければならぬと同時に思想問題の何物たるやも研究して置かなければ彼れ等を處遇する上に於ても常に彼れ等は戒護官吏に對して侮蔑的態度を持つて嘲笑する所となるであらうそれ故常

受刑者の凡ては無職にして浮浪し。又は手に職はあれ共就職せず亦は職を轉々とする等の懶け者の常習者なれば趣味に清新の氣分を養成し時代に順應し人後に落ちざる様適法觀念を深からしめ授産的生活の安定を得せしめ精神的教化に努力せねば釋放後忠良なる臣民とする事は出来難く、眞の行刑の目的は達せられぬのである、作業は實に社會共同生活上の資格を得せしめんが爲に強制するものなれば、之を賦課する上に於ては罪數、年齢、性格、刑期の長短釋放後の生活の基礎等を斟酌し、彼の將來を考慮して遣ると云ふ事は是非共必要である。然るに受刑者の社會生活とは没交渉な作業を強制したりする事は改良しなくてはならぬ事である。

そも、刑務所は樂園にあらず、過ちを改め圓滿に社會共同生活するを得べく、鍛練修養すべき場所なり、すなはち人を改善する地でなくてはならぬのである、故に作業に於ても如何なる困難を排しても一定の仕事に習熟なましめ勞働の神聖なる事を自然に會得せしめると同時に技術もこれに伴

ふ智識の積極的開拓に努め刑務所の一人前は社會の一人前の分量よりは低き程度に於て標準とせしものなれば、最少し科程の量數を高め絶対に科程を了せしむるよう督勵し(然し入所當時は出来難くも)若し怠慢にして科程を了せぬ者は相當の罰を設けて科せしめる等の規定を造り科程を絶対的のものとなし作業も又絶對變更せず不不得場合は其の事情を述べ諒解せしむる事肝要である。

作業の成績優良にして温順なるものには月末に所長親しく面會し賞讃の言葉を與へ五十錢以下の賞與を給し又は日曜日以外に希望に依つて一ヶ月一度の休養を與へるか又は知名の人を依頼して精神修養の講演を聞かすとか又は時事の新聞にて、不適當と認むる箇所を切抜き看讀せしむる等現在行はれつゝある處遇以外の處遇を設けて慰勞して作業の能率を増進する事に努めたならばこゝに初めて行刑の目的は達せられ忠良なる民臣として再び罪を累ねず共同生活の安定を得ることは必然と思ふものである。

●病院乎學校乎

小管 佐藤秀三郎

從來の學說に依れば犯罪者は精神的病者である之を治療する爲めに收容する刑務所は病院であつて行刑官は醫者であるといはれたのである。

私は今日の刑務所は病院に非ずして寧ろ學校であると云ひ度い刑務官吏は醫者に非ずして教師であると云ひ度い即ち刑の執行は消極的に單に彼等の精神的缺陷を補正する事を本旨とするが主眼に非ずして今少し積極的に彼等の有する精神上の美的方面を助長し彼等に處世術を教へ職業的技術を授け以て精神的にも物質的にも彼等を教養訓練し而して他日社會に於て獨立自營的に活動し得る様補導啓發することを主眼とせねばならないと思ふ。

●保護主任の專任

長野 隈正

刑務官が最善の努力を致して、收容者を遷善改過し、社會の良民たる資格充分として釋放せし者が、往々再犯者として再び刑務所の門に入り、その資格なく不徹底なる者が確實に正業に就くあり、是れが基因は何んぞや。前者は社會是れを入れざるに因り後者は社會是れを入るゝに寛なりしに因る現今釋放者保護事業なるもの漸く社會に認められ、是れに依て更生の一步を踏み出すもの多々あり。然し現今未だ昔日の應報思想にのみ、彷徨する者極めて多き社會を如何にせん。こゝに於て目下の最急務として教師若しくは看守長を保護主任に專任し常に各公共團體會社又は有力なる個人を訪問し釋放者の理解且つ就職に努め、又は市町村の有意義の會には自ら求めて出席口演し、一般の理解に努めなば、今や當路者の惱める再犯の防止それは、保護主任の專任活動に依つて半減する事を得む。

を輔成する事のみ腐心せずして却て彼等の有する良心の發芽を誘導して其培養助成に努め之れに依りて他の一方の精神的瑕瑾を蔽ふ様に工夫して遣るのが刑務官の職責ではあるまいかと思ふ夫れは丁度植木屋が盆栽を作ると同じ様に。

- 一、制度になるが可成釋放迄には一作業の全部を習得する様に訓練し度きこと
- 二、許さるゝ範圍に於て出来得る限り社會の經濟状態を知悉せしむること(雜誌人丈ては充分徹底せず)
- 三、教誨は通俗的のもので彼等の社會生活に最も適應する種類の事柄を撰擇施行すること徒らに高尚なる博士や學士の成し得る事や皇族方や華族方の家庭の事柄や又は偉人高徳の人の言行等社會の普通人も行ひ得ざる様な引例や三井や三菱の生活状態等實行不可能の教材は避けられ度きこと。
- 四、起居飲食は豫算の許す範圍に於て社會生活に近似する方法を執ること、
- 五、教材は可成感情的のものより理性的のものが効果多しと認められ唯一時感情的に泣かして見ても夫れは餘り永久に腦裡に残らぬ様に思ふ。
- 六、彼等の性問題をも研究する事を忘れざること
- 七、其數へ來れば限りがないが之れは又後日に譲る。

# 讀者一茶室

新年を迎へて

岡山 井上生

拂曉東天に向つて合掌し頭を垂れて新年の辭を天神に致し、又本年も我等を守護し給へる祈る、靜かに眼を昂げて天の彼方を望めば元旦の曙光さつと射して見く陽は其の全身を現しぬ。

夫此の太陽の赫々たると共に刑政の發展も又然り、千葉の前田兄の吾等の爲めに喜ぶの記事我も共鳴する者なり、願くば全國の諸友諸兄と奪つて投稿し我が欄を賑はし給へ。

## 自治制實施に就て

久留米少年 池田鶴一

我が少年刑務所は、今年七月より自治制を實施し來れるが、其の結果如何は、我々實務の任に當る者の、等しく危懼と、不安の念が、深かりしに施行後の今日に在りては未だ半歳に至らざるに其効果は將來多大の可能性ある事を認めたり。

即ち各工場に組長、副組長、幹事二名を置く、そは各工場に於て、行狀善良にして技能を兼攝する者を撰舉せしめ、各幹事は組長を援助し共同責任を有せしむるが、施行前に比し遙に作業能率並に彼等の思想上好果現はれ懲罰の點に於ても減少の傾向にて將來に望みを有し居れり。

## 向上心

釧路 荒木生

受刑者の教養善導の任にある我々看守は精神上に又技術上に於ても被指導者より超越したる頭腦及技能の

保有者たるを要す其道程を造成するには控訴院管區に一ヶ所の看守教習所を設け専門なる教官をして教習の任に當らしめ然る後部長任用の如きも前記管區に於て施行し以て人材登用の途を開き看守の向上心を振作し有爲なる人物を養成すると共に其の者をして永く我刑務界に留めしむるならばその結果は豫想するに難からざるべし。

## 繩張り

京都 畠山生

京都では、宗教界にも、實業界にも、資本階級にも、勞働階級にも、繩張なる妙な習慣が残つて現在も行はれて居る、殊に勞働階級の繩張には、勇侠の色彩もあり、それも時勢の影響を受けて極度の偏狹に陥つて居る、例へば繩張り外から仕事を請負た場合はこの繩張りの者から侵害の過科とも謂か一種の酒代を暗々裡に要求する、若しそ

の請負者か快よく應じないならば其處に苦情を起し互に相下らず、抗爭となり、睨合となり双方集團して大亂闘を演ずるに至る彼等は一種の勇侠から苦しくとも其の苦みを埒外に訴へ様とはしない、工事を請負はせた者も、忌はしきことに思ひ何とか和解を試み様としても、したゝか金力の威光を以てするの外は如何なる慰撫も、彼等の耳に入らない、然ればと云ふて、之を警察に告げ、公衝に訴へて、事を其劈頭に解決せしめ様とすれば、後の祟か恐ろしいので手を引くのである、現に日々夜々繩張の脅威は行にれて居る、其の爲めに迷惑する者も不鮮に澤山ある、これか爲めに半築半止の建物を捨置き吾等戒護者等の世話になる者此の頃の不景氣風に收容者の過半数を占めて居る、この弊は社會一般に非常の影響を及ぼして實際繩張が京都市の生存を脅かして居るとも云へやう。

## 強くなれ

豊多摩 巴波

犯罪の裏に女ありとは云ひながら髪を結

ひに來た娘を誘拐藝妓に賣り飛ばした髮結さんがある。現在の女性はどうしてかうもたやすくだまされるのだらるか？それが女學校卒業の常識を備へた婦人ですら少しく心に屈託があると、すぐさま魔の手に乗せられて了ふとは實に情けないことである。近頃やかましく女權擴張が云々されるやうだが、こんな無氣力者では其の實現は尙前途遠遠であるばかりか、かうした弱い女性達許りでは益々婦女誘拐者、暴行者を跋扈せしめるやうなもので、モダンガールと云はれるやうな近代的女性はもう少し確固たる信念を保持して己を守り得るやうな強い女であつて欲しい。茲に婦女誘拐する者の罪は憎くむべきだが、若し今少し女性に強味があつたなら誘拐暴行によつて醸される人生悲劇や新しく發生する犯罪は多少とも未然に防止することが出來はすまいか？

## この上

鹿兒島 淺學 生

刑政が讀者の刑政となり着本を鶴首する

に至れるは誠に喜ばしき現象ならずや。願はくば今一步進んで讀者のページを二つに分け、一は論壇とし、他は文藝欄とか讀者の天地とか名稱を附し一般讀者の個々の趣味欄とされん事を願ふ一人なり。二者混合するも差支なき様なるも何となく物足らぬ憾あり。

## 拜啓

奈良 橋本生

最近雜誌刑政の体裁内容共に著しく改訂され幾千の讀者に等しく満足を與へ候事と存候從來の傾向は其記事等の關係から猫に小判の嫌ありてストーブの焚付や蚊燻へになり投棄せらるゝを見受け候へ共最近に至りては趣味の頁や家庭欄讀者欄など目を通して興するものも出來、自然に硬いものにも目を觸るゝ様になり益々其價値を發輝するに至る事と存せられ候殊に講義録綴込プリントを附録として發行するゝ事と相成候は何といつても大なる所良にて候。

妻の感化と僕の反省

生記

僕は主任より叱責を受け、も手續書迄徴されたそれは或事件に僅、巻き添へを食つたのである實に残念。らず短慮の僕は職を賭しても主任と争ひ度くも思つたがじつと辛捧した。歸宅後も更に忘るゝ不能す自暴自棄のやけ酒を呑だ、所が妻は非常に心配して僕の非行と短慮を諫めて「永き年月の内故叱責さるゝ事も有らん注意を受くる事もある可し其位の事に氣を腐らし休むの退くのと云ふは大人氣無き事なり自己の將來を思ひ家族の事を思はば可成辛棒仕て用勤せられ度し」と左れど所謂「諫言耳に逆ふの古語通り自分に共鳴せぬ妻の憎らしく突然彼女の面部を毆打した、「ウルサイ彼方へ行け」妻は風向き悪しと見て泣き叫ぶ幼児を背負ひ悄然と仕て目に涙を溜め乍ら無言で勝手に行つた、その彼女の後姿を見送た僕は實に、言ひ知れぬ悲哀を感じた思へば眞田藩士某の三女と生れし彼女然も長兄は蠶種業家として相當に暮し居るに反

しふ甲斐無く然も酒呑みなる自分如きに嫁したる不幸なる彼女、多数の小供(十歳を頭に五人)を抱へ貧苦と戦ひつゝ朝は早くより夜は遅く迄孜々と寸暇無く働き居る彼女、拜命以來官吏の妻として品位を保たざる可からざる苦しさを切り抜け居る辛苦の彼女と、其痛苦心勞を思ひ去り思ひ來たと實に哀れやら氣の毒やら自己の行狀を思ふに付け感謝と謝罪の念胸に迫るを痛感仕た、さうして自分は六年有餘の今日、未だ一年の皆勤も出來ず從て精勤も戴けざる有様故成績不良續きなる自分を思へば妻の諫言も更に無理は無し同期生たるM君を見るに付けても自己のふ甲斐無さを恨めしくも有り情け無くも有り又一而妻に對しては申譯無し杯考へて來ると酒も更に味も無く殊更自分の非を悟りては、又妻に對しても酒呑む勇氣も消へ失せ其儘酒を止め支度もそこゝに小供と共に煎餅布團の中にもぐり込だ。妻は未だ明朝の仕度のためか暗き勝手にことゝとやつて居る、背負ふた赤兒は眠たのであろう泣き聲はしなかつた。時計は十一時十分を指して居た。僕は布團

の仲から感謝と謝罪に満たされた心で今後は必ず眞面目に勤務し御前にも安心させむ又M君の如く良成績を得る様努力もせう自分は兎に角御前に對しても良成績を得て其心勞に報るようと固く誓ふたのであつた。翌日出勤して工場の掲示板を見ると「愛と感謝で物を見ると、此世には美しいものばかりだ」とあつた。

職務研究会

長野 鈴木 生

當所に於ける職務研究会は長野騷擾事件ぼつ發以來暫く休會中の處十一日二十二日午後五時正廳樓上廣間に於て第五回職務研究会を開催せらる會する者七十有餘名にして戸崎教務主任「受刑者處遇上に就て」富樫所長「官紀しん肅に就て」等各題下に縷々講演ありいづれも實務者にとりて參考となるもの多く午後六時三十分頗る盛會裡に閉會を告げた。

湯の町練りあるきけり  
地方で催されたいろ／＼の會合の狀況はどなたでも結構ですから御報道を願ひたいと思ひます。

讀者の詩林

川柳趣味

松江 津川紫吻

職務に追はれ勝の私から、人知れず放れ得ないもの一つに川柳の趣味がある。それは決して實に於て誇るべきものでもないが然し私としては尊い人生の糧ともなつてゐる。元來川柳は俗なものであると云はれて居るが、現在の川柳は決してそうではない。私は眞面目に川柳に學んで居る一人である。以下拙なき私の句を並べて賢明なる誌友諸兄の高評に待たう。

壁一重それがお隣り合せなり  
萬一と云ふ念を押す金のこと

集金海またお留守かと歸へる也  
女房に叱られて子を抱いてゐる

松山行

高松 愛日堂

○乗船して  
遙かなる海路に何の憂もなし名にし紅丸にのり居て

船室の持遇に

もてなしを受くる吾か身をかへり  
みて君が御稜威を彌思ふかな

多度津沖

夕まぐれまた暗からぬ筆の海筆の  
山邊の松そゆかしき

船窓

月影のわたる浪路にうつとりと枕  
もとらで夜を明かしけり

道後にて

友とちと揃ひ模様の浴衣着つ夜の

湯の町練りあるきけり

吾が宿

千葉 春風

見限つた庭にも時に手を入れて花  
見ん心吾れにもありけり  
落柿に鶏よるや露時雨

紅葉二首

千葉 遠藤生

時雨にし三室の山のみみじ葉は  
昨日に色の増きりてぞ見ゆ  
山松の深きみどりの木の間より  
紅葉の色はあらはれにけり

佐賀大演習實感

熊本 若村

皇國の健兒勇々しや佐賀の原  
砲聲に散るや春振の樫紅葉

結ばれぬ露營の夢や霜の原

刑政三題

松本市川生

年末はなにそれとなく忙しけれ好  
きな刑政讀めぬ日續く  
元日をなにより先きに筆取れば刑  
政に出す歌となりなき  
刑政の家庭ページをすゝむればも  
つて歸りぬ女賀客は

折に觸れて

千葉 伊藤紫影

巡閱の日は迫り來ぬ病み臥せる  
身にしあれども心忙はしき  
交代の時間迫れば何となく  
務め怠たる我心憂し  
正しくも我がいひつけに脊かじと  
務め勵める炊夫愛としも

(俳) (句)

讀み了へし刑政めくる春の風 松本紅東  
刑政を見てストープの冷めに鬼  
朝寒や鶏相寄りて動かざる 千葉花藤齋  
息に響る硝子障子や朝寒き  
巡警の頭巾目深し夜の雪  
翻れたる跡も薫るや菊の花 千葉光波  
養ひの力見えけり菊の花  
國技館にて

撰まれた菊や流石に花の艶  
憂々と靴音寒し長廊下 葉月  
木枯のぶつつかりけり煉瓦塀  
途中所見  
湯上りの賞めて通るや積る雪  
ぬかるみの凍つて迂る足駄かな 焦園  
降るくくと雨戸を叩く次雪哉  
水仙の美事に咲けり五錢鉢



家庭のページ



家庭の使命

一日庵

家庭は子供ばかりでなく親をも教育する所である。佛蘭西の或學者が名著述をして大に世を益したと云ふとてあるが彼は著述した後、如何にも大發見でもしたかのやうに、我れ書物をかきしにあらざり書物我れをかきしなり。と、言つたと云ふことであるが、彼が著述をして、大に世を益したには相違ないが、彼も亦その著述をしたことによつて大に自己を益したのである、そのやうに兩親がその子の模範となるまでの行爲を示すには、兩親自身も大に修養せんければならぬ。この修養が自分を教育して居るのでは

あるまいか。かう考へて見ると家庭は子供を人格的に教育する所であつて、同時にまた双親をも併せ教育する所である。之れが私の家庭は人を教育する場所であると云ふ所以である。以上の如く家庭の使命は一つ人生の慰安所であると共に、二つ人を教育する場所である。かゝる使命を擔うて家庭はこの社會に存在して居るのではありますまいか。そう考へて見ると、双親たるものは自分の家庭であるからと云つて、傍若無人の振舞の出来ぬばかりでなく、家庭は神聖にして犯す可らざる神の祭壇とも云つてよからうと思ひます。私は社會社會と絶叫する人々の多い今日、社會の單位

である斯の如き意味を有する家庭が世の中に多く現出せんことを希望して止まないのである。(人道)

家庭聯盟

一月を期してお奨めする

親子喧嘩、兄弟喧嘩さては犬も食はぬ夫婦喧嘩など、ややこしい家庭の紛擾は皆小言から始まる、これから茶碗が飛び、七首が光ることになるそこで、この生活の中から一切の小言を取つて除ける。と云ふのを標語とした家庭聯盟といふのが岡山に産聲をあげて、なか／＼成績を擧げて居る。この聯盟加入の家族團は日本全國に亘つて余程多數に上つて居るやうである。そして小言を抜き去るには各自が忍の一字を守ればよい、さうすれば感謝と祝福に暮らす明るい家庭になるといつて居る。

榮養の歌

佐伯博士作

主婦の日常生活食品・經濟・營養

第一節 總論  
覺めて朝日を仰ぐ時  
鬼をもひしぐ力あり  
夢安らかに眠りては  
疲れを醫す血汐あり  
寒さ暑さに打ち勝ちて  
直ぐなる心生ひ育ち  
病襲はむ隙もなし  
これ皆榮養の賜ぞ  
第二節 同上  
善き子善き孫生ひ立ちて  
外國人を凌ぐなる  
剛健偉大の人となり  
汲めども盡きぬ水ありて  
汲む水清く澄み渡り  
いと芽出度き神祭り  
人を生かしめ世を救ふ  
これ皆榮養の賜ぞ  
第三節 食品の效果  
乳、肉、卵、貝、豆は  
蛋白質とて肉となる  
芋と穀類糖類は  
含水炭素と稱へられ  
脂肪と共に燃え易く

### 臺所の切廻しは 冬が一番大切

からすれば経済になる  
一年中に家計経済のとりにか  
くいは夏と冬である、しか  
し夏は食物中心で其他には日  
が長いといふ事であるが、冬  
は服装が簡単に行かず、暖を  
とる必要もあり衣食の上に大  
きな關係が生じるので経済は  
うんと膨張します、それで少  
しの不注意から無駄をして、  
費用を多くします。従て主婦  
の切り盛り一つで如何ともな  
るのです。それでかうすると  
よいかと思ひますから申し上げ  
て見ませう、まづ

### 食物

は、寒くなるから脂  
肪分を多くとらねば  
ならぬ、脂肪分といふと必ず  
牛とか鶏と考へませうがその  
必要はない、肉類ならば細切  
りとかさうもつて野菜類を煮  
て食へばよく、又細切を挽い  
てコロッケにしてもよろしい

### 外出

から歸つたときは、  
手足の冷をいきなり

### 衣服

ですが寒いからと幾  
枚も重ねるのは不經  
済になる。それよりも肌着は  
晒布にしてその上に一枚二枚  
毛糸とか真綿の下着を用ゐる上  
着を一枚にして通すと、餘程  
経済でせう、殊に不斷着は銘  
仙とか紡績などより、セルカ  
ネルの方が丈夫であり保温性  
に富み、相當温をとることが  
出来ますから、このやうに考  
慮すればよいかと思ひます子  
供には發育盛りなので輕装に  
考へることです。

### 火鉢

はわら灰を用ゐる、木  
炭は一度水をかけた  
ものが、火氣もよく埃も少な  
くてよろしい、それから  
夜が長い關係上、夜ふかし  
をしますが、身體の爲め  
なり経済上から云へば無駄な  
夜更かしに流れないやう注意  
が肝要だろふと思ひます。

### おできと餅

昔から餅や油物など食べる  
と、おできが出来るといはれ  
て居たが、それは餅計りでは  
グキダミンB、油物の場合は  
グキダミンA、が缺乏して、  
外傷はうんだり、おできが出  
來安いのであると營養研究所  
が発表した。

### はだのアレは 食物で治る

皮膚の荒れを防ぐには、外  
部からクリームやリズリンを  
塗付けたのみではその目的を  
達するに不充分です。荒れ性  
の人は大抵脂肪分に富んだも  
のを嫌ふやうですが、脂肪分  
をとる必要があります。それ  
には概して、牛豚鳥類より魚  
類の脂肪が消化しやすい。そ  
こで成るべく自分の好む魚で  
脂肪にとんだものを選び、そ  
してその脂肪の消化吸収をよ  
くする爲に、ネギ類、大根、  
チャガイモなどを用ゐるが良  
く胃腸の機能を旺盛ならしめ  
るやうすれば有効である。

### 鹽

イカ、カツオ、アユ  
などの鹽からはそれら  
の臟物がある期間鹽漬  
にした上にそれに特殊  
の香味を加へたもの。  
それに複雑な化學的變  
化が起るので營養上の價値が  
少なくなない。古來、酒の肴に  
ひどく珍重されてゐるが今日  
の科學から見ると嗜好品以上  
である。その主なものはカル  
シウム分を體內に供給するこ  
とで、カルシウムの注射やオ  
スゲンの内服などに優るとも  
劣らぬもの。その上食欲をい

### 古本の消毒

古本を滅菌するに便利有效  
な方法は、鹽化カルチウム一  
分とフォルマリン二分の混液  
中にきれを浸す一方、密閉の  
出来る木函と金網を用意し、  
液に浸したきれをよくしばつ  
て函の底にしいた上に金網を  
おき、その上に消毒すべき古  
本をのせる、しかし古本はひ  
ろげてのせ二十四時間そのま  
まにしておくと古本に付いて  
ゐるバクテリアがたとひ結核  
菌のやうな頑固なものであら  
うと完全に消毒されてしまふ  
この場合に用ふるきれは新  
しい雑きんで澤山。なほこの  
消毒装置が半年の効力をもつ  
ことは確である。ゆゑに捨て  
ゝはいけない。再三使ふべき  
ものである。

### 風味を失なはぬ 海苔の貯へ方

ブリキの罐の下に煎り麥を  
敷きつめてその上に保存しま

燃えて力と熱となり  
餘るはやがて落つきて  
體豊かに肥すなり

第四節 保健食糧  
普通に働く普通の人  
一日中に要る糧は

廿五の蛋白と  
含水炭素、脂肪とも  
二千五百のカロリイを

保健食糧と世に名づけ  
榮養豊かに適度なる  
人の食事の標準ぞ

第五節 榮養食  
住き食物を人間は  
榮華の珍味賞ふなよ

價の低き品々に  
榮養あるもの數知れず  
多くの肉の中にても

魚類は殊に優れたり  
干物、惣物、鱈、鰯  
鯨、生鯛、みな一つ

第六節 經濟榮養  
豆腐、納豆、味噌、黄粉  
豆、肉の代用なれ

小間肉や煮干添へし  
美味と榮養兼ね得べし  
凡そ調理に心して

廢物出さぬ工夫せよ  
貯藏の法を辨へて  
天の恵みを無益にすな

第七節 節米  
穀一粒に包まれし  
無慮の功徳思ひなば  
適度に精げ洗はずに

米を用ふる術を知り  
米乏しくば麥を食み  
麥、粟、蕎麥、黍、稗に芋

赤き血汐と硬き骨  
第八節 食養  
一つの食に偏よるな

老と若きは差別あり  
骨、皮、生物合せ攝り  
無機質ビタミン事缺かず

凸「家の母さんは何でも出来  
るよ。」  
凹「僕の母さんだつて何でも  
出来らア、ぢや、君の母さんは  
こんなことが出来る？」  
凸「そんなこと何でもないさ  
えらいんだもの、僕の母さん  
は齒だつて皆はづしたりはめ  
たり出来るだんよ。」  
凹「……」

飽く迄求むな胃袋は  
日常の習慣第一ぞ  
中にも咀嚼に心せよ  
健康、長壽思ふま

第九節 夏の食  
物皆凍る冬の日  
人の體の表より  
失ふ温多ければ

脂肪に富むもの多くとり  
金石溶くる夏の日  
野菜果物は夏の日  
寒き暑さは變れども

打ち勝つ體健やかに(終)

會報

○刑務所職員聯合演武大會

●第一區

——於千葉市武德殿——

客年十二月廿一日 第二區は千葉支部主催にて千葉市武德殿に於て開催、定刻午前九時相墨支部長の開會の辭に次で、柔劍兩審判長の訓示あり、柔劍兩部に分れて団体試合に入る、選手の意氣は天を衝き一勝一敗左の記録を残して午前十一時三十分終了休憩食の後、會長を代理し岡部書記官挨拶をなし、引續き柔道部は相墨四段、神田四段の形劍道部は日本刀にて三上、藤崎兩教士の帝國劍道の形あり、出席選手の高點試合に移る、劍道上野國茂氏(宇都宮)は九八を撫て斬にし、柔道吉田文雄氏(豊多摩)は隣く九名を併し優勝した、後神田四段、三松範士の模範稽古を行ひ午後二時三十分岡部書記官は會長に代りて優勝旗及賞狀並個人優勝銀製カップ等を授與し訓示相墨支部長閉會を告げた。

當日來賓は、香川本會理事、聯合刑務所長、永富地方裁判所長其他官公徇學校長多数であつた。

□劍道部 (決勝戦)

(摩多豊)	三段 岩崎權五郎	(戸水)	〇〇 二段 吉田定次
	〇〇 三段 吉野幸助		二段 武藤義春
	〇〇 三段 保谷鐵四郎		二段 藤咲利右衛門

□柔道部 (決勝戦)

(千)	× 三段 皆川民	(小)	× 二段 三浦甚衛
	× 二段 稻垣泰助		× 初段 畑山泰治
	× 二段 長金之助	(菅)	× 初段 柴田雄
一等	千葉刑務所		
二等	小菅刑務所		
三等	横濱刑務所		

●第四區

——於岡山刑務所——

第四區は岡山刑務所主催の下に客年十二月五日全所に於て開いた、本會からは香川理事出席し、豫定のプログラムに依て進行、盛會裡に終了した。戦績は左の通りである。

劍道部は、優勝戦大阪、岡山對抗となり岡山の勝に歸し

□劍道部 (決勝戦)

三等 德島刑務所  
となつた。

柔道部は、岡山對神戸の決勝となり、是亦岡山の勝とたり。

一等	岡山刑務所	二段	田原岸夫
二等	神戸刑務所	初段	小林藤十郎
三等	廣島刑務所	初段	河本鐵雄
劍道		二段	坂口喜曾市
		初段	中田實
		初段	岡 幸

●第五區

——於熊本武德殿——

第五區は客年十一月廿三日、熊本刑務所主催にて全市武德殿にて催された、午前八時屋山支部長の開會の辭、優勝旗返還次で當日の審判係野野教士(柔) 澤教士(劍) から審判上の注意あり、劍道型(澤、宮原) 柔道型(宇土、大賀)を遣ひ終て、柔劍兩道の試合に移つた、兩部ともに白熱の大接戦を演じ、柔道三池、劍道久留米少年の優勝する處となつた、優勝旗及賞狀并賞品の授與あつて、出席の正木書記官は會長を代表して訓示を述べた、最後に屋山支部長閉會を宣し午後四時半散會となつた。當日の得點を

擧げると左の通りである。

劍道部	一等 久留米少年刑務所 四十七點
	二等 岩橋(二〇) 諸岡(一六) 樋口(一七)
	三等 三池刑務所 四十五點
	長崎刑務所 四十五點
柔道部	一等 三池刑務所 十點
	山田(五) 矢ヶ部(五)
	二等 熊本刑務所 七點
	福岡刑務所 六點

○茶話會

十一月二十七日午後二時より例月の通り茶話會を開催し、海軍大佐杉本幸雄氏に講演を御願した大佐は海軍の一斑といふ演題の下に軍人には稀に見る雄辯を以て講演の中途に於て一時休憩してまでもその後通じて二時間半に亘りて朗々と長廣舌を振られた。當日の出席者は

- 尾原靜乘、中村利義、古矢嘉助、竹村嘉太郎、梶原重春、鈴木光造、西部利惠、和田千松郎、五島林太郎、角田重美、秋庭正道、井川信一、枇杷橋喜一、青柳彌録、山本光毅、石澤信次、伊藤義藏、横山和義、酒井代三男、佐藤金司、持田久藏、村木孝吉、森田信次郎、高橋福治郎、楠原亮照、





有之候條設備ニ欲陷アル向ハ至急障壁等ヲ以テ房舎工場等ヲ分割スルコトニヨリ兩者ノ近通接觸ヲ避ケシムル様致度尙監獄法第二條ト少年法第九條トノ關係ニ付疑義ヲ抉ムモノアルカ如キモ前者ハ後者ニヨリ廢セラレタル義ト御承知相成度候

●收容者絶食セシ場合ノ處置ニ關スル件依命通牒

(大正十五年十一月十日) 行甲第一七九三號

從來刑務所ニ於ケル絶食ハ概ネ變質者若クハ激情性收容者ノ企行スル所ニ係リ多クハ一時的感情ノ奔逸興奮ニ依ルモノニシテ容易ニ其ノ非ヲ悟リ間モナク常態ニ復スルヲ通例トシタルモ最近ニ於テハ一種ノ奇矯的賣名行爲ニ出テ或ハ刑務當局ニ對スル根強キ反抗心ニ萌シ往々長期ニ亘リ絶食ヲ企ツルモノアリテ之カ取扱ニ付ハ前者ノ如ク簡單ナル能ハス自然刑務所ヨリ之カ處置ニ付キ問合セ越ス向モ有之候處如此行爲ハ密ニ行刑ノ趣旨ニ反シ且所内ノ紀律維持上ヨリスルモ放置ヲ許サ、ル處ナルノミナラス絶

食ノ永續ハ本人ノ健康ヲ害シ惹テ其ノ生命ヲ危殆ナラシムルニ至ルヲ以テ將來如此事實發生ノ場合ニハ大体左記ニ依リ御取扱相成度

左記

- 一、先ツ以テ所長、醫師、教誨師等ヨリ懇篤ニ諭示、訓戒ヲ加ヘ其ノ非違ヲ悟ラシメ速ニ之カ中止ヲ爲サシムルコトニ努ムルコト
- 二、右訓諭ヲ肯セス強テ絶食ヲ企行スルトキハ相當ノ懲罰處分ヲ爲スコト
- 三、若シ長キニ亘リ絶食ヲ續行スルモノアルトキハ其ノ精神狀態、体力(体重、呼吸數、脈數、血壓等)ヲ診査シ機宜ノ方法ヲ採ルコト例ヘハ之ヲ準病者トシテ病舎ニ收容シ先ツ送口給養、鼻道給養等ノ方法ニ依リ榮食ヲ供給シ不得已場合ニハ滋養灌腸、皮下注射、靜脈注射ヲ施ス等精神病者ノ絶食者ニ對スル如ク一般人工榮養ヲ行ヒ專ラ体力保持ノ爲最善ノ手段ヲ講シ此ノ間ニ在リテモ適宜ノ機會ヲ捕ヘ訓戒ヲ加ヘ非違ヲ改メシムルコト
- 四、受刑者五日以上絶食繼續ノ場合ニハ之

ニ對スル處置其ノ他頗未狀況ニ付キ速ニ當局ニ報告シ刑事被告人又ハ被疑者絶食ヲ始メタルトキハ速ニ當局及檢事ニ報告スルコト

●丙種受刑者ノ處遇上ニ關スル件

(大正十五年十一月十三日) 行甲第一八〇三號

標記ノ件ニ關シ別紙ノ通關係刑務所長へ通牒發シ置候ニ付テハ貴所ニ於テモ其取扱上遺算ナキヲ期セラレ度候

【別紙】 行甲第一八〇三號 大正十三年十一月十三日 司法省行刑局長 熊本刑務所長宛

丙種受刑者處遇上ニ關シ通牒

大正十年十二月司法省訓令監甲第一〇九八號ニ依ル兇惡不冝囚ノ集禁ハ同年同月監甲第一〇九八號監獄局長通牒ニ基キ性兇惡ニシテ普通ノ方法ヲ以テ禦シ難キ者ノ集禁スル趣旨ニ有之從テ一旦收容シタル後賞遇ニ價スル行狀ヲ持續シ又ハ假釋放ヲ許可スルニ足ルヘキ程度ニ立チ至リタルトキハ直

ニ丙種處遇ヲ解除スヘキ義ニ候處貴所ニ於テ或ハ賞遇ヲ與ヘ或ハ假釋放ヲ上申セラル、者ニ對シ丙種處遇ヲ繼續セラル、ハ妥當ナラサル様認メラレ候間御考慮相成様致シ度候

●女收容者ノ取扱方ニ關シ通牒

(大正十五年十一月二十日) 行甲第一八三九號

女看守ノ配置ナキ刑務所ニ於テ女收容者アリタル場合ノ取扱方ハ各所區々ニ相成居候處爾今左記方法ニ依リ處遇ノ適切ヲ期セラレ候様致度候

記

- 一、本文所ニ於テハ定員内ニ於テ女雇員ヲ採用シ之ニ女看守ノ事務ヲ囑託シ置キ入浴立會並身體衣類ノ検査等ヲ爲サシムルコト
- 二、出張所其他女雇員採用困難ナル本所又ハ少年刑務所等ニ於テハ配賦豫算内ニ於テ職員ノ家族其他適當ナル女子ヲ選定シテ之ニ女看守ノ事務ヲ囑託シ置キ前項

事務ニ當ラシムルコト

●傳染病者在所日數短縮ニ關スル件通牒

(大正十五年十一月二十日) 行甲第一八四〇號

刑務所内ニ傳染病發生セル場合ニハ全刀ヲ傾注シテ之カ防疫施設ニ從事セラレ居ル儀トハ思料候ヘ共而カモ病勢久シキニ亘リテ容易ニ衰ヘス或ハ又備後多數續發ノ虞アル場合ニ於テハ自然所ノ内外ニ不安ノ念ヲ誘起セシメ爲メニ刑務全般ノ活動ヲ萎縮セシムルニ至ルノミナラス在所日數ノ増加ニ伴ヒ傳染力ヲ強大ナラシメ稍モスレハ病毒ノ巢窟ト化スルノ危険アリ傍々刑務所管理上有形無形ノ損失極メテ大ナルモノ有之様被認候就テハ一旦傳染病(コレラ、赤痢、腸チブス、痘瘡、猩紅熱、ペスト、流行性腦背髓膜炎)發生ニ際シテハ避病舎其他完全ナル豫防設備ナキ所ニ在リテハ先ツ以テ關係官衙公署ト協議ヲ遂ケ可成保釋、責付、執行停止等ニ因リ釋放シ尙事情ニ因リ費用其他ノ點ヲ考慮シ病院移送ノ措置ニ出ツル等努メテ傳染病者在所日數ノ短縮ヲ計ラレ度候

○司法大臣官房保護課長 并行刑局長通牒

●假出獄少年ニシテ取締規則ニ違反シタル場合通牒

(大正十五年十二月十三日) 保第三四九八六號

假出獄少年ニシテ刑法第二十九條第一項ニ該當スル者アルトキハ檢事ハ假出獄取締規則第十六條ニ依リ司法大臣ニ申報スヘキモノナル處檢事ニ於テハ刑法第二十九條第一項第一號乃至第三號ノ場合ハ事件ノ送致其ノ他ニ依リ之ヲ認知スルコトヲ得ヘキモ同第四號ノ場合即チ監獄法第六十七條假出獄取締規則並假出獄少年取締規則ニ違反シタル行爲アル場合ノ如キハ檢事ニ於テ之ヲ認知シ難ク爲ニ假出獄ノ期間ヲ經過シ其ノ取消不能ナラシムル虞ナキニ非サルヲ以テ觀察中ノ假出獄少年ニシテ右ニ該當スルコトヲ發見シタル時ハ遲滞ナク所轄檢事ニ其ノ旨通報相成候様致度

行刑統計

大正十五年八月中入出監並月末在監人員 (△ノ減)

Prison Population during the Month of August

受刑者 刑事故人 勞務場留置者 乳 總計	越員入	監出	監現員	前月末日		前年同月		增減 前月比較	前年比較
				現員	在	未日現在	未日現在		
刑事故人	39,920	3,003	3,426	39,497	39,920	38,210	38,210	△423	1,000
勞務場留置者	3,281	3,252	2,918	3,615	3,281	3,285	3,285	334	330
乳	273	314	340	247	273	177	177	△26	70
男	15	—	5	10	15	18	18	△5	△8
女	42,564	6,357	6,461	42,460	42,564	40,739	40,739	△104	1,721
總計	925	212	228	909	925	951	951	△16	△42
備考	43,489	6,569	6,689	43,269	43,489	41,690	41,690	△120	1,679
備	內朝鮮人受刑者男595人 刑事被告人男91人 支那人受刑者男120人 全刑事故人32人 露西亞人受刑者男2人								

大正十五年八月末在所者人員表

The Number of the Inmates during the Month of August, 1926

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced		刑事被告人 Prisoners Accused		勞務場留置者 Prisoners in "Roeki-jo" (Place of labour in lieu of fine or penalty imposed)			乳兒 Babies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	1,138	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,138	—	1,138
市谷 Ichigaya	236	33	770	12	23	—	23	—	—	—	1,029	45	1,074
豐多摩 Toyotama	1,075	—	—	—	1	—	1	—	—	—	1,076	—	1,076
集島 Sugamo	2,111	—	—	—	5	—	5	—	—	—	2,116	—	2,116
横浜濱 Yokohama	506	—	135	3	9	1	10	—	—	—	650	4	654
千葉葉 Chiba	798	1	31	—	2	—	2	—	—	—	831	1	832
水戸 Mito	448	1	35	2	4	—	4	—	—	—	487	3	490
宇都宮 Utsunomiya	379	141	11	—	2	—	2	2	—	2	394	142	536
前橋 Maebashi	1,022	—	67	—	5	—	5	—	—	—	1,094	3	1,097
靜岡 Shizuoka	574	1	212	1	1	—	2	—	—	—	787	2	790

甲府	Kofu	714	—	714	23	25	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	739	2	741
長野	Nagano	714	13	727	159	163	4	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	877	17	89
新潟	Niigata	455	7	462	58	58	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	515	7	522
京都	Kyoto	858	151	1,009	130	131	12	12	—	—	2	—	—	—	—	—	—	1,002	152	1,154
大阪	Osaka	2,522	6	2,528	392	396	13	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,927	12	2,939
神戸	Kobe	1,576	3	1,579	17	139	22	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,735	5	1,740
奈良	Nara	737	—	737	9	10	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	747	1	748
滋賀	Shiga	459	—	459	13	14	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	475	1	474
徳島	Tokushima	569	19	588	24	29	3	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	601	20	621
高松	Takamatsu	784	2	786	32	33	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	818	3	821
高知	Kochi	681	10	691	21	21	5	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	707	11	718
名古屋	Nagoya	1,721	86	1,807	158	162	15	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,96	90	1,986
三重	Mie	719	—	719	47	47	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	767	—	767
岐阜	Gifu	496	—	496	41	41	3	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	540	1	541
金澤	Kanazawa	738	22	760	21	25	14	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	759	26	785
廣島	Hiroshima	1,057	74	1,131	58	64	12	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,129	81	1,210
山口	Yamaguchi	616	—	616	53	53	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	670	—	670

岡山	Okayama	769	7	776	134	141	17	17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	920	14	934
松江	Matsuyama	686	22	708	23	25	4	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	713	24	737
松山	Matsuyama	592	1	592	50	51	11	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	653	2	655
長崎	Nagasaki	632	—	632	59	60	6	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	997	1	998
三池	Miike	1,339	—	1,339	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,339	—	1,339
福山	Fukuyama	1,687	83	1,770	125	128	12	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,824	88	1,912
大分	Oita	419	—	419	31	33	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	451	3	454
熊本	Kumamoto	1,032	1	1,033	64	65	5	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,101	2	1,103
鹿兒島	Kagoshima	484	5	489	15	17	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	451	7	458
宮崎	Miyazaki	350	—	350	9	9	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	392	—	392
神戶	Kobe	231	4	235	8	8	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	241	4	245
宮城	Miyagi	852	68	920	52	52	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	906	68	974
福井	Fukui	392	—	392	48	50	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	441	2	443
山形	Yamagata	247	—	247	22	24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	269	2	271
秋田	Akita	438	—	438	22	22	2	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	462	2	464
青森	Aomori	271	1	272	19	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	290	2	292
札幌	Sapporo	1,014	50	1,064	101	106	10	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,25	56	1,181



Volume XL

Number 1

# THE KEI SEI

The Journal of the Japanese Prison Association

January 1, 1927

## PRINCIPAL CONTENTS

Prison Reform in Belgium . . . . . Thorsten Sellin

Crime and Newspaper . . . . . K. Ikeda

Assistant Secretary,  
Dep. of Justice

Waiting the Inspection . . . . . Warden Arima

Kosuge Penitentiary

Switzerland as the Seat of the League

of Nations . . . . . J. Kawanishi

Bureau of Social Wel-  
fare, Home Office

Foreign News . . . . .

Prison Statistics . . . . .

Published

By

“KEIMU KYOKWAI”

(The Japanese Prison Association)

Near Department of Justice, Nishi Hibiya-machi Kojimachi,  
Tokyo, Japan